

事例コード | 200201

2002年（平成14年） 台風6号洪水

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 14 (2002) 年 7 月 11 日午前 0 時 30 分頃、台風 6 号は房総半島に上陸、三陸沖を北上したのち北海道に再上陸し、オホーツク海上へと抜けた。台風の接近に伴って活発化した梅雨前線と台風の強い雨雲の影響により、9 日から 11 日にかけては東海地方から東北地方の広い範囲で大雨となった。

主な豪雨域は、岐阜県西部、静岡県東部～山梨県西部、群馬県北部～栃木県北部であり、この大雨により各地で河川が増水し、直轄河川では全国 24 水系 58 河川で警戒水位を超えた。このうち、阿武隈川、北上川、利根川水系思川の 3 河川は氾濫の恐れのある危険水位を超え、さらに木曾川水系の揖斐川と牧田川、那珂川の 3 河川は氾濫の危険性が最も高くなる計画高水位をも超えた。

○被害状況

- ・岐阜県では、長良川が増水して警戒水位を超え、濁流による堤防の崩落が相次いだ。群馬県では、竜巻とみられる突風や土石流が発生した。福島県では、阿武隈川が危険水位を超え浸水被害が発生し、宮城県では旧北上川、江合川が溢れて浸水被害が発生した。岩手県では北上川支川の氾濫などにより 45 市町村で浸水被害が発生した。
- ・記録的な大雨により、全国で死者・行方不明者 7 名、住家の全壊・半壊 41 棟、床上浸水 2,533 棟、床下浸水 7,642 棟など、各地で大きな被害をもたらした。

表 1 台風 6 号の主な被害状況 (平成 14 年 10 月 25 日作成)

都道府県名	人的被害 (人)			住家被害 (棟)				
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	浸水	
							(床上)	(床下)
全国合計	6	1	29	14	27	201	2,533	7,642
岩手県	2		8	4	12	79	1,023	2,537
宮城県	1		3	1	2	8	541	2,874
福島県			3	1		10	389	724
栃木県							48	139
群馬県			10	8	11	93	13	108
山梨県							1	51
岐阜県	1		2			2	391	515
静岡県						1	26	124

(2) 災害後の主な経過 (東山町・川崎村)

- ・岩手県で最も被害が大きかったのは南部の東山町で、10 日から 11 日にかけて大雨となり、町内を流れる北上川支川の砂鉄川では午前 3 時に警戒水位を超え、午前 5 時 30 分頃から氾濫した。午前 7 時 8 分には、長坂、松川の両地区合わせて 900 世帯 2,100 人に避難勧告が発令された。同日午前 7 時 30 分、町は災害対策本部を設置して対応した。
- ・砂鉄川支川の猿沢川も 11 日午前 8 時頃から急激に増水して氾濫。県は東山町に対し 11 日、災害救助法を適用した。
- ・砂鉄川が北上川と合流する地点に位置する岩手県川崎村では、午前 7 時には災害対策本部を設置して災害の対応に当たった。村を東西に流れる千厩川も増水、また、北上川も急激に増水し、同村の諏訪前地点で、12 日午前 1 時に危険水位を大きく上回り、浸水被害や土砂災害が各所で発生した。孤立した住民も多く、水防団員が救助用ボートなどで救出に当たった。(次頁参照)

表2 災害後の主な経過（岩手県・東山町・川崎村の取組状況）

年	月日	項目
平成14年	7月10日	17:25 県内全域に大雨洪水警報
	7月11日	5:30頃 砂鉄川の氾濫が始まる
		7:08 東山町長坂、松川地区に避難勧告
		7:00 川崎村災害対策本部設置
		7:30 東山町災害対策本部設置
		8:00頃 猿沢川の氾濫
		8:20 東山町から県に対し、住民救助の自衛隊災害派遣の要請
		12:00 東山町から県に対し、給水活動の自衛隊災害派遣の要請 東山町に災害救助法適用
	7月12日	1:00 川崎村諏訪前地点で、北上川の危険水位を上回る
	7月13日	岩手県知事が現場視察
8月2日	岩手県が国に対し、激甚災害法の適用を要望	
10月11日	砂鉄川流域に災害対策関連事業（河川激甚災害対策特別緊急事業等）が採択	
12月20日	第1回生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会	

【参考文献】

- 1) 千厩地方振興局土木部『自然の驚異にさらされて～台風6号による被災状況とその復興に向けて～』平成15年3月。
- 2) 岩手県ホームページ『一級河川砂鉄川河川激甚災害対策特別緊急事業における多自然川づくりの紹介』（<http://www.pref.iwate.jp/>）。
- 3) 内閣府・災害情報一覧ホームページ『平成14年台風第6号に伴う大雨による被害状況について（第13報）平成14年11月5日』（<http://www.bousai.go.jp/kinkyu/h14/taifu06-13.html>）。
- 4) 国土交通省河川局『災害列島2002災害の予知・予測への挑戦』平成15年。

2. 災害復興施策事例の索引表

200201	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1: 被災状況等の把握	●————→	【20020101, p237】		
施策2: がれき等の処理		●————→	【20020102, p237】	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1: 復興体制の整備		●————→	【20020103, p238】	
施策2: 復興計画の作成		●————→	【20020104, p238】	
施策3: 広報・相談対応の実施				
施策4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1: 緊急の住宅確保				
施策2: 恒久住宅の供給・再建				
施策3: 雇用の維持・確保				
施策4: 被災者への経済的支援				
施策5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1: 公共施設等の災害復旧		●————→	●————→	●————→
		【20020105, p238】		
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3: 都市基盤施設の復興				
施策4: 文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1: 情報収集・提供・相談				
施策2: 中小企業の再建				
施策3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20020101】被害調査・被害アンケートの実施（東山町）

- 被害調査の方法
 - ・区長（町内会長）の協力で、床上、床下の浸水状況を調査してもらい被害概要を把握した（1行政区20～300世帯）。
 - ・被害概要をもとに、詳細を町の建設、農林担当の職員が調査した。
 - ・過去の被災経験から、区長の協力による被害調査という方法が浸透していた。
 - ・今回の調査では、新しい被害認定基準を基にした調査を実施しなかった。
- アンケート調査
 - ・役場が実施したものではないが、町の公民館で、被災者に対するアンケート調査を実施した。
 - ・調査対象：被災地区の住民

【20020102】ゴミ・ガレキ処理（東山町）

- ゴミ・ガレキの収集
 - ・町で建設業者のトラックを委託し各世帯から収集した。
 - ・回収時に畳回収トラック、家電回収トラックのように回収物を限定して集めた。最初から分別して集めていたことが、後の処理に役立った。
 - ・ゴミの分別は平常時から厳しく実施しており、住民に浸透していた。平常時からゴミに対する住民の意識が高かったため、災害時においても少々苦情があったが大きな問題にはならなかった。
 - ・災害ゴミの収集は、被災後約3週間後の8月2日まで実施した。
- 仮置き場
 - ・被災翌日からゴミの収集を開始した。当初は、平常時から委託している一部事務組合に持っていたが13日には一杯になってしまい、町有地に仮置きすることにしたが、すぐにそこも一杯になってしまい、2箇所仮置き場を増やした。
 - ・普段はゴミ処理を組合に委託しているため、急にゴミ処理の事務が発生した当初、どこに問い合わせるのか分からなかった。手続きも何をしたいのか分からない状態だった。近年水害にあった軽米町に行って情報を得た。
 - ・ゴミの収集・運搬を委託するには、町の業者が最初に浮かぶ。ゴミを運ぶトラックがある業者といえば、建設業者である。しかし、道路復旧用にも使用するため台数に限りがある。今回は、被災前の事業として下水工事を大手建設業者に頼んでいたため、そこに支援を依頼した。
- 最終的な処理
 - ・燃えるゴミは大東町のゴミ処理センターで処理が可能だったので、センターに運んだ。
 - ・畳、家具についても、細かくすればセンターで処理できるため、ゴミの粉碎業者を捜し、8月から処理を開始した（町負担で実施）。
- リサイクル法対象製品への対応
 - ・リサイクル対象製品についても、トラックで収集し仮置場に山積みにした。
 - ・リサイクル対象製品はすべてリサイクルに回した。泥だらけのものは、水で洗い流したりした。
 - ・対象となる家電製品の中には、この際だから捨ててしまったというものが混ざっていた。
 - ・一般ゴミを含め明らかに災害ゴミではないもの（まだ十分使えるような自転車）などが多くあった。
 - ・そのまますべて収集していたが、国の査定では、補助は災害で発生したゴミが対象であるため、証明できなければ補助は認められないと言われた。
 - ・被害調査で床上50cm以上の家屋からのものを浸水ゴミと認めることとした。公民館のアンケートで被害を受けた家電・家具の質問をしていたので、回答内容と浸水状況を照らし合わせ、被災ゴミを判断した。
 - ・結局、4割弱がリサイクルゴミの補助を受けることができなかった。
- 教訓
 - ・ゴミを処理する業者との協定を結んでおいて、すぐに対応できる体制を事前から作っておく。
 - ・県も業者を把握しておいて、すぐに被災地周辺の業者リストを市町村に提示する等の支援をして欲しい。
 - ・他の処分場に持っていった場合に費用がかかる所もある。遠い場合には、高速代などさらに費用がかかる。ゴミ処理には補助が出るというが、1/2であり残りは町が負担するため、遠くに持っていくことで費用をかけるか、町内で長期間かけて処理するか選択が難しい。

【20020103】復旧・復興体制の構築（岩手県）

- ・本災害では、全体的な復旧・復興体制は構築されていないが、岩手県では、平成14年10月11日、台風6号で甚大な被害を受けた砂鉄川流域について、抜本的な治水対策を目指した災害対策関連事業（河川激甚災害対策特別緊急事業等）が採択された。
- ・本事業は国土交通省、岩手県、東山町、川崎村が連携して行い、砂鉄川の狛鼻溪下流部から北上川合流部までの、およそ12kmの全区間で堤防が整備されることになった。【20020105】を参照。
- ・「砂鉄川治水懇談会」「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」から、砂鉄川整備方法の提言が行われ、また、地元住民による「親しみのある砂鉄川を語り合う会」などが開催された。

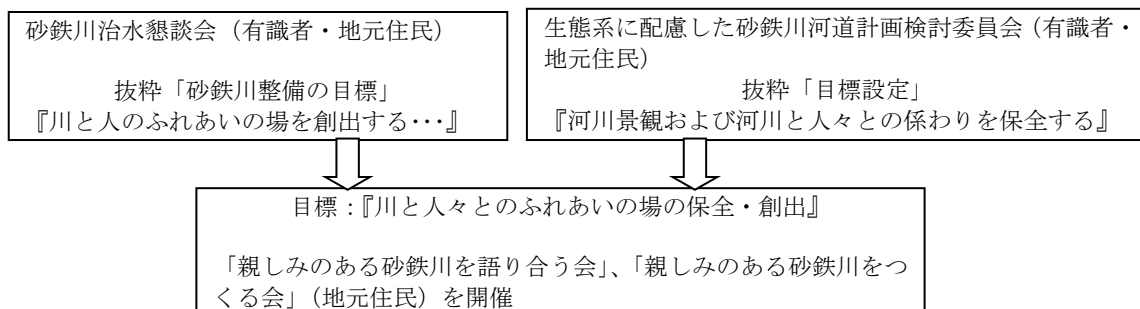


図 砂鉄川治水対策の懇談会と検討委員会の体制

【参考文献】

- 1) 国土交通省河川局『災害列島2002災害の予知・予測への挑戦』平成15年。
- 2) 岩手県ホームページ『一級河川砂鉄川河川激甚災害対策特別緊急事業』
(<http://www.pref.iwate.jp/~hp4005/satetugekiHP/satetugeki.htm#gaiyou>)。

【20020104】復旧・復興計画の策定（岩手県）

- ・岩手県では、以下の復旧事業が行われた。
 - 治水関連事業
 - 農作物被害に対する対策
 - 農作物災害復旧対策事業
 - 農地・農業用施設被害に対する対策
 - 林業施設被害に対する対策
 - 森林被害に対する対策
 - 水産業被害に対する対策

【参考文献】

- 1) 岩手県『平成14年農林水産業気象災害年報』平成15年4月。

【20020105】砂鉄川総合的・緊急治水対策（国・岩手県）

- 概要：
 - ・平成14年7月の台風6号の接近により災害を受けた砂鉄川において、再度災害の防止と抜本的な治水対策を図るための「河川災害復旧等関連緊急事業」、「河川激甚災害対策特別緊急事業」、「河川等災害関連事業」が採択された。これまでの「床上浸水対策特別緊急事業」などと併せて総合的な治水対策が実施されることになった。
 - ・これらの事業は、「連携」「上下流一貫」「短期集中」をキーワードに東北地方整備局・岩手県が実施するもので、14年度より緊急に着手することになった。（次頁参照）

表 砂鉄川総合的・緊急治水対策の概要（国、岩手県）

事業	概要	実施期間	実施主体
河川災害復旧等関連緊急事業(復緊)	上下区間の河川改良復旧による下流部での流量増加量へ対応するため、上流での改良復旧と一体となって緊急的かつ集中的に築堤の整備などを実施する。	平成14年度～17年度	国土交通省
河川等災害関連事業(関連)	再度災害の防止を図るため、被災箇所原形復旧だけでなく、河道の掘削や築堤の整備などを緊急的に実施する。	平成14年度～16年度	岩手県
河川激甚災害対策特別緊急事業(激特)	台風により激甚な被害を被った区間において、再度災害防止を図るため、緊急的に河川の改良事業を実施する。	平成14年度～18年度	岩手県
床上浸水対策特別緊急事業(床上) ※既往事業	平成10年8月洪水による洪水被害を契機に、浸水被害の解消を図るため、平成11年度より抜本的な築堤の整備などを進めている。	平成11年度～16年度	国土交通省
広域一般河川改修事業(広域一般) ※既往事業	河積が不足しており出水のたびに浸水被害を被っていたため、災害発生防止を図るため築堤の整備などを実施している。	昭和41年度～平成14年度	岩手県

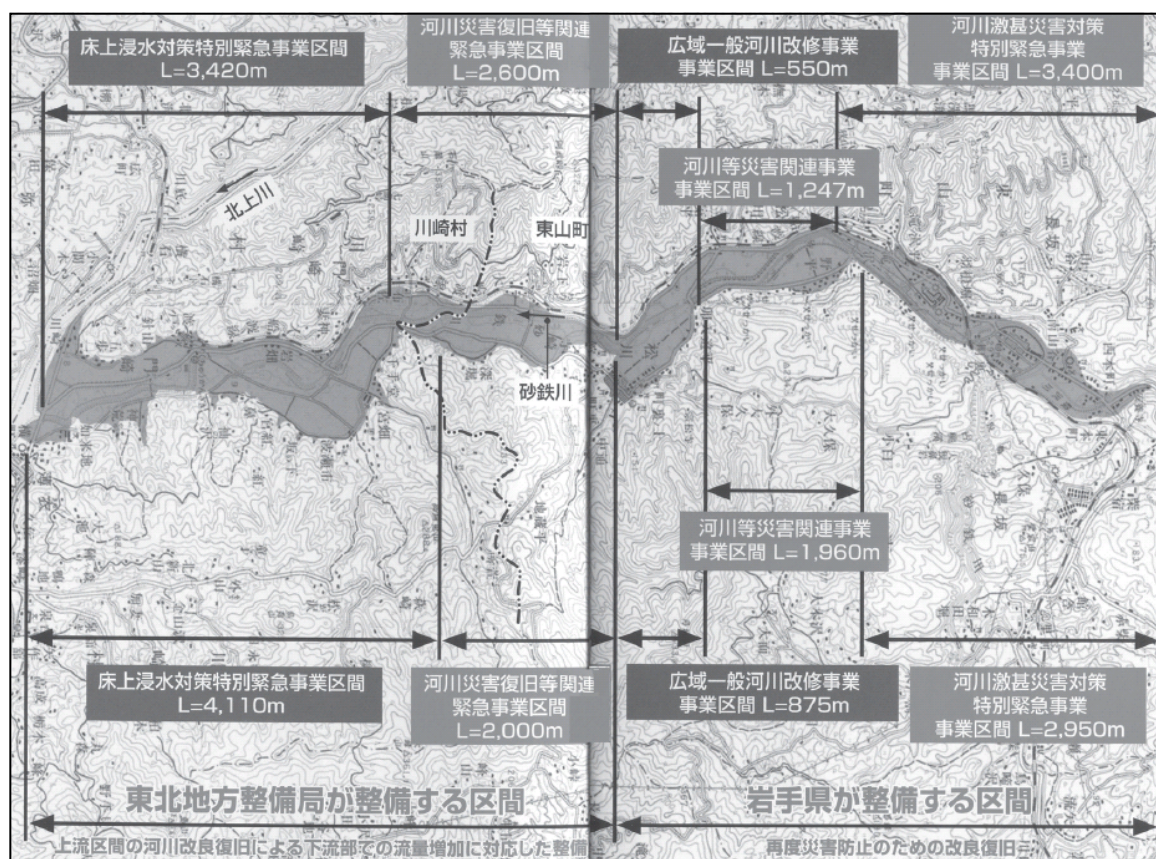


図 砂鉄川総合的・緊急治水対策の概要（国、岩手県）

○治水関連事業の採択が迅速に行われた要因

- ・発災からおよそ3ヶ月で事業の採択が決定された。
- ・当該地域は、これまでにも水害を経験しており、地元の東山町、川崎村では砂鉄川改修促進委員会を設置するなど対策の必要性が叫ばれていた。
- ・治水対策の第一段階として、川崎村での床上事業や、東山町の一部区間の広域一般改修事業が実施されてきた。床上事業等が推進されている区間は浸水被害が解消されるものの、未改修部の浸水被害の危険性は残されており、砂鉄川全体の治水事業実施の必要性について国、県も認識していた。
- ・今回の被災により、国、県、町、住民全体が早急に砂鉄川全域の総合的治水対策を実施しなければならないという共通認識をつよくもつことになり、中でも地元住民の賛同が早くから得られた

- ことが事業の採択が迅速に行われた大きな要因である。
- ・また、国、県との連携がうまく図られ、計画の検討では何度も協議を重ね、「砂鉄川緊急治水対策」の計画骨子が国によってとりまとめられた。
- 事業採択への取り組みの体制
- [岩手工事事務所]
- ・事業採択に向け、発災後すぐに工事事務所内でチームを作り計画の検討をはじめた。
 - ・これまでは、国、県ともにそれぞれが管理する区間のみの施策を考えていたが、管理区間以外も含めた1つの河川として総合的な治水対策の必要性を認識し県と協議を重ね施策を検討した。
- [県土整備部]
- ・砂鉄川は千厩地方振興局が担当しているが、今回の災害は、県全体で3,000件の被害のうち、千厩地方振興局1,000件の公共土木施設に被害が発生し、局内の職員だけでは対応が困難な状況にあった。
 - ・さらに激特採択に向けた調査も必要になり、他の振興局より応援の職員を派遣した。
 - ・この事業開始にあわせ、平成15年4月より災害復旧対策課を新設する。
- 事業実施に向けた住民への対応
- ・国、県それぞれが説明会を実施した。住民からも、治水対策への要望は強く、説明会の際には、拍手が起こった。
 - ・地域全体で治水対策を盛り上げていこうという目的で、東山町、川崎村が主催で、国、県が後援という形で、「砂鉄川の集い」を開催した。集いは、住民1,300名ほどが参加した。知事、国交省事務次官も参加し、事業の説明も行った。
- その他の取り組み
- ・「次世代の北上川を考える流域懇談会」の開催
 - ・「砂鉄川治水懇談会」の開催
 - ・「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」の開催

事例コード | 200301

2003 年（平成 15 年） 水俣豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成15年7月18日から20日にかけて、九州北部の対馬海峡に停滞していた梅雨前線に向かって、九州南西海上から暖かい湿った空気が舌状に流れ込み（「湿舌」と呼ばれる現象）、九州各地に局地的な集中豪雨をもたらした。

①被害状況

この豪雨によって発生した土砂災害や洪水被害により、熊本県、鹿児島県、福岡県、長崎県の各県をあわせて23名が犠牲になった。

特に、熊本県においては、20日未明、熊本県水俣市の深川新屋敷（ふかがわ・しんやしき）地区と宝川内集（ほうがわち・あつまり）地区の2つの地区で発生した土石流災害により19名が犠牲になり、また、物的被害の額も県南地域を中心に県下50市町村で176億円にのぼった。

表1 水俣豪雨災害の主な被害状況（熊本県）

人的被害	死者19名（水俣市）	重軽傷者7名（水俣市）	
住家被害	住宅全壊20棟（水俣市）	住宅半壊5棟（水俣市）	床上浸水149棟（水俣市121、芦北町20、津奈木町8）
	床下浸水354棟（水俣市271、芦北町68、津奈木町13、千丁町1、本渡市1）	家屋一部破損6棟（水俣市5、津奈木町1）	
非住家被害	公共施設16棟（水俣市15、津奈木町1）	その他35棟（水俣市29、津奈木町6）	
水道施設被害	上水道施設2施設（水俣市、芦北町）	簡易水道等10施設（水俣市）	
公共土木施設等	道路施設261箇所	橋りょう施設5箇所	砂防施設57箇所
	河川施設314箇所	その他12箇所	
教育施設被害	浸水被害2施設	他の被害4施設	
農業被害	農地の流失、埋没等579箇所66.81ha	農道、用排水路等の崩壊386箇所	農作物の被害16.7ha
	農業施設19箇所		
林業被害	林道施設183箇所	山地崩壊141箇所	林産物（立木）121箇所
	造林地5箇所	治山施設4箇所	

②主な災害箇所（水俣市）

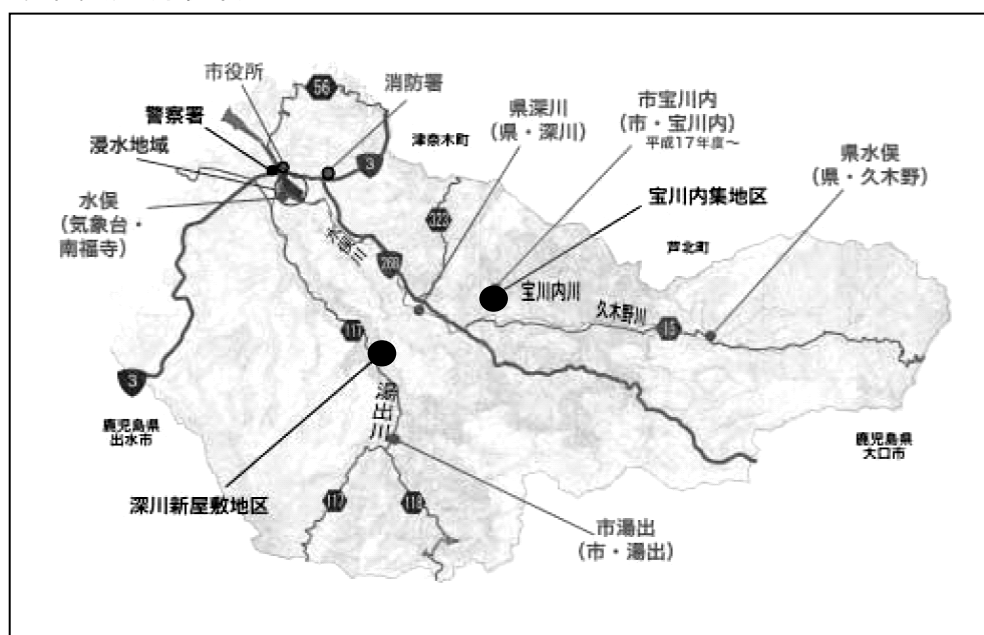


図1 水俣市の主な被害箇所

(出典) 水俣市総務課防災危機管理室『平成15年水俣土石流災害記録誌～災害の教訓を伝えるために～』平成20年3月。

(2) 災害後の主な経過（熊本県、水俣市）

- 水俣市では、午前5時、水俣市災害対策本部を設置し、直ちに警察、消防本部等に対し協力要請するとともに、午前5時20分、水俣市長は水俣市全域に避難勧告を出した。また、午前5時57分、水俣市長は県に対し自衛隊の災害派遣要請の連絡を行った。
- 熊本県は、水俣市長からの連絡を受け自衛隊に対し災害派遣要請の一報を行うとともに、警察本部等から水俣市で死者が発生しているとの情報を受け、午前6時30分、熊本県災害対策本部を設置した。
- 熊本県は7月31日、それまでの「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更するとともに、地元の芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置した。また、水俣市では8月4日に「市災害対策本部」を解散し、「災害復旧本部」へと移行した。

表2 災害後の主な経過（熊本県、水俣市の取組状況）

年	月日	項目
平成15年	7月20日	4:15 水俣市で土石流災害発生
		5:00 水俣市「災害対策本部」設置、避難所の開設開始
		5:20 水俣市内全域に避難勧告
		5:57 水俣市長から熊本県知事に自衛隊災害派遣要請の要求
		6:30 熊本県「災害対策本部」設置
	7月21日	水俣市に「災害救助法」の適用
	7月22日	政府調査団の現地視察
	7月25日	水俣市に「被災者生活再建支援法」の適用
	7月30日	仮設住宅の建設着工
	7月31日	「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更 芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置 熊本県本庁に「被災者支援対策連絡会議」、「災害復旧対策連絡会議」、「災害防止対策連絡会議」の設置 水俣市避難所の閉鎖（避難者は一時的に、市営住宅・チッソ社宅へ）
	8月1日	水俣市「危機管理室」の設置
	8月4日	水俣市「災害復旧本部」の設置
	8月21日	仮設住宅の入居開始
	9月2日	「激甚災害（本激）」の指定
	9月4日	水俣市土石流災害復旧計画検討会（第1回）の開催
10月17日	水俣市土石流災害検討委員会（第1回）の開催	
10月24日	水俣市豪雨検証会の開催	
平成16年	3月12日	「局地激甚災害」の指定
	3月18日	宝川内集地区及び深川新屋敷地区の災害復旧工事（本堤工事）の着工
	3月末	「水俣芦北地域災害復旧対策本部」「被災者支援対策連絡会議」「災害復旧対策連絡会議」「災害防止対策連絡会議」の解散
	4月1日	熊本県「防災危機管理室」の設置
	8月4日	水俣市「災害対策本部」解散、「災害復旧本部」へ移行
平成17年	3月末	水俣市砂防えん堤などの工事、土砂災害監視システムの運用が終了
	6月30日	通行止めが続いていた水俣市鶴田橋の復旧工事が終了
	11月20日	集・川原地区復興まつりが開催（復興の碑建立）
平成18年	3月1日	水俣市「災害復旧本部」の解散

【参考文献】

- 1) 水俣市『2008年市勢要覧』平成20年3月。
- 2) 熊本県総務部危機管理、防災消防総室防災班『平成15年7月県南集中豪雨～水俣市土石流災害等～』平成17年4月。
- 3) 水俣市総務課防災危機管理室『平成15年水俣土石流災害記録誌～災害の教訓を伝えるために～』平成20年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1：被災状況等の把握				
施策 2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1：復興体制の整備		● → 【20030101, p245】		
施策 2：復興計画の作成		● → 【20030102, p245】		
施策 3：広報・相談対応の実施				
施策 4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1：緊急の住宅確保				
施策 2：恒久住宅の供給・再建				
施策 3：雇用の維持・確保				
施策 4：被災者への経済的支援				
施策 5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策 1：公共施設等の災害復旧		● → 【20030103, p246】		● →
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策 3：都市基盤施設の復興				
施策 4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1：情報収集・提供・相談				
施策 2：中小企業の再建				
施策 3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20030101】復旧・復興体制の構築（熊本県・水俣市）

- ・熊本県は7月31日、それまでの「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更するとともに、地元の芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置し、また、本庁には、「被災者支援対策連絡会議」「災害復旧対策連絡会議」「災害防止対策連絡会議」を設置して、災害復旧対策と災害防止対策に体制を移行させた。
- ・熊本県は、水俣市、学識経験者、地元住民による「水俣市土石流災害検討委員会」及び「水俣市土石流災害復旧計画検討会」を設置した。「水俣市土石流災害検討委員会」では土石流災害の発生と被害拡大の原因究明、復旧の方法や警戒避難体制等の検討を行い、「水俣市土石流災害復旧計画検討会」では、地元住民や行政等の意見集約と被害再発防止対策や早期復興の検討を行った。
- ・水俣市では8月4日に「市災害対策本部」を解散、市長を本部長とする「災害復旧本部」へ移行した。本格復旧に向けて復旧計画の住民説明会を実施し、順次着手した。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。

【20030102】復旧・復興計画の策定（熊本県・水俣市）

○復旧・復興計画の策定経緯

- ・本災害では全体を統括した復興計画は立案されていないが、復旧計画の立案にあたっては、砂防担当部局がリーダーシップを発揮した。再被災の防止を前提とした砂防施設計画を早期にまとめ、保安林を担当する林務担当部局との調整を進めながら、災害の発生から約45日後にあたる9月4日の第1回復旧計画検討会に計画案を提示することができた。

○復旧・復興計画の基本方針

- ・特に大きな被害のあった宝川内集地区においては、熊本県による県営事業として治山事業、砂防事業、農地災害関連区画整備事業を組み合わせ、一体的な復興を図るという方針で、各機関が連携して復旧事業を行うこととなった。以下に、宝川内集地区復旧計画の基本方針を列挙する。

- ①効率よく、できるだけ早い復興を図るため、関係機関が連携して事業を行う。
- ②不安定な土砂に対して、治山事業と砂防事業が連携して対処する。
- ③崩壊地については山腹工で不安定な土砂を抑え、斜面の緑化を図る。山腹工の計画においては地下水の処理に留意する。
- ④溪流については、階段状に治山施設（谷止工）を設置し、山脚を固定するとともに、縦断勾配を緩和し、土砂等を緩やかに流す。
- ⑤農地復旧は、効果的な営農が図れるように、被災していないところまで含めた区画整理方式で行う。
- ⑥地区内にある転石等をなるべく有効利用し、自然景観に配慮する。

○主な復旧計画

- ・宝川内集地区の復旧、・林地復旧、道路復旧、・農地災害関連区画整備事業による宅地と農地の再生

○主な復旧・復興事業

- ・災害関連緊急治山事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急砂防事業、農地災害関連区画整備事業

○住民への対応

- ・事業を実施するにあたって、事業説明会を通じて、県や市が地区住民とのコミュニケーションを早い段階から図っていたため、その後の対応を円滑に進めることができた。



写真 区画整理後の宝川内集地区

（出典）国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。

【参考文献】

- 1) 農林水産省農村振興局防災課災害対策室『災害復旧の円滑な実施のために（災害復旧の実務）』平成18年1月。
- 2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。

【20030103】 治山、砂防及び農地整備事例（熊本県）

○復興事業の進捗状況と概要

- ・被害の大きかった宝川内集地区においては県施工の治山事業、砂防事業、農地災害関連区画整備事業を組み合わせる一体的な復興を図る方針で事業が進められている。

○教訓等

- ・農地については、単なる災害復旧方式ではなく、農地の効率的な集約と宅地の確保という観点から農地災害関連区画整備事業が実施された。農地だけの復旧という案もあったが、地区全体の復興をめざして被災していない農地・宅地も含めて集約するというやり方が地区の再建上は有効だと判断された。
- ・宝川内集地区では、地権者も各事業について重複していたため、まず全体の事業計画の説明が県主導で早期に行われ、その後、個別事業の説明を行うという方法をとった。説明会には県、市、関係機関、集落の人たちが集まり、計画事業の理解を得て進めた。
- ・当地区は、昔から人のまとまりの強い地区であるといわれ、県や市が事業に関して説明会等を通じて地区とのコミュニケーションを早い段階から図っていったことがその後の対応を円滑に進めることができた要因にもなった。

表 事業概要

事業種別	事業概要	用地買収等	その後の見通し
①災害関連緊急治山事業 ②林地荒廃防止施設災害復旧事業	①谷止工2基 山腹工 ②谷止工3基	地権者27名 土地使用承諾 請	平成17年3月工事完了予定 平成16年度以降措山激甚災害対策 緊急事業で谷止工8基等施工予定
災害関連緊急砂防事業	1 堰堤工2基 2 溪流保全工400m 3 工事用道路	地権者13名 完了	2 溪流保全工は平成16年3月末発 注予定。 平成17年3月工事完成予定。
農地災害関連区画整備事業	受益面積4.0ha 対象面積7.4ha	受益戸数17戸 同意徴収請	平成16年3月事業計画確定後、平 成16年5月工事発在予定。 平成17年3月工事完成予定。

事例コード | 200302

2003 年（平成 15 年） 宮城県北部連続地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

宮城県北部連続地震は、宮城県北部を震源とする、平成15年7月26日0時13分に発生したマグニチュード5.6の地震（「前震」）、同日7時13分のマグニチュード6.4の地震（「本震」）、同日16時56分、この日3回目の震度6弱の地震（「最大余震」）などの連続して発生した地震をいう。以下では本震についての情報を記す。

①発生日時

平成15年7月26日（土）7時13分

②震源地

宮城県北部（北緯38度24.1分 東経141度10.4分）

③震源の深さ：約12km

④規模：マグニチュード6.4

⑤各市町村の最大震度（震度6弱以上）

震度6強：南郷町、鳴瀬町、矢本町

震度6弱：鹿島台町、河南町、小牛田町、桃生町、涌谷町

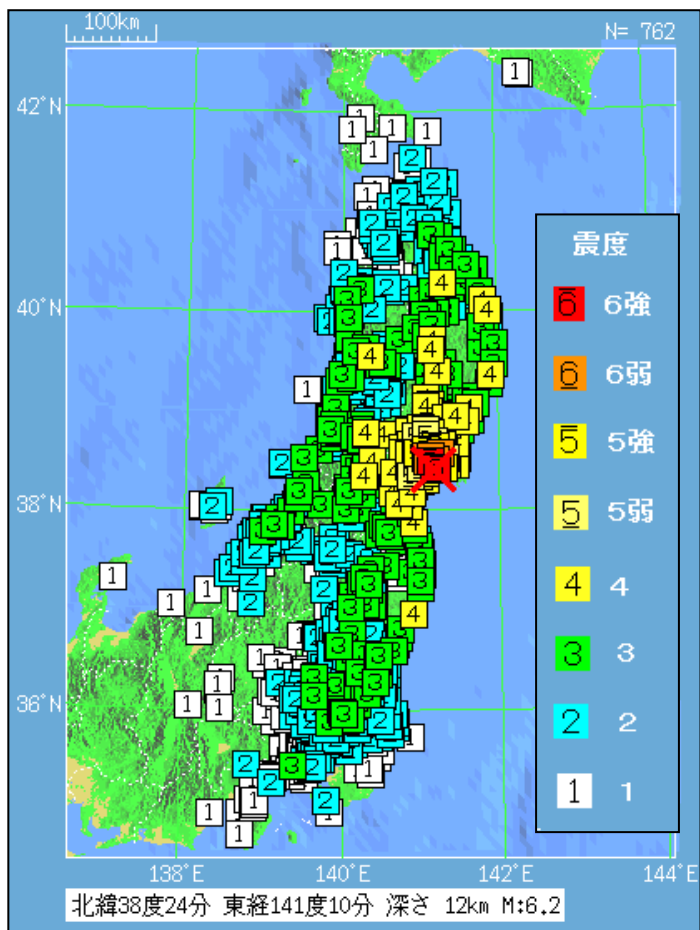


図1 宮城県北部連続地震の震度分布図

（出典）宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。

⑥被害状況

宮城県北部連続地震による主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。今回の地震では、宮城県沖地震とは異なり、ブロック塀等の倒壊による負傷者はなく、ガラス、家具の転倒、落下物による家屋内での負傷が多い。死者が発生しなかった大きな原因として、深夜の前震の発生を受け、県民が十分に警戒していたこと、地震の規模の割に、倒壊家屋が少なかったことなどが考えられる。

表 1 宮城県北部連続地震の主な被害状況

都道府県	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
宮城県	0	675	1,276	3,809	10,975
岩手県	0	0	0	0	1
山形県	0	2	0	0	0
計	0	677	1,276	3,809	10,976

（出典）内閣府「宮城県北部を震源とする地震について（第33報）」平成16年3月31日。

（2）災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、宮城県は、地震発生直後の7月26日午前0時13分に「県災害対策本部」を設置し、17時50分に災害救助法適用を決定し、実施してきた。
- ・また、復旧・復興対策については、8月5日に「県災害対策本部」が廃止された翌8月6日に「県災害復旧対策本部」が設置され、同日、第1回県災害復旧対策本部会議が開催され、災害復旧に向けた各種取組を実施してきた。

表 2 災害後の主な経過（宮城県の取組状況）

年	月日	項目
平成15年	7月26日	0：13 地震発生（前震）
		0：13 「県災害対策本部」設置
		2：10 第1回県災害対策本部会議開催
		7：13 地震発生（本震）
		17：50 災害救助法適用決定（鹿島台、南郷、矢本、河南、鳴瀬町）
		16：56 地震発生（最大余震）
	7月27日	県応急危険度判定業務支援本部設置（土木部内）
	7月28日	県災害義援金募集配分委員会を設置
	7月29日	災害復旧現地支援調整チームを派遣（災害救助法適用5町）
	7月31日	県住宅復興支援チーム（住宅相談）を派遣（災害救助法適用5町）
	8月1日	応急仮設住宅設置決定（第1次）
	8月2日	知事「被災住宅再建支援制度」創設を発表
	8月5日	第16回県災害対策本部員会議（県災害対策本部を廃止） 県全域に被災者生活再建支援法適用を公示
	8月6日	「県災害復旧対策本部」を設置 第1回県災害復旧対策本部会議
	8月18日	総務部消防課に「災害復旧対策班」を新設
9月1日	土木部住宅課に「住宅再建支援班」を新設	

【参考文献】

- 1) 宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。
- 2) 内閣府『宮城県北部を震源とする地震について（第33報）』平成16年3月31日。

2. 災害復興施策事例の索引表

200302	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策1: 被災状況等の把握		●→			【20030201, p251】 【20030202, p251】 【20030203, p251】	
施策2: がれき等の処理		●→	【20030204, p252】			
		●→	【20030205, p252】			
1.2 計画的復興への条件整備						
施策1: 復興体制の整備		●→	【20030206, p252】			
施策2: 復興計画の作成		●→	【20030207, p253】			
施策3: 広報・相談対応の実施						
施策4: 金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策1: 緊急の住宅確保						
施策2: 恒久住宅の供給・再建		●→	【20030208, p253】	●→		
		●→	【20030209, p254】	●→		
施策3: 雇用の維持・確保						
施策4: 被災者への経済的支援	●→		【20030210, p254】		●→	
施策5: 公的サービス等の回復	●→	●→	【20030211, p255】			
		●→	【20030212, p255】			
2.2 安全な地域づくり						
施策1: 公共施設等の災害復旧	●→				【20030213, p255】	
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備						
施策3: 都市基盤施設の復興	●→	●→	【20030214, p255】	●→		●→
施策4: 文化の再生		●→		【20030215, p255】	●→	
2.3 産業・経済復興						
施策1: 情報収集・提供・相談						
施策2: 中小企業の再建		●→			●→	【20030216, p256】
施策3: 農林漁業の再建		●→			【20030217, p256】	

3. 災害復興施策事例

【20030201】新基準・運用指針による被害調査（矢本町）

- 1次調査
 - ・初期の被害調査は、まず消防団が7月27日、28日の2日間、1班2名の20班体制で、地区毎に全戸を調査している。
- 2次調査
 - ・2次調査は、7月31日から8月7日まで、1次調査の結果から、半壊以上と思われる世帯及び電話で問い合わせや調査依頼のあった世帯を対象に実施された。調査は、税務課職員＋応援職員（石巻市から一般職員10名）で10日間ほどかけて実施されている。
 - ・その後、余震や長雨もあり被害が拡大したことから、本人申請や地元区長の申し出により8月18日から31日まで追加調査が実施された。
 - ・被害の判定は、古い母屋に増築している建物で母屋と増築部分に大きく被害に差があることなどから、増築前、増築後の部分を分けて調査し、それらを合算することで、課税標準額を反映させた調整を実施する方式としている。さらに、課税標準額の高い増築後の部分に被害がなく、増築前部分の面積が大きい部分が被災した場合などには、被害認定基準の面積被害割合で処理するケースもあった。
- 3次調査
 - ・8月5日頃に内閣府の認定指針を入手し、第3次調査については、内閣府認定指針に則った被害調査・認定が行われた。同町ではこの災害の被害認定に際して、「矢本町災害対策本部被害認定指針」を作成し、住家および土地の被害認定基準を明確化している。

【20030202】新基準・運用指針による被害調査（河南町）

- ・河南町では、目視での1次調査を8月4日まで実施している。住宅地図と住民基本台帳をもとに、全数の調査が行われた。
- ・2次調査にあたっては、小さい町でもあり町職員による実施は、後々への影響が懸念されたことから、他市町村の建築士の有資格者に応援を依頼することとした。その結果、石巻・塩釜・仙台などからの延べ137人により、8月7日～13日まで調査が行われた。
- ・なお、貸家については2次調査の対象としていなかったが、被災者生活再建支援金で災証明が必要となった場合には、申し出や聞き取りで確認した。

【20030203】GISを用いたり災台帳の作成（矢本町）

- り災台帳の作成
 - ・矢本町では、GISと連携したり災台帳構築の取り組みが行われた。これは、地震以前からゼンリンの住宅地図と地積図を重ねたデータが作成されており、これに、住民基本台帳のデータ、固定資産税のデータを、地籍をキーにマッチングさせたものである（※矢本町は住居表示は未実施）。なお、最終的には、高齢者一人暮らし世帯、生活保護世帯データ情報も追加して被災者支援に利用している。
 - ・住民基本台帳の利用では、次のような点で苦労した。
 - 1) 住民基本台帳の住所は、本人申請であり、地籍と一致していないことがある。
 - 2) 住民基本台帳の住所と住んでいるところが違うケース、地籍の分筆・合筆で地番が変更になっても住所登録が変更されないままのケース、場所変更での建替えにおいても従前の住所のままのケースなどがある。
 - 3) 住登外について、申し出により追加登録した。
 - ・また、固定資産税のデータ利用では、次のような点に苦労している。
 - 1) 固定資産税のデータは、建築後に地籍の変更があっても、反映されていないため、ゼンリンの地図データを使って、建物がどの地籍にあるのかをチェックした。
 - 2) 1つの地籍に複数の建物がある場合や、人が住んでいるが住居系となっていない建物もある（登記地目と現況の違い）など、うまくマッチングするのは7割程度だった。
- り災データ利用
 - ・り災データ利用にあたっては、各課の端末からり災台帳にアクセスできるような仕組みを構築した。そのため、町の支援制度については、り災証明は不要となった。しかし、国・県の制度利用では必要となるので、その場合には、各課でり災証明を出力できるようにし、公印のみを総務課で押印するような扱いとしている。また、り災程度の変更があった場合には、り災台帳を変更するとともに、各課にメールで通知し、変更に対処するようにしている。

- ・公共料金の減免のためにNHK、電力、NTTから、被災世帯の住所、名前が欲しいとの要望があり、データを提供している。
- データ管理
 - ・り災データについては、利用者管理が課題となっており、今後の災害では、危機管理部門的な部署を作ってデータの管理・利用を行うことが必要と考えられる、との意見が聞かれた。

【20030204】建設リサイクル法への対応（宮城県）

- ・地震など、やむを得ない理由がある場合は分別回収は免除されるため、危険な建築物についての分別解体は免除した。
- ・全壊建物については、すでに建築物でないということで対象からはずれる。
- ・危険性の少ない半壊建物等については、通常どおりの取扱いとした。
- ・一部の業者の方から計画書の提出はあったものの、業者からの問い合わせに、り災証明のあるものについては、危険な建物であるので分別解体の計画書の提出は特になくてよいと回答していたため、ほとんどが分別解体の対象外として処分された。
- ・計画書の提出から7日は解体できないので、緊急を要するものは対象外とした。

【20030205】災害ごみ・がれき処理（矢本町）

- 搬入は、7月28日から受け付けたが、1週間後ぐらいから搬入券を発行して対応した。搬入は、「申し込み」→「許可証の発行」→「業者がトラック何台分かを把握」という手順で実施した。
- 仮置き場を2カ所設置し、そこで破砕などの処分を実施した上で、最終処分した。県が、「震災廃棄物処理連絡会議」を設置し、処理計画策定例、処理事業及び経費に関する留意点の説明があった。
- 災害廃棄物処理事業
 - ・9割以上は年度内に処分できたが解体が済んでいない家もあり、年度を越える分の処分費については陳情したが災害廃棄物処理事業が認められなかった。そのため、県による同様の補助が実施されることとなった。
 - ・災害査定は平成16年1月に、その後の「発生見込み分」も含めて査定された。なお、査定では、仮置き場がぬかるむため砂利を敷いた費用は対象外となった。また住家だけが対象だが、ブロック塀なども搬入されており、全体の1割を対象外とすることとなった。
 - ・「発生見込み分」については、11月頃に、自治組織の環境担当者を通じて、被災してまだ解体していない世帯にアンケートを実施した。その回答から3月末までに解体予定の家屋数を集計して見積もった。なおその際には、一戸当たりの発生量を設定して推計した。

【20030206】復旧・復興体制の構築（宮城県）

- ・県災害対策本部は、前震発生と同時に設置し、初動時における災害情報の収集と応急対策を実施してきたが、8月5日、発災当時と比較し、有感地震の減少、マグニチュード4.5以上の余震が発生する確率の大幅な低下など、今回の地震活動が収束に向かっていると考えられたことから、県災害対策本部を廃止することとした。一方では、引き続き必要な応急対策を実施しつつ、災害対策をさらに一歩進めて本格的に取り組むべき段階に至ったと判断し、復旧対策を強力かつ円滑に推進するため、知事を本部長とする県災害復旧対策本部を8月6日より設置した。また、被害が甚大であった、仙台、古川、石巻地区には各管轄地方県事務所長を支部長とする災害復旧対策本部地方支部を設置した。（次頁参照）
- ・復旧対策の本格的な取組を目的として設置された災害復旧対策本部の総合的な調整及び情報の把握等、復旧対策の機動的、効果的な推進を図るため、8月18日より総務部消防課内に災害復旧対策班を設置した。
- ・「被災住宅再建支援制度」創設に伴い、当該制度を円滑に運用することを目的として、9月1日より土木部住宅課内に住宅再建支援班を設置した。

表 災害復旧対策本部会議の開催実績

回数	開催日	主な内容
1	平成15年8月6日	・地震による被害 ・地震災害復旧に向けた取組（各部局） ・宮城県北部連続地震災害対策に関する要望活動 他
2	平成15年8月8日	・宮城県北部連続地震災害対策に関する要望活動 他
3	平成15年8月11日	・七夕期間中の災害義援金について ・仮設住宅について 他
4	平成15年8月12日	・地震災害復旧に向けた取組（各部局） 他
5	平成15年8月18日	・空き住宅提供事業について ・総合相談窓口の設置について ・地方交付税（市町村分）の8月繰上交付について 他
6	平成15年8月25日	・地震による被害（第26報）
7	平成15年9月2日	・宮城県北部連続地震の災害対策実施における評価について
8	平成15年9月8日	・宮城県北部連続地震被災者の県営住宅への入居状況等（第2次募集分）について
9	平成15年9月16日	・地震による被害（第29報）
10	平成15年9月22日	・宮城県北部連続地震等災害対策に関する要望書（総務部）
11	平成15年10月6日	・地震による被害（第32報）
12	平成15年10月27日	・地震による被害（第34報）
13	平成15年11月17日	・復旧状況について（第1報）
14	平成15年12月15日	・復旧状況について（第2報）
15	平成16年1月19日	・被災者生活再建支援制度の拡充について（居住安定支援制度の創設）
16	平成16年2月16日	・復旧状況について（第4報）

【参考文献】

- 1) 宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。

【20030207】復旧・復興計画の策定（宮城県）

- ・今回の災害において復興計画は策定されていない。
- ・但し、災害復旧については、災害復旧・復興の基本方向を決定した上で、「災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する」とある（「宮城県地域防災計画」の「第4章災害復旧・復興対策、第1節災害復旧・復興計画」）。

【参考文献】

- 1) 宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。
- 2) 宮城県防災会議『宮城県地域防災計画』平成16年6月。

【20030208】被災者住宅再建に係る支援（宮城県）

○制度創設の経緯等

- ・知事は、7月30日から被災地の被害状況を視察し、今回の地震による住家の被害が予想を大幅に超えるものであったことから、早期に被災者の生活再建と地域復興を図るためには、住宅再建に対する支援を実施する必要があると判断した。8月2日、知事は災害対策本部会議に諮り、住宅再建に対する支援を行う県独自の「被災住宅再建支援制度」の創設を発表した。

○目的・事業内容

- ・平成15年7月26日に発生した「宮城県北部連続地震」により、自らの居住する住宅に被害を受けた被災者の居住の安定を図り、被災地の早期復興に寄与することを目的として、市町村と連携して住宅の建設及び補修に対する補助を行う。
- ・補助事業者は市町村とする（申請の受付、工事完了確認、被災者への支出事務等を行う）。
- ・県は市町村に対して補助金を支出する。

○対象者

- ・「宮城県北部連続地震で被害を受け、市町村が「全壊」又は「半壊」の証明（り災証明書）をした、主たる居住の用に供する住宅（被災住宅）を所有する被災者又は当該被災者と同一の被災住宅に居住する被災者で、被災住宅に代わる住宅の建設又は補修を行う者。
- ・被災世帯の所得金額等による支給制限はなし。
- ・賃貸住宅は対象外とする。

○補助対象経費と県の補助限度額

- ・被災住宅に居住していた世帯の数にかかわらず、被災住宅1棟に対して下表を対象として一回の補助に限る。
- ・市町村の補助対象範囲は、市町村の事情に応じて市町村が定める。
- ・被災住宅の解体撤去費は補助対象経費に含まない。
- ・「購入」は中古物件も対象とする。
- ・「5割以上の建て替え」とは、被災住宅の延べ面積の5割以上を解体し、5割以上の建て替えするものとする。
- ・住宅と分離した門扉等の工作物は補助対象経費に含まない。

表 宮城県「被災住宅再建支援制度」の概要

区分 /補助限度額	内容
建設 100万円	被災住宅に代わる住宅の新築(建て替え)、購入又は被災住宅の改築(延べ床面積(同一敷地内に存在する別棟の浴室及び便所を含む。)の5割以上の建て替え)に係る経費に対して、市町村が補助対象とする額。 被災住宅の所在する市町村の区域外で新築、購入する場合も対象とする。但し、宮城県内に限る。
補修 50万円	被災住宅の改築(「建設」に該当する改築以外)、補修及び被災住宅以外の建物の住宅への改築に係る経費に対して、市町村が補助対象とする額。

【20030209】がけ崩れ等対策(宮城県)

○保全対象人家5戸以上、がけ高さ5m以上の箇所での対応

- ・保全対象人家が5戸以上あり、人家が被害を受けたか又は放置すれば被害を受けることが確実な箇所については、県が主体となり、補助事業の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業や県単独緊急傾斜地崩壊対策事業を実施した。

○保全対象人家2戸以上5戸未満、がけ高さ5m以上の箇所での対応

- ・保全対象人家が2戸以上あり、人家が被害を受けたか又は放置すれば被害を受けることが確実な箇所については、市町村が事業主体となり、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を実施した。
- ・事業主体となる市町村が局地激甚災害の指定を受け、県がその事業費の1/2以上の補助を行った場合に国がその費用の1/2を補助する事業で、鳴瀬、矢本、河南の3町において実施した。

○保全対象人家1戸でがけ高さ5m以上の箇所での対応

- ・保全対象人家1戸だけしか被害を受けない箇所については、市町村が事業主体となり、起債事業である町単独の自然災害防止事業を河南町で4箇所、鳴瀬町で1箇所実施した。

○教訓

- ・今回の地震災害対策では、現行の制度を活用して最大限の対応を図ったが、保全対象人家が1戸の場合など、対策が必要であるが、結果的に未対策となった箇所も見受けられたことから、このような場合における県からの補助制度の創設について、今後、他県の事例も踏まえ検討していく必要がある。

表 がけ崩れ対策事業実施箇所

町名	がけ崩れ 災害箇所	対策実施 箇所	人家5戸以上		人家2戸 以上	人家1戸	災害関連 地すべり 対策事業	未対策箇 所
			災害関連 緊急傾 斜地崩壊 対策事業	県単独急 傾斜地崩 壊対策事 業	災害関連 地域がけ 崩れ対策 事業	町単独自 然災害防 止事業		
河南町	42	23	1	11	6	4	1	18
矢本町	15	8	0	3	5	0	0	7
鳴瀬町	17	17	6	3	7	1	0	0
北上町他	22	7	3	4	0	0	0	15
合計	96	55	10	21	18	5	1	41

【20030210】義援金の配分(鹿島台町)

○健康福祉課が配分案を作成し、庁議で災害見舞金配分要綱を決定した。

○全壊世帯20万円、半壊世帯10万円、重傷者10万円とした。対象の約250世帯に手渡しした。余った分は、各行政区に戸数比で配分した。

【20030211】庁舎の再建（鹿島台町）

○財源

- ・単独災害復旧事業債（起債充当率100%、交付税措置85.5%）
- ・まちづくり基金（庁舎建設基金を庁舎再建及びその他復旧事業に使えるように変更）

○経過

- ・農協の会議室を借り上げて仮庁舎として使用
- ・体育館を議場に改修
- ・平成15年12月5日 庁舎建設検討委員会を設置・開催
- ・平成16年3月下旬 設計、調査、測量、解体工事等完了
- ・平成16年4月上旬 庁舎建設工事発注
- ・平成17年2月下旬 竣工

○検討委員からの要望

- ・合併に向けて鹿島台らしさを残せる庁舎
- ・庁舎内外のバリアフリー
- ・災害対策に対応できるスペース・機能
- ・省エネへの配慮

【20030212】国民健康保険病院の災害復旧（鹿島台町）

○財源

- ・地震による公立病院の災害復旧についてはあまり事例がなく、当初は、病院施設等災害復旧国庫補助事業の対象とすることが難しいのではないかとされたが、最終的には適用されることとなった。
- ・病院施設等災害復旧国庫補助事業（1/2）
- ・病院事業債
- ・災害復旧事業債

○経過

- ・平成15年11月 南病棟耐震診断、災害査定用設計書作成
- ・平成15年11月～12月上旬 災害査定資料を県を通じて東北財務局、厚生労働省に提出
- ・平成15年12月24、25日 災害査定
- ・平成16年1月 有識者からなる病院復興再建委員会設置
- ・当初、平成17年3月に竣工予定だったが、「東要害貝塚遺跡」の出土により、平成17年10月まで工期が延長された。なお、この延長については、補助事業の繰り越しが認められることとなった。

【20030213】復旧工事の被災地周辺事業者への発注（宮城県）

- 復旧事業の地域への経済効果波及を目指し、宮城県では、特殊な工事を除く災害復旧工事において、災害発生土木事務所管内及び隣接の土木事務所管内の業者に限定をする方式（圏域限定型の地域ブロック方式）を試行した。

【20030214】道路災害復旧工法の基本方針策定（宮城県）

- 地震発生後、県土木部地方機関、市町村は施設の被害状況の把握をし、早期復旧に向けた災害査定のための現地調査及び査定設計書の作成を行った。
- 道路災害の路面の亀裂等に関する復旧については、三陸南地震の際に岩手県と協議し国土交通省河川局防災課の承認を得て「道路災害復旧工法の基本方針」を策定している。この復旧方針は平成6年の北海道東方沖地震及び平成12年の有珠山噴火災害による地震による災害の復旧方針を参考にしている。しかし、三陸南地震で査定に入った査定官・立会官による現場の被害状況の判断から、前方針では不採択になる箇所が多く、この地震災害の復旧方針は修正されることになった。
- この地震の特徴の一つとして、下水道の埋設管のある箇所での道路の被災が多かったことが挙げられるが、道路災害と下水道災害の区分けについて関係課で協議し、「地震災に係る、道路施設と下水道施設の災害復旧申請区分の基本方針」を定め、県関係機関及び市町村あてに通知した。

【20030215】文化財保全組織（宮城歴史資料保全ネットワーク）

- 歴史資料ネットワークは阪神大震災時における歴史資料の救出と保全を目的に設立され、多大な成果をあげた。その後、鳥取西部地震や芸予地震に対しても、被災地にボランティアを派遣して古文書や文化財などの救出と保全に大きな役割を果たした。

- 宮城県連続地震の被災地では、民家や蔵で保存されている地域の文化財が廃棄、または散逸する恐れが高まっていることから、現地組織の立ち上げが進められた。東北大学教授を窓口に、現地のボランティア組織として宮城歴史資料保全ネットワークが発足した。

【20030216】中小企業の金融対策（宮城県）

- 宮城県では、商工業関係の被害が顕著であったため、中小企業の制度金融を活用させ、災害救助法適用町には、さらに災害復旧対策資金を活用できるよう措置した。これにより、運転・設備資金は、貸付限度額30,000千円以内で償還期間は7年以内、利率は1.9%以内、信用保証料1.05%で融資されることになった。
- 一方、国の制度金融は、政府系金融機関である中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫が、それぞれ災害融資制度により対応した。その貸付条件は、運転資金、設備資金の区分に従い、直貸、代理貸や組合、組合員によって貸付限度額も異なるが、貸付限度額30,000千円～1億5,000万円で、年利1.6%、償還期間は10～20年（据置期間2～3年）であった。

【20030217】農林水産業の金融対策（宮城県）

- 宮城県では、各農業協同組合、県信用漁業協同連合会、各漁業組合等、銀行等関係機関に対して、地震により被害を受けた農業者及び漁業者に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について要請した。
- また、県は農業災害対策資金について、農業施設等に被害を受けた農業者が活用できるよう制度の充実を図るとともに、この地震を資金の貸付の対象となる災害に認定し、市町村、農業団体とともに利子補給の措置を講じて、低利の資金を供給し、被災農家の農業経営の再建と生活の維持回復のため救済策を講じた。
- さらに、被災した農業者に、農業制度資金の償還猶予を実施することとし、農業近代化資金で1件（個人）380千円の償還猶予を実施した。

[農業災害対策資金の概要]

- 目的：災害により被害を受けた農業者の営農意欲の増進と農業経営の維持及び生活の安定を図るため必要な資金を融通する。
- 融資対象者：災害により、農作物、農業機械、農業施設、その他農業の用に供する物（果樹、家畜、資材等）に関する被害額が平年の農業所得の2割以上となる被害を受け、農業経営及び生活の維持が困難となる農業を営む個人及び団体
- 融資対象経費：農業経営の再建及び生活の維持回復に必要な経費
- 貸付条件：
 - ・貸付限度額：
 - a)個人：1,500千円（農業所得が過半を占める者3,000千円）
団体：5,000千円
 - b)被害額の合計額から農業経営維持安定資金（災害等）の借入並びに共済金の額を減じた額（※上のいずれか低い額とする）
 - ・基準金利：2.35%（農協の場合）
 - ・利子補給率：1.75%（内訳 県0.876%、市町村0.437%、農業団体0.437%）
 - ・貸付金利：0.60%
 - ・償還期限：5年以内（内据置1年以内）
ただし、個人で1,500千円を超える貸付の場合、7年以内（内据置1年以内）

事例コード | 200401

2004年（平成16年） 福井豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 7 月 13 日から 15 日にかけて新潟県に豪雨を降らせた梅雨前線が、16 日ころより南下をはじめ、18 日未明から昼頃にかけて嶺北地方を中心に停滞した。この梅雨前線に向かって、下層の非常に暖かく湿った空気が日本海を通過して流れ込み、足羽川沿いを中心とした幅 30～50km、長さ 100～120km 程度の限られた領域で強い雨雲を次々と発生させた。このため、福井県内では 18 日早朝から昼前にかけて嶺北地方の各地で激しい雨が降った。



写真1 福井市蔵作町稗苗川上流崩壊



写真2 福井市蔵作町足羽川の破堤

(出典) 福井県土木部砂防海岸課『平成 16 年 7 月福井豪雨 土砂災害 復興の記録』平成 21 年 3 月。

○被害状況

- ・嶺北地方を中心に降り続いた豪雨は、死者・行方不明者 5 名、負傷者 19 名にのぼる人的被害や住宅の全半壊、床上・床下浸水等の物的被害をもたらした。特に、集中して降雨があった福井市、美山町、鯖江市、今立町、池田町では、山間集落において土砂災害が多発するとともに、福井市内における足羽川の決壊、国道等の路体流出、5 箇所にある JR 越美北線の鉄橋流出など被害が甚大であった。
- ・被害額では、繊維、眼鏡、漆器等の商業・サービス業と福祉施設等を併せ 147 億円、農業、林業など農林水産業関係で 185 億円、道路、河川など県、市町村管理の公共土木施設で 268 億円と総額で 600 億円に上った。

表 1 福井豪雨による被害状況 (平成 16 年 9 月 1 日福井県災害対策本部公表)

区分	細分	被害額
人的被害 (人)	死者	4
	行方不明	1
	負傷者	19
住家被害 (世帯)	全壊	66
	半壊	135
	一部破壊	229
	床上浸水	4,052
	床下浸水	9,675
避難勧告・避難指示 (世帯・人)	対象世帯	41,944
	避難人数	9,141
農業被害 (箇所)	畦畔等崩壊	1,462
	水路・ため池・農道等	1,386
	集落排水施設等	21
林業被害 (箇所)	山腹崩壊・溪流荒廃等	303
	法面崩壊等	907
	苗畑・ホダ木埋没	6
畜産・漁業等被害 (式)	畜舎浸水等	1
公共土木施設被害 (箇所)	決壊	2
	護岸被害	36
	越水等	41
	がけ崩れ等土石流	120
	通行規制等 (路線)	29

(2) 災害後の主な経過

- ・ 7月18日早朝からの豪雨により、美山町、福井市、大野市、鯖江市、今立町、池田町、松岡町で避難勧告が出され、福井県に災害対策本部が設置された。翌19日に福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に災害救助法が適用された。
- ・ 8月21日に福井市災害復旧対策会議、8月24日に鯖江市復興支援会議、8月31日に美山町災害復旧連絡会議、池田町災害復興支援室がそれぞれ立ち上がった。

表2 災害後の主な経過（福井県の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	7月18日	早朝から昼前にかけての豪雨、土砂災害が発生
		6:05 美山町に避難勧告
		8:10 福井市続いて、大野市に避難勧告
		9:00 福井市災害対策本部設置、池田町に避難勧告
		9:05 鯖江市に避難勧告
		9:34 松岡町に避難勧告
		10:24 福井県知事から自衛隊へ派遣要請
		11:20 福井県災害対策本部設置
		11:40 今立町に避難勧告
		13:45 足羽川左岸堤防決壊
	7月19日	福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に災害救助法適用
		福井市、美山町、松岡町に避難勧告解除
	7月30日	今立町に避難勧告解除
	8月2日	鯖江市、大野市、池田町に避難勧告解除
	8月3日	自衛隊災害派遣撤収要請
	8月21日	福井市災害復旧対策会議の設置
	8月24日	鯖江市復興支援会議の設置
8月31日	美山町災害復旧連絡会議、池田町災害復興支援室の設置	

【参考文献】

- 1) 山間集落豪雨災害対策検討委員会『山間集落豪雨災害対策検討委員会報告書～安全で安心な農山村づくりのために～』平成17年3月。
- 2) 福井県土木部砂防海岸課『平成16年7月福井豪雨 土砂災害 復興の記録』平成21年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200401	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理		●	→	【20040101, p261】			
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【20040102, p261】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【20040103, p261】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置		●	→	【20040104, p262】			
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建		●	→		●	→	【20040105, p262】
施策3：農林漁業の再建		●	→				【20040106, p262】

3. 災害復興施策事例

【20040101】 ゴミ・がれき処理等（福井市）

○ごみ・泥土の処理

- ・粗大ゴミは近隣の公園、ヘドロは道路に搬出するよう広報するが、発災直後からゴミ、がれき、廃材等が道路の脇に大量に出され、これをいかに回収するかが大問題だった。
- ・この回収には、100以上の自治体からの応援を得て実施した。被災後の最初の土日(24、25日)にダンプ、パッカー車、トラック等が自前で来た。最初の土日でかなりのゴミが回収できたのは大きかった。
- ・泥土は、現在整備中の運動公園の埋め立てで処理した。
- ・不法投棄の苦情は非常に多く、市清掃課も広報したが、結局すべて処理するしかなかった。
- ・分別は、泥とそうでないもの程度しか対応できなかった。

○労働組合との連携

- ・自治労の近畿地方連絡協議会からの積極的な申し出があった。ただし、職員や車両が動くために、組合同士での実施には限界があり、知事名での依頼文で知事宛に出してもらった。
- ・近畿の労働組合が統一して窓口になってもらったのが、混乱せずとても良かった点である。労働組合が連絡窓口となり、どこから何台来るとかの情報を調整した。この連携がなければもっと活動は遅れていただろう。

【20040102】 復旧・復興体制の構築（福井県・福井市・鯖江市・美山町）

- ・8月21日に福井市災害復旧対策会議、8月24日に鯖江市復興支援会議、8月31日に美山町災害復旧連絡会議、池田町災害復興支援室がそれぞれ立ち上がった。
- ・福井県は、洪水被害の再発防止のため今後の治水対策等の方向性を検討することを目的として、専門家、気象庁、国土交通省、福井市副市長、福井県土木部長の委員からなる「平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会」を設置した。
- ・また、福井県では、豪雨災害に強い農山村づくりを進めるため、平成16年8月、森づくり課・農村振興課・砂防海岸課の3課を事務局に、専門家、有識者で構成する「山間集落豪雨災害対策検討委員会」を設置し、上記の「平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会」と連携を図りながら、足羽川の上流部についての検討を行った。

【参考文献】

- 1) 福井県「豪雨対策の調査結果と今後の対策平成16年7月福井豪雨災害」『株式会社山海堂土木施工 Vol. 46No. 6』平成17年6月。
- 2) 福井県ホームページ『平成16年7月福井豪雨による災害に関する情報 被害および復旧状況等について』 (<http://www.pref.fukui.jp/0901/1230.html>)。
- 3) 平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会『足羽川洪水災害調査対策検討報告書』平成17年3月。

【20040103】 復旧・復興計画の策定（福井県）

- ・本災害では、全体的な復旧・復興計画は立案されていないが、足羽川破堤により福井市街地に甚大な被害があったことを受けて、福井県「平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会」を設置し、被災住民や行政からアンケート調査を行い実態把握するとともに、福井豪雨の特性の解析や危機管理状況についての妥当性の検討等を行った。平成17年3月に、今後の治水対策、情報提供のあり方等について提言を行った。
- ・また、福井県「山間集落豪雨災害対策検討委員会」では、農山村における被害の発生状況とその要因、今回荒廃した溪流や山腹斜面の崩壊地における危険性について分析・検討を行い、平成17年3月に、今後の農山村のあり方、土砂災害を防止するための具体的な事業の実施方法について、提言を行った。

【参考文献】

- 1) 福井県「豪雨対策の調査結果と今後の対策平成16年7月福井豪雨災害」『株式会社山海堂土木施工 Vol. 46No. 6』平成17年6月。
- 2) 内閣府ホームページ『平成16年に発生した風水害教訓情報資料集 2 平成16年7月福井豪雨』 (<http://www.bousai.go.jp/fsfg/>)。
- 3) 福井県土木部砂防海岸課『平成16年7月福井豪雨土砂災害復興の記録』平成21年3月。

【20040104】被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援（福井県）

- 財団法人全国市町村振興協会の低金利融資をもととした都道府県の市町村振興資金貸付事業により、被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援を実施。
- 被災者住宅再建への補助金に係る市町村負担金相当額について、「市町村振興資金貸付事業」の中に特別枠を設け、無利子で貸付け。

【20040105】伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業（福井県）

- 生産設備復旧支援事業
 - ・生産設備等の更新、修繕に要する経費の一部を助成。
 - ・補助率2/3以内 補助限度額1企業当たり300万円。
- 生産促進・需要創出事業
 - ・越前漆器：需要を創出する取組みの経費の一部を助成
 - ・越前和紙：楮、三桎など原材料の共同購入経費の一部を助成

【20040106】営農継続支援（福井県）

- 認定農業者営農継続支援事業
 - ・農業協同組合等が被災した認定農業者に対し農業機械等をリースする場合、その購入費の一部を助成。
 - ・補助率県1/3、市町村1/6
- ハナエチゼン・コシヒカリ刈取り応援事業
 - ・農業機械が失われ稲の収穫ができない被災地区の刈取り作業を支援するため、不足コンバインの調達経費等を助成。
 - ・事業主体：被災地区の農業協同組合、補助率1/2。

事例コード | 200402

2004年（平成16年） 台風16号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 8 月 19 日 21 時にマーシャル諸島近海で発生した台風第 16 号は、23 日にサイパン島の西で大型の猛烈な勢力となった。27 日以降、日本の南海上をゆっくりと北西に進み、29 日夜には九州の南海上で進路を北向きに変え、30 日 9 時半頃、鹿児島県串木野市付近に大型で強い勢力で上陸し、九州を縦断した。

17 時過ぎ、山口県防府市付近に再上陸した後、中国地方から能登沖を、次第に速度を速めて強い勢力のまま北東に進んだ。その後やや勢力を弱め、31 日に津軽海峡を通過し、14 時過ぎ、北海道苫小牧市付近に上陸した。



図 1 台風 16 号の経路

(出典) 国土交通省河川局防災課災害対策室『災害列島 2005 2004 年の災害を振り返る』平成 17 年。

①被害状況

- この台風は、瀬戸内地方に高潮による大きな被害をもたらし、香川県高松市に甚大な被害をもたらした。
- 九州において特に被害が大きかった宮崎県においては、27 日から降り始めた雨が、28 日から 29 日にかけて風雨ともに強まり、九州を縦断した 30 日は県内全域で暴風雨となった。これにより、がけ崩れ 9 箇所、土石流 6 箇所、屋根や脚立からの転落による死者 2 名、総額約 4,700 万円の被害が発生した。風台風と呼ばれる暴風の被害が特徴的な台風であり、日南市油津で 30 日 10 時 47 分に 55.8m の最大瞬間風速を観測した。

表 1 台風 16 号による被害状況 (宮崎県)

人的被害	住家被害		非住家被害	農地被害
死者 2 名 重軽傷者 6 名	全壊 7 棟 半壊 16 棟 一部破損 570 棟	床上浸水 374 棟 床下浸水 631 棟	公共施設 66 棟 その他 404 棟	田 流出・埋没 108.71ha 冠水・浸水 1,238.21ha 畑 流出・埋没 26.19ha 冠水・浸水 581.20ha

(2) 災害後の主な経過（宮崎県）

- ・ 8月29日16時から30日12時30分にかけて県内各所に避難勧告が出され、同30日には、西郷村和田地区東郷村福瀬・羽坂・鶴野内・小野田地区に避難指示が出された。
- ・ 30日、陸上自衛隊より都城市甲斐元町孤立住民の救出活動を実施、宮崎県は災害対策本部を設置し、高岡町・椎葉村に災害救助法を適用した。

表2 災害後の主な経過（宮崎県の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	8月27日	雨が降り始める
	8月29日	16:00～8月30日12:30、椎葉村・宮崎市・都城市・西米良村・日之影町・日向市・日南市・延岡市・北川町・北方町・西都市・高鍋町・南郷村・東郷村に避難勧告
	8月30日	8:35 宮崎県知事より椎葉村孤立住民の救出に係る災害派遣要請
		11:00 西郷村和田地区に避難指示
		12:30 東郷村福瀬・羽坂・鶴野内・小野田地区に避難指示
		15:20 自衛隊撤収要請
		宮崎県災害対策本部設置 高岡町・椎葉村に災害救助法適用
	8月31日	全域避難勧告解除
9月2日	宮崎県知事、県議会議長がヘリコプターにて視察	

【参考文献】

- 1) 宮崎県『宮崎県災害誌第40号 災害の記録 平成16年』平成17年。
- 2) 内閣府ホームページ『平成16年に発生した風水害教訓情報資料集 5 台風16号』
<http://www.bousai.go.jp/fsg/>。

2. 災害復興施策事例の索引表

200402	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【20040201, p267】	
施策2：復興計画の作成		●→	【20040202, p267】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保			●→	【20040203, p267】
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興事例

【20040201】復旧・復興体制の構築（宮崎県）

- ・本災害における、復旧・復興体制に関する記録なし。

【20040202】復旧・復興計画の策定（宮崎県）

- ・本災害の全体的な復旧・復興計画は立案されていないが、この台風16号に引き続き被害を受けた、9月7日の台風18号、9月20日の台風23号の復旧のため、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業が実施された。

【参考文献】

- 1) 宮崎県土木部砂防課『台風16号・18号・23号により発生した土砂災害』。

【20040203】自己所有地への仮設住宅設置（椎葉村）

- 宮崎県椎葉村では、台風により家屋の裏山が崩れるなど、自宅に住めない状態となり、土地がないこともあって、被災者の自己所有地に8棟を建設した。
- 村内8カ所に工事箇所が分散したため、工期が1ヶ月ほどかかった。

事例コード

200403

2004年（平成16年） 台風23号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島海域で発生した台風 23 号は、18 日 18 時に大型で強い勢力となり沖縄の南海上を北上した。19 日に沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、20 日 13 時頃、大型の強い勢力で高知県土佐清水市付近に上陸した後、15 時過ぎ、高知県室戸市付近に再上陸した。その後、18 時前、大阪府南部に再上陸して、近畿地方、東海地方に進み、21 日 3 時に関東地方で温帯低気圧となった。



図 1 台風 23 号の進路図

(出典) 国土交通省河川局防災課災害対策室『災害列島 2005 2004 年の災害を振り返る』平成 17 年。

○被害状況

- ・全国各地で 8 月末から 10 月下旬にかけ、台風第 16 号、18 号、21 号の大型台風により、豪雨、暴風の結果、山などの保水能力が低下して、斜面崩壊や土砂流出が発生しやすくなっているところに、さらに大規模な降雨があったことから、大きな被害につながった。
- ・全国で人的被害は、死者 95 名、行方不明者 3 名、重傷負傷者 121 名、軽傷負傷者 431 名、住家被害は、全壊 893 箇所、半壊 7,764 箇所、一部破損 10,841 箇所、床上浸水 14,330 箇所、床下浸水 41,228 箇所となった。
- ・特に被害が大きかったのは兵庫県である。兵庫県豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し市内は泥水の海のようになった。

表 1 人的・住家被害（兵庫県・香川県・京都府）

都道府県名	人的被害（人）				住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	浸水	
			重傷	軽傷				(床上)	(床下)
兵庫県	26	0	41	91	767	7,128	1,385	1,711	9,046
京都府	15	0	8	42	28	214	2,494	3,121	4,171
香川県	11	0		15	53	65	222	4,826	13,050

(2) 災害後の主な経過（兵庫県）

- ・兵庫県但馬地域では、200mm/24h を超える雨が 10 月 20 日の 8:00～22:00 に、淡路地域では、300～350mm/24h を超える雨が、特に 20 日 6:00～18:00 の 12 時間に集中して降った。
- ・10 月 20 日 15:40 に自衛隊へ孤立住民の救助に関する災害派遣要請を行い、同日 16:40 に災害対策本部を設置した。また、災害救助法が 5 市 13 町に適用された。
- ・11 月 18 日に、兵庫県「災害復興対策検討チーム」が設置され、後の「災害復興室」に引き継がれた。

表 2 災害後の主な経過（兵庫県の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	10月20日	7:00 兵庫県全域に暴風警報が発表されたことから、災害警戒本部を設置
		12:10～20:00 南光町に最初の避難勧告、その後、40市町に避難勧告。
		15:40 兵庫県知事から、自衛隊へ孤立住民の救助に関する災害派遣要請
		16:40 兵庫県災害対策本部、淡路県民局災害対策地方本部を設置
		18:00 但馬県民局、丹波県民局災害対策地方本部を設置
		20:20 北播磨県民局災害対策地方本部を設置
		23時過ぎ、円山川の堤防が決壊、他、出石川、野間川破堤。
		災害救助法の適用を決定（洲本市、西脇市、城崎町、日高町、出石町、西淡町、養父市、黒田庄町、氷上町、津名町、三原町、一宮町、五色町、和田山町、小野市、南淡町、豊岡市、但東町）
	10月22日	知事現地視察
	10月22日～10月27日	政府調査団到着。県から国に対し、早期復旧・復興に向け緊急提言
	10月25日	自衛隊の撤収要請
	11月18日	兵庫県「災害復興対策検討チーム」を設置
	11月30日	災害対策本部の廃止

【参考文献】

- 1) 兵庫県『平成16年災害復興誌』平成20年3月。
- 2) 内閣府ホームページ『平成16年に発生した風水害教訓情報資料集 9 台風23号』（<http://www.bousai.go.jp/fsg/>）。
- 3) 豊岡市ホームページ『被害状況（豊岡市台風23号災害報告3）』（<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1139549016796/index.html>）。

2. 災害復興施策事例の索引表

200403	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握		●————→	●————→	
		●————→	●————→	
施策2：がれき等の処理		●————→		
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●————→		
施策2：復興計画の作成		●————→		
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保			●————→	
施策2：恒久住宅の供給・再建		●————→	●————→	
		●————→	●————→	
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援		●————→		
施策5：公的サービス等の回復		●————→		●————→
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談	●————→		●————→	
施策2：中小企業の再建		●————→		
施策3：農林漁業の再建		●————→	●————→	●————→
			●————→	●————→
			●————→	●————→

3. 災害復興施策事例

【20040301】 浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知の解釈（兵庫県）

○趣旨

- ・兵庫県では、台風等の自然災害の被災者に対する被災着生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官(防災担当)通知「浸水等による住宅被害の認定について」について、その趣旨を最大限に生かすとともに、被害認定事務の簡素化、効率化を図るための解釈を示した。

○各部位の損傷程度の方

内閣府の運用指針では、部位ごとの損傷程度が、それぞれ2段階で設定されている。本県においては一連の台風による浸水被害の甚大さを考慮して、各部位の損傷程度を以下のとおり取り扱う。

表 各部位の損傷程度の方

部位	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	内閣府通知(H16.10.28)の趣旨を 踏まえた損傷程度
屋根	程度Ⅰ：25%、程度Ⅱ： <u>50%</u>	程度Ⅰ：25%、程度Ⅱ： <u>100%</u>
床	程度Ⅰ：25%、程度Ⅱ： <u>50%</u>	程度Ⅰ：25%、程度Ⅱ： <u>100%</u>
外壁	程度Ⅰ：50%、程度Ⅱ： <u>100%</u>	程度Ⅰ：50%、程度Ⅱ： <u>100%</u>
内壁	程度Ⅰ：30%、程度Ⅱ： <u>100%</u>	程度Ⅰ：30%、程度Ⅱ： <u>100%</u>
天井	程度Ⅰ：30%、程度Ⅱ： <u>100%</u>	程度Ⅰ：30%、程度Ⅱ： <u>100%</u>
建具	程度Ⅰ： <u>15%</u> 、程度Ⅱ： <u>100%</u>	程度： <u>60%</u>
設備	損害割合1～5%（損傷状況による）	損害割合： <u>5%</u>
柱等	（外力による被害が生じていない場合） 損傷程度の設定なし （外力による被害が生じている場合） 程度Ⅰ：10%、程度Ⅱ：25%、程度Ⅲ：50% 程度Ⅳ：75%、程度Ⅴ：100% ※なお、損傷率（損傷柱の本数/柱の全数×各柱の 損傷程度）が75%以上の場合は、全壊と判定する。	（外力による被害が生じていない場合） 程度Ⅰ：10%、程度Ⅱ： <u>25%</u> （外力による被害が生じている場合） 同左
基礎	（外力による被害が生じていない場合） 損傷程度の設定なし （外力による被害が生じている場合） 損傷基礎長/外周基礎長	同左

(注)内閣府の運用指針では、柱については水流等の外力による被害が生じている場合のみ、損害を認定できることとなっている。しかしながら、柱については、外力による被害が生じていなくとも、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがあること等から、本県においては、このような場合でも柱の損害を認定できることとする。

【20040302】 商工被害の調査（豊岡市）

○初期の概要把握

- ・初期は、商工会議所が全会員に対して独自に実施した調査や、地場産業である靴協会が実施した調査で被害を把握した。
- ・それ以外に、市でも独自に調査を実施した。

○被害額の推計

- ・県の指導で、各行政区単位の家屋被害率と事業所数・従業員数のデータを作成した。今回の災害では、3,462事業所の内、1,800を越える事業所で被害があった。
- ・被害額の推計に際しては、県とデータをやりとりして、県がデータの加工・処理を行った。売上額のデータなどについては、県民局の持つ所得申告の額なども必要だった。
- ・中小企業関係の激甚指定にあたっては、激甚被災地では対象事業所の約4割、その他の場所では約2割の事業所の実態調査が必要とのことであった。今回は、約650件について、土地、建物、機械設備、商品・原材料被害などについて、実態調査データを作成して報告した。調査は、11月から初めて、中旬まで実施した。

【20040303】 災害土砂の再利用（高松市）

○高松市では川の氾濫などで発生した土砂を特殊処理し、建設用土としての再利用を試みた。

○概要

- ・河川の浚渫工事現場などで用いられる技術を転用し、土砂の有効利用と処理費の縮減につなげる。

- ・泥土に特殊な固化材を混ぜて粒状土に変える「泥土均一粒状化工法」により、被災地から回収した土砂を道路の盛り土材などとして再利用することで、埋立処分に比べ安いコストで処分可能。

【20040304】復旧・復興体制の構築（兵庫県）

○経緯

- ・台風23号では、淡路、但馬地域を中心に死者が26人、家屋の全半壊が約1万世帯、床上・床下浸水が約1万1千世帯など甚大な被害が発生した。
- ・これまでの災害復旧・復興は、担当する個々の組織(部局)が個別に対策を実施することが一般的だったが、今回の災害では、起こった現象に対して、被害原因の分析により、横断的・総合的な復旧・復興対策を推進する必要性が生じた。
- ・兵庫県では、農林水産部と県土整備部及び県民局の連携を図るため、本庁に「災害復興室」を、県民局に「但馬地域災害復興室」(但馬県民局)及び「淡路地域災害復興室」(淡路県民局)を設置した。
- ・災害復興室では、台風23号の被害原因と対策を分析するとともに、災害から早期復旧・復興を目指し、農林水産部と県土整備部が連携・調整すべき重点地区・重点路線などについて、めざす復興後の地域の姿を念頭に置きつつ、復旧・復興事業推進計画(中間報告)を取りまとめた。

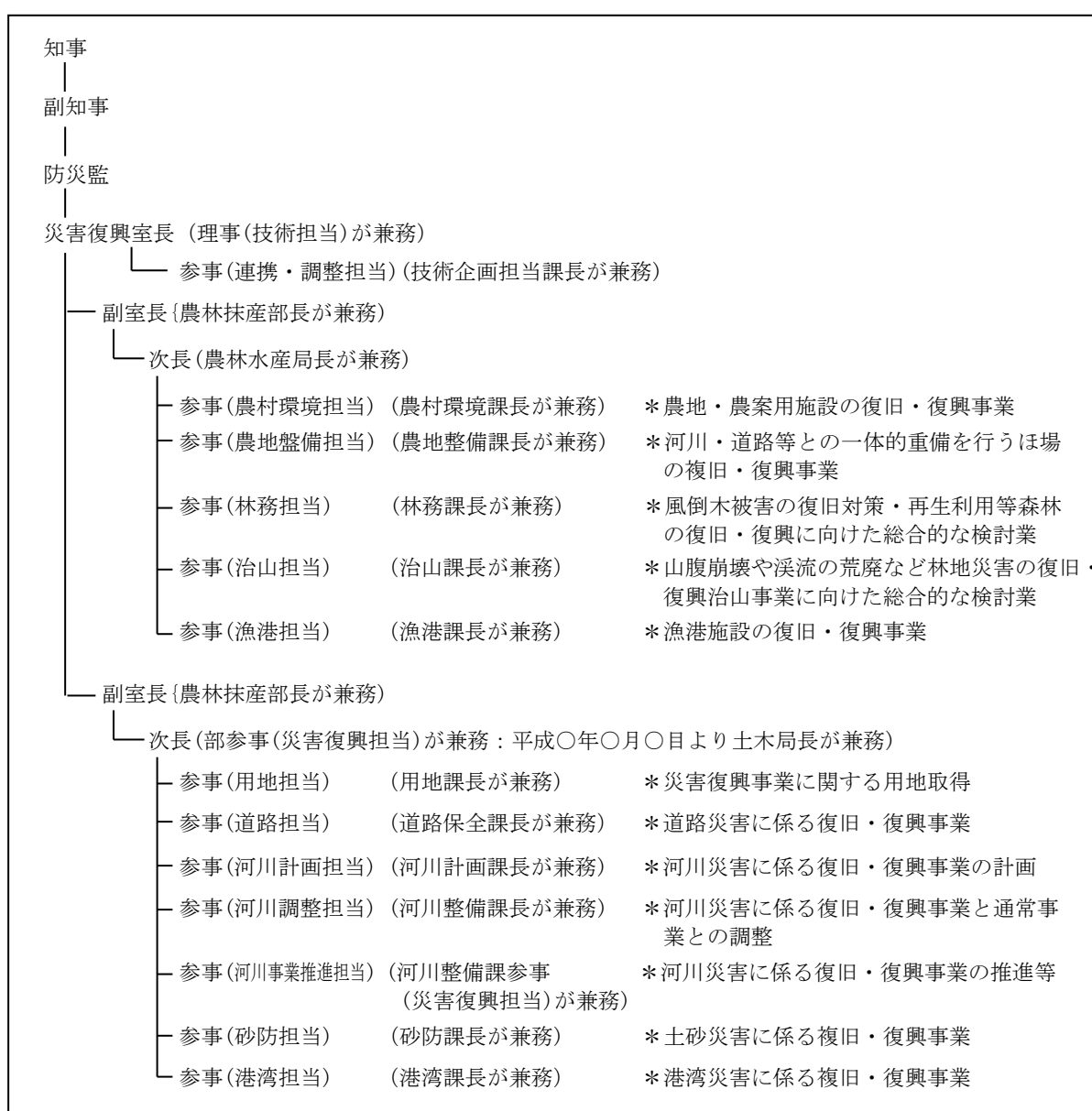


図 本庁の災害復興室の構成

- ・兵庫県は、「兵庫県台風第23号災害検証委員会」を設置、分野別にワーキング部会（構成：担当委員、行政（県、市町）、関係団体等）を設置し、検証担当委員を中心に具体的な課題抽出、対応方策の検討等を行ったうえ、委員会で横断的に検討し、取りまとめを行った。

検証分野	検証担当委員		
本部体制・ 機関連携	林 春男 室崎益輝	京都大学防災研究所教授 独立行政法人消防研究所理事長(委員長)	ワーキング部会
災害情報・ 要援護者対 策	片岡敏孝 松原一郎 山中茂樹	群馬大学工学部教授 関西大学社会学部長 関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・教授	ワーキング部会
災害ボラン ティア	渥美公秀 高梨成子	大阪大学大学院人間科学研究科助教授 (株)防災&情報研究所代表	ワーキング部会
治山・治水	沖村 孝 片岡敏孝 村本嘉雄	神戸大学都市安全研究センター教授 群馬大学工学部教授 京都大学名誉教授	ワーキング部会

図 検証体制

【参考文献】

- 1) 兵庫県『平成16年災害復興誌』平成20年3月。
- 2) 兵庫県台風第23号災害検証委員会『台風第23号災害検証報告書』平成17年12月。

【20040305】復旧・復興計画の策定（兵庫県）

- 復旧・復興事業推進計画(中間報告)の概要
- ・台風23号による被災原因分析と対策の検討を踏まえ、重点地区・重点路線の復旧・復興対策(案)、復興対策提示上の留意事項、めざす復興後の地域の姿などを提示。
- ・さらに、農林水産部及び県土整備部が各部で実施する事業と、連携・調整する重点地区・重点路線を明示した。

【20040306】仮設住宅の代替としての民間アパート借上げ提供（豊岡市）

- 仮設住宅の代わりとして、43戸の民間アパートを提供した。
- 民間アパートの確保・契約
- ・宅建業界但馬支部に協力を要請して住宅情報を把握した。なお、制度の対象とならない被災者に対しても、相談に乗ってくれるよう要請した。
- ・民間アパートの提供については、光熱費は自己負担となるが、家賃、共益費、敷金・礼金、仲介料、保険などの扱いが問題となった。最終的には、家賃、共益費、仲介料、損害保険料は災害救助法で支出されることとなった。
- ・各家主との契約では、敷金・礼金はなしとした。ただし、退去時の現状復旧費用として2ヶ月分を先に支払うこととなった。家主との契約は、6ヶ月単位。契約時に3ヶ月分、そこから年度末までの分、4月から契約終了までの分の3回の支払いとした。
- ・アパートの条件は、応急仮設住宅の29.7㎡を念頭に置いて、家族数に応じて必要な広さを確保した。
- ・家賃の目安は、あまり新しくないアパートを想定して、5万円以下とした(概ね築15~20年)。応急仮設住宅の代わりなので、新築に入居するというのは避けた。また、みんなが希望すると戸数を確保できないことから、戸建ては除外した。
- ・入居期間については、持ち家が被災した人は1年、アパートが被災した人は6ヶ月とした。これは、水害であること、被災者にできるだけ自立してもらおうということで決めた。
- 被災者への対応
- ・11月2日からの相談は全部記録し、併せて、所得調査に関する委任状を提出してもらった。これは、所得証明にも費用がかかり、住民票を異動しておらず他市町村から所得証明を入手する必要があるケースなどもあり、その被災者の手間を軽減させようとしたものである。
- ・各世帯の希望をできるだけ入れながら宅建業界但馬支部から得た情報をもとに、部屋を借りおさえた。希望の多かったのは自宅に近いところ、児童・生徒がいる家庭では学区が変わらない範囲、というものだった。坂がある、部屋が小さい、ペットが飼えない、町中にしかアパートがないので畑仕事に行けない、などの理由で辞退した人もいる。
- ・最初に申し込んだ人と後になって申し込んだ人とで、入居した部屋のレベルに違いが出てしまった面がある。初期は、アパートが被災して部屋がなかったが、しばらくすると復旧して、後に申

し込んだ人が自宅の近くに住めたり、家賃が高くて残っていたアパートに入居できたりした。

【20040307】住宅再建への各種支援（兵庫県）

○台風23号などの被災者に対して、兵庫県では、各種支援制度を創設した。

(1) 住宅再建支援制度

- ・国の被災者生活再建支援法の年収・年齢要件を緩和し、年収800万円以下なら年齢にかかわらず、支給を受けられるようにした。
- ・さらに再建・補修経費として、全壊100万円、大規模半壊75万円、半壊50万円、床上浸水25万円を独自に上乘せ支給。

(2) 「住宅復興ローン」創設

- ・阪神・淡路大震災時の例にならい、「ひょうご住宅災害復興ローン」を新たに創設。
- ・住宅の再建・補修を行う世帯が対象で、再建には最高800万円が融資される。金利は、住宅金融公庫災害復興住宅融資に連動。現在は1.8%。同融資など他の融資との併用も認められる。
- ・同ローンや同融資などを利用する世帯には、2.5%を上限に5年間、県と市町で利子補給を行う。

(3) 一時転居者支援制度

- ・自宅の再建や補修が終わるまで、仮設住宅や県営住宅の空き家提供を利用せずに、民間賃貸住宅に入居する世帯に、家賃の半分(上限3万円)を原則6カ月まで県と市町で助成する。

(4) 耐震化工事助成事業枠の拡大

- ・耐震化工事に対する最高50万円の助成事業について、それまで対象とならなかった1981年以降に建築された家屋でも、台風で耐震性が低下している場合は助成対象に加える。

(5) 小規模ながけの崩壊対策事業の実施

- ・人家に被害を与える可能性が高い急傾斜地について、擁壁を設けるなどの緊急対策を行う。
- ・傾斜度30度以上のがけで、高さが5メートル以上あることが要件。
- ・国の補助事業は、人家が2戸以上で事業費も600万円以上の場所が対象だったが、今回は一戸だけでも対象とし、事業費も100万円以上とした。県と市町が負担する。

【20040308】地域再建被災者住宅等支援補助金（京都府）

○被災者生活再建支援法で措置されない住宅等再建費用の3/4を京都府と市町村で補助する制度を創設。

表 補助金制度の概要

項目	内容
補助金の対象経費割合	○被災者：自己負担1/4 ○府・市町村：補助金3/4
補助金の対象者	○府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ○同一市町村内で住宅を建替、購入又は補修して引き続き居住しようとする者
対象経費	○住宅の建替・購入・補修経費
補助限度	○全壊300万円、大規模半壊200万円、半壊150万円、一部破損・床上浸水50万円
特例措置	○高齢者・障害者・母子寡婦世帯で低所得世帯(生活保護基準の1.8倍以内)については、対象経費20万円までは自己負担なし。

【20040309】税の減免等（豊岡市）

○実施方法の検討

- ・担当課としては、職権による減免が実施の手間がかからない方法だったが、国の通知では申請主義となっていること、市民に減免が実施されることを知ってもらうことの重要性、の2つの観点から、申請で対処することとした。

○適用方法

- ・住民税、国保税については、住宅被害の二次調査の判定率をもとに減免率を決定した。3割以上の被害となる場合に適用される。
- ・固定資産税については、全ての建物が対象になることから、従来と同様に一次調査の結果から、浸水深に応じた減免率(床上40cm、90cmで区分)とした。この減免率は平成2年の水害の際に作成したものである。なお、償却資産については、申告に基づいた。
- ・一世帯が一回で申請ができるような申請書を作成して、被災者の手間を軽減した。
- ・固定資産税の減免に関する申請率は、制度対象者の概ね70%程度だった。合併もあり、年度内の事務処理が必要なことから、申請は1月20日で締め切った。過去の災害では、期限後に申請要望が

出るなどのトラブルがあったが、今回は周知も徹底したためもあってか、トラブルはほとんどない。

【20040310】被災地を支援する市民活動への助成（神戸市）

- 被災地を支援する市民活動への助成
- 対象活動：台風23号または新潟県中越地震の被害を受けた地域（災害救助法適用地域）で市民団体が自ら企画・提案、実施する活動で、以下のもの。
 - A：被災地におけるボランティア活動をコーディネートする活動。
 - B：被災地における市民活動のニーズを把握し、発信・提案する活動。
 - C：阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動（義援金、生活物資の募集、送付活動を除く）。
- 助成金額
 - ・助成対象経費の合計額の範囲内で50万円を限度
- 助成実績：26件

【20040311】商工被害の調査（豊岡市）

- 初期の概要把握
 - ・初期は、商工会議所が全会員に対して独自に実施した調査や、地場産業である鞆協会が実施した調査で被害を把握した。
 - ・それ以外に、市でも独自に調査を実施した。
- 被害額の推計
 - ・県の指導で、各行政区単位の家屋被害率と事業所数・従業員数のデータを作成した。今回の災害では、3,462事業所の内、1,800を越える事業所で被害があった。
 - ・被害額の推計に際しては、県とデータをやりとりして、県がデータの加工・処理を行った。売上額のデータなどについては、県民局の持つ所得申告の額なども必要だった。
 - ・中小企業関係の激甚指定にあたっては、激甚被災地では対象事業所の約4割、その他の場所では約2割の事業所の実態調査が必要とのことであった。今回は、約650件について、土地、建物、機械設備、商品・原材料被害などについて、実態調査データを作成して報告した。調査は、11月から初めて、中旬まで実施した。

【20040312】被災中小企業への支援（兵庫県）

- 被害状況
 - ・台風第23号では、兵庫県の但馬地域や北播磨地域、淡路地域などで多くの中小製造業が水害による被害を受けた。地場産業では、豊岡の鞆、西脇の播州織、淡路の淡路瓦や線香などの産地が大きな被害を受け、とりわけ豊岡鞆、播州織産地では、産地全体の生産供給体制に支障を生じるに至った。
- 取り組み
 - ・兵庫県では直ちに被害状況調査を実施すると共に、北播磨、但馬、丹波、淡路及び神戸に金融等特別相談窓口を開設した。
 - ・併せて、現地での課題解決を図るための被災中小企業総合支援チームが派遣した。
 - ・また、1)経営円滑化貸付（災害復旧枠）の拡充、2)県制度融資等の2,000万円までの融資に対して3年間実質無利子化する利子補給制度の創設、3)地場産業等振興資金を拡充しての事業者向け及び産地組合向けの災害復旧貸付制度の創設、4)被災地場産業のための政府系金融機関からの借入金に対する利子補給及び商工組合中央金庫と連携した融資促進のための損失補償、を実施することとした。
 - ・さらに、産地の復旧をアピールするため、見本市出展等を支援する被災地場産業イメージアップ対策事業などの支援策を講じた。

【20040313】被害農家への営農指導（兵庫県）

- 台風23号により農作物に深刻な被害が出たのを受け、兵庫県南淡路農業改良普及センターでは、農家の緊急支援を実施。
- 緊急支援の内容
 - ・職員らは台風が通過した翌日から、現地調査班と事務所での電話対応で、被害の取りまとめや被害状況マップづくりに着手し、被災市町や農協とも連携し、情報の共有を図った。
 - ・海水が流れ込み塩害を受けた田畑の土壌の調査を実施。

- ・農家への支援策として、傷んだ農作物ごとに最適な薬剤の種類や散布方法などを指導。冠水した苗の植え直しや、農業用施設や排水路の復旧に向けた助言を実施。
- ・被害の程度に合わせて、ほ場整備や苗の管理、衛生上の注意などを盛り込んだ資料をつくり、農協を通じて農家に配布。

【20040314】森林災害に関する復旧対策の検討（兵庫県）

○兵庫県森林災害復旧対策委員会

- ・台風23号災害等により30～40年生を中心としたスギ、ヒノキの壮齢林が倒伏、幹曲がり、折損に加え、林地崩壊や林道・作業道にも多大な被害が発生した。
- ・兵庫県では、造林、生態、木材構造、木材搬出、砂防工学の専門家からなる「兵庫県森林災害復旧対策委員会」を設置し、被害メカニズムの解明と風倒木の安全な搬出方法や利活用方策、災害に強い森づくりについて検討を行い、報告書を取りまとめた。

○報告書では、以下の内容が示された。

- (1) 被害メカニズムの解明
- (2) 風倒木の処理及び利用(安全な風倒木の搬出方法、有効な風倒木の利活用方策)
 - ・風倒木の損傷程度に応じた利活用に当たっての基本方針
 - ・風倒木の用途(集成材用ラミナ、土木工事事用資材、チップとしての利用)
 - ・二次災害防止と林地の保全対策
- (3) 災害に強い森づくり(被災を受けたスギ・ヒノキ林における復旧方法、管理方法等)

【20040315】まいづる農業災害ボランティア派遣事業（舞鶴市）

○舞鶴市では、台風で甚大な被害を受けた農地等について、農地、農業用施設災害復旧事業の対象とならない田畑の石、ゴミの片づけ、用排水路の泥上げ等にボランティアを募り、派遣する事業を実施した。

○主催者：まいづる農業災害ボランティアセンター事務局(舞鶴市経済部農林課内)

○募集条件

実施日：土・日曜日(平成16年度中)

実費：1000円(風呂代)

持ち物：昼食、飲み物、雨カップ、長靴、軍手、タオル、着替え、ぼうし

服装：汚れてもいい服(作業服)で参加

事例コード | 200404

2004 年（平成 16 年） 新潟県中越地震・新潟県

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成16年10月23日夕刻、中越地方を襲い、最大震度7を記録した新潟県中越地震は、避難者約10万人、住宅損壊約12万棟などの直接被害、風評被害や上越新幹線の不通による観光影響など、大きな経済的影響を及ぼした。山古志村（現長岡市）を中心とした地域では地震により多くの箇所では崩壊や地すべりが発生し、芋川流域では大規模な河道閉塞が発生して東竹沢地区などで人家が水没するなどの被害が生じた。

さらに、震災に引き続き19年振りとなる豪雪に見舞われ、被災地では、約3,000世帯、9,000人を超す被災者が応急仮設住宅での生活を余儀なくされた。

①発生日時

平成16年10月23日 17時56分

②地震の規模：マグニチュード6.8

表1 被害一覧（平成20年9月24日現在）

区分		被害	
人的被害	死者	人	68
	行方不明者	人	0
	負傷者	重傷	人
軽傷		人	4,163
住家被害	全壊	棟	3,175
		世帯	3,138
	大規模半壊	棟	2,167
		世帯	2,154
	半壊	棟	11,643
		世帯	11,935
	一部損壊	棟	104,510
世帯		112,743	
非住家被害	棟	41,340	

（出典）新潟県『新潟県中越大震災による被害状況について(第173報)』平成20年9月24日現在。

表2 被害額

[単位：億円]

施設等	被害額	被害内容
建築物	11,338	住家6,389、非住家4,949
鉄道	625	
公共土木施設等	1,934	
・高速道路	249	
・国管理道路・河川等	237	道路157、河川80
・県管理道路・河川等	652	道路498、河川111、橋梁27、下水道16
・市町村管理道路等	440	道路256、下水道167、橋梁8、公園6、河川3
・斜面崩壊	356	国：芋川河道閉塞86 県：砂防270
文教施設	172	
農林水産施設等	1,305	
保健医療・福祉施設	15	
・県立病院	1	
・医療機関	6	
・社会福祉施設	8	
水道施設	38	
電気・ガス施設	89	電気34、ガス55
通信・放送施設	32	
商工関係施設	781	
その他の公共施設	13	廃棄物処理施設、市町村庁舎
その他	200	市町村災害廃棄物処理費
合計	16,542	

（出典）新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集『中越大震災 前編「雪が降る前に」』平成18年3月。

○こうした甚大な被害を踏まえ、次のような各種の特例的な措置がなされた。

- ・厚生労働省は災害救助法の住宅の応急修理制度について、①対象者の範囲、応急修理の範囲及び手続きについての弾力的な取扱、②応急修理費用の限度額を60万円に引き上げた。
- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度は新潟県全域に適用。
- ・新潟県中越地震による災害が特定非常災害として指定され、行政上の権利利益の満了日の延長等の措置や、民事調停法による調停の申立ての手数料を免除する措置が講じられた。また、罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害として、滅失した建物の借主等の権利の保護が図られた。
- ・激甚災害として指定され公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置等、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等が適用された。なお、この災害と台風第23号については特例的な措置として被災地方公共団体からの被害状況の報告を待つことなく、関係各省庁の職員を現地に派遣する等により被害状況が取りまとめられ、激甚災害指定の可否の判断が行われた。

- ・運用益で被災者に対してきめ細かい支援を行う 3,000 億円規模の復興基金の造成について、必要な地方債の許可とその利子支払額に対する交付税措置が行われることとなった。
- ・そのほか、中山間地という特殊性を考慮した各種の措置がなされた。

表 3 中越地震の主な被害状況（平成21年1月7日現在）

		被害の概要	
地震の概要	地震規模	マグニチュード 6.8	
	最大震度	震度 7	
災害救助法適用市町村		17 市町村（合併後）	
人的被害	死者（人）	68	
	重軽傷者（人）	4,795	
住家被害	全壊（棟）	3,175	
	半壊（棟）	大規模半壊：2,167 半壊：11,643	
	一部損壊（棟）	104,510	
	合計（棟）	121,495	
避難状況	避難所（カ所）	603	
	避難者数（人）	約 103,000	
ライフラインの状況	電気（停電）（戸）	約 300,000（概ね 10 日でほぼ復旧）	
	ガス（停止）（戸）	約 56,000（概ね 2 ヶ月でほぼ復旧）	
	上水道（断水）（戸）	約 130,000（概ね 1 ヶ月でほぼ復旧）	
仮設住宅	建設戸数（戸）	3,460	
	入居世帯数（世帯）	最大 2,935	
	入居者数（人）	最大 9,649	
公共土木施設災害 （金額：査定決定額）	県管理施設	1,485 箇所	68,280 百万円
	市町村管理施設	2,054 箇所	44,000 百万円
	合計	3,539 箇所	112,280 百万円
土砂災害対策 （金額：事業採択額）	災害関連緊急事業（県）	78 箇所	22,775 百万円
	地域防災がけ崩れ対策事業（市町村）	41 箇所	1,075 百万円
	合計	119 箇所	23,850 百万円
地震・被害の特徴		中山間地型・インフラ打撃型 ・新幹線、高速道路等の高速交通網寸断 ・中山間地の地盤災害	

（出典）県民生活・環境部震災復興支援課「ヒアリング資料」平成 21 年 2 月 19 日。

2. 災害復興施策事例の索引表

200404	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→ 【20040401, p283】		
施策2：復興計画の作成		●→ 【20040402, p285】		
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置		●→ 【20040403, p289】 ●→ 【20040404, p289】	●→ ●→	
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保		●→ 【20040405, p294】		
施策2：恒久住宅の供給・再建		●→ ●→	●→ 【20040406, p294】 ●→ 【20040407, p294】	
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援	●→	●→ 【20040408, p295】 ●→ 【20040409, p295】		●→
施策5：公的サービス等の回復		●→		●→
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備			【20040411, p296】	●→
施策3：都市基盤施設の復興	●→	●→ 【20040412, p296】	●→	●→
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20040401】 復旧・復興体制の構築（新潟県）

地震から2週間余りを経過した平成16年11月8日に、災害対策本部の中に復旧・復興本部を設置した。

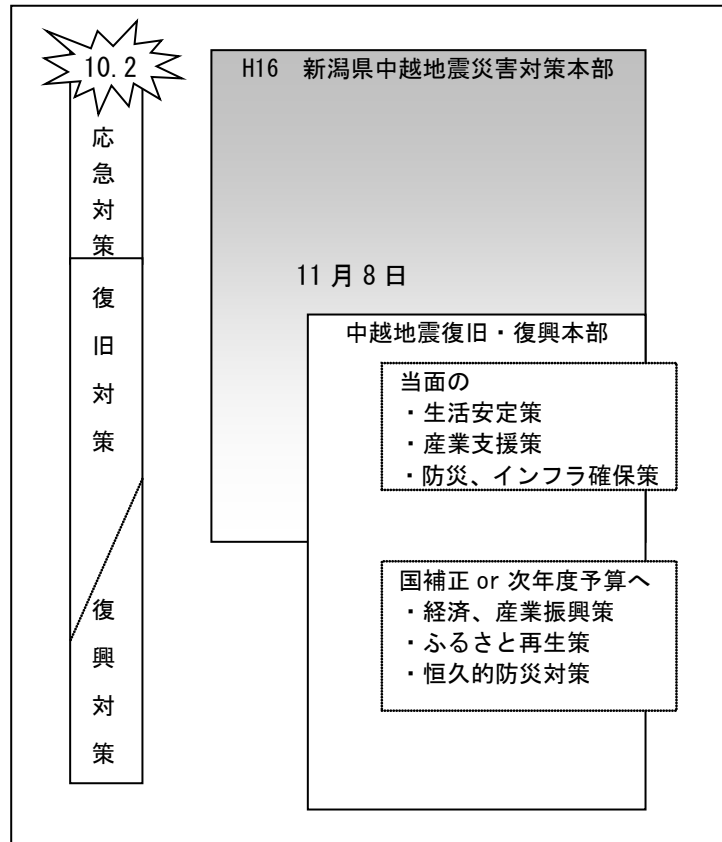


図 災害対策組織移行イメージ

(出典) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。

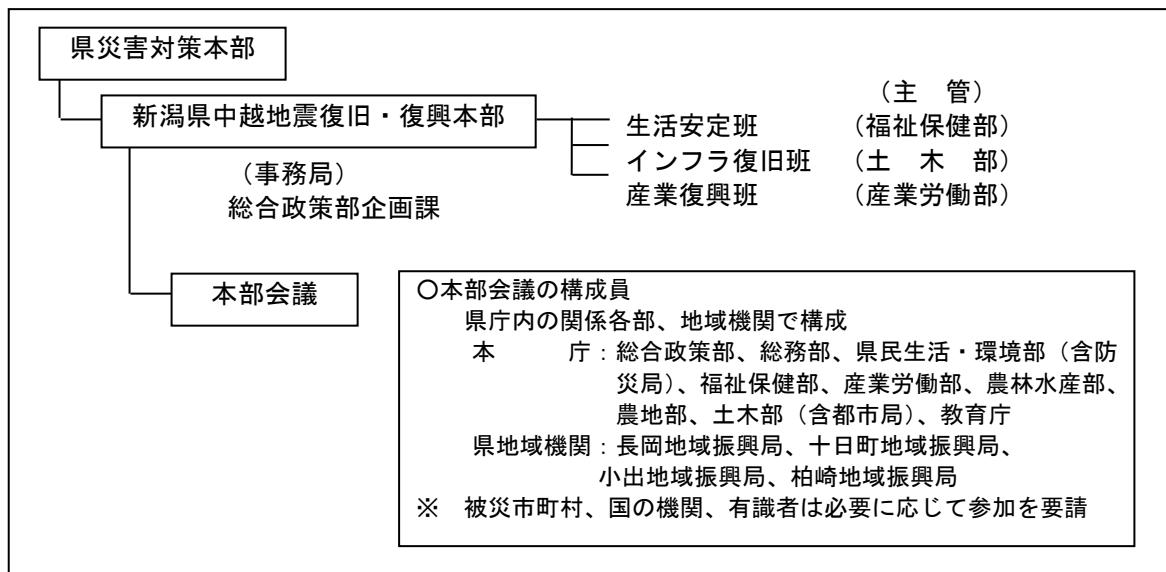


図 新潟県中越地震復旧・復興本部

(出典) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。

表 復旧・復興本部における各班の役割

生活安定班	インフラ復旧班	産業復興班
[主管：福祉保健部] (1)被災地の生活関連物資の需給・価格の安定 (2)被災地の生活環境の確保（廃材等災害廃棄物の処理対策など） (3)被災者に対する生活資金の確保 (4)被災者に対する租税・公共料金の減免措置 (5)被災者の健康管理・こころのケア (6)被災者生活再建のための支援（住宅建設資金制度の運用、仮設住宅・公営住宅の確保など）	[主管：土木部] (1)公共施設の災害復旧（河川、道路、農・林・水産業用施設、学校、福祉施設等の復旧） (2)激甚災害指定のための被害実態調査 (3)被災地のライフラインの本復旧 (4)被災地の雪寒対策	[主管：産業労働部] (1)被災中小企業の経営安定 (2)融資等の支援による経営基盤の強化 (3)地場産業、農林水産業の復興 (4)被災地の雇用の安定

（出典）災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。

- ・その後、平成17年8月9日に復興計画が成案になったので、復興施策の確実な実施と総合調整を行い、速やかな復旧・復興を図るため、知事を本部長とする「新潟県中越大震災復興本部」が設置され、それに伴い復旧・復興本部は廃止された。復興本部の組織は下図のとおりである。
- ・復興本部会議の第一回会議は同年10月に開催され、現状報告が行われた。その後、仮設住宅入居者が生活再建の見通しを立てることを最優先課題に取り組みを進め、第二回の開催はそれらに関するめどが付き始めた平成19年4月となった。

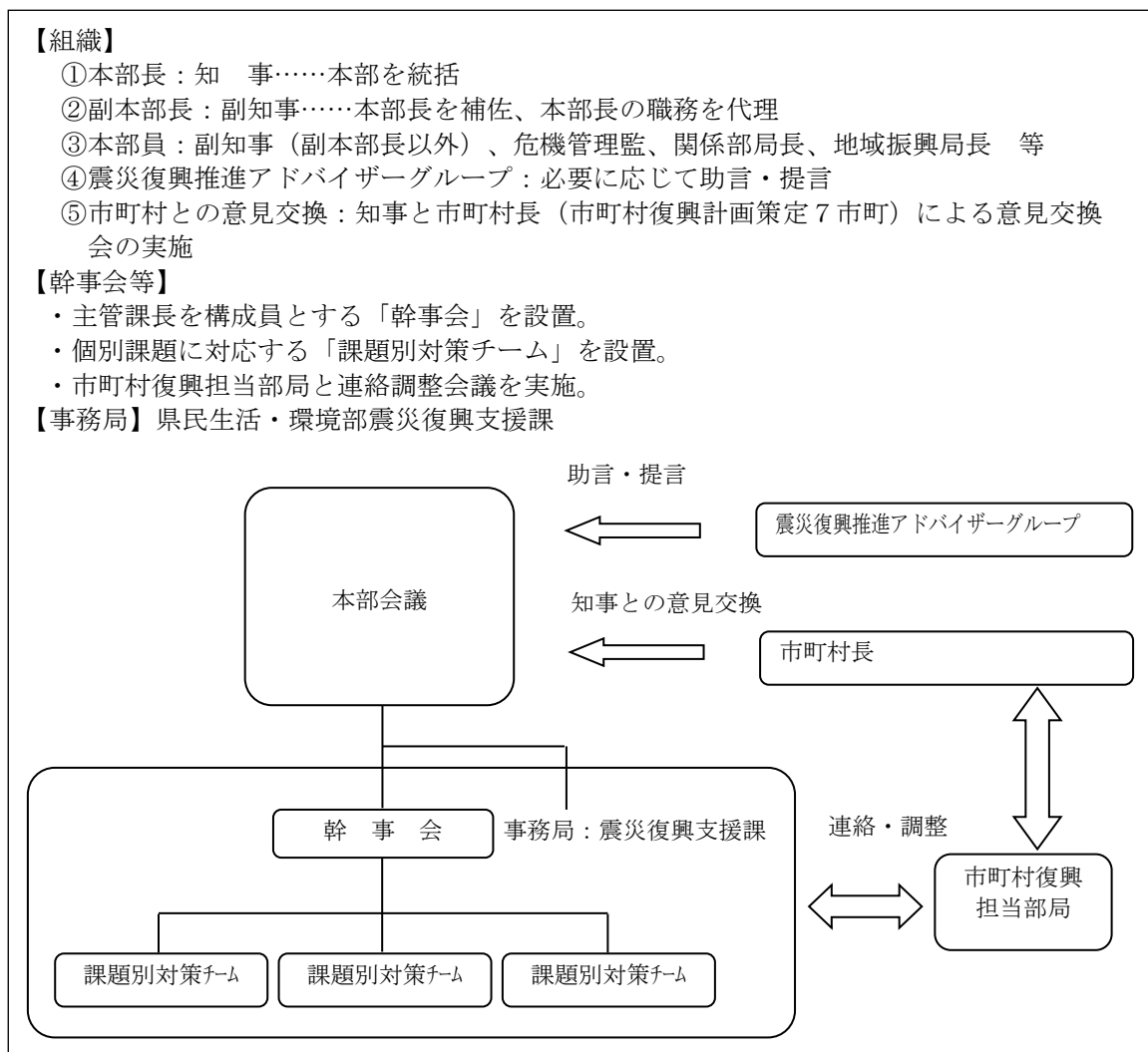


図 新潟県中越大震災復興本部

表 復興本部会議の開催状況

・第1回	平成17年10月18日	・現状報告
・第2回	平成19年4月19日	・現状報告、新潟大学災害復興科学センター復興調査の概要、今後の取組方針討議
・第3回	平成19年9月18日	・復興プロジェクトの検討、今後の課題や施策の方向性等の検討
・第4回	平成20年1月22日	・アドバイザーからの3年間の検証・提言、今後の課題や施策の方向性等検討、復興プロジェクトの検討

【20040402】復旧・復興計画の策定（新潟県）

○復興ビジョンの策定

- ・ヒアリングによれば、新潟県では復興計画の策定に次のように取り組んでいる。
- ・大規模地震からの復興には、被災者や地域の意向を始め、様々な分野の学識経験者など幅広い意見を集約し、地域全体の復興像を描く必要があった。そのため復興計画の策定にあたって、まず、復興の基本的方向と中越地域のあるべき姿を示す「復興ビジョン」を策定した。
- ・復興ビジョンでは、被災地域全体として共有したい夢の像を示し、「創造的復旧」を大きな柱とする復興のコンセプトが提示された。ここで「創造的復旧」とは、「今度の震災のようなことが起これば、旧に復せないものが数多くあるし、旧を捨てて、かつ全く新しく興せないことも数多くある。旧を踏まえつつその上に新たなものを生み出していくこと、これを「創造的復旧」と呼びたい。」とされている。

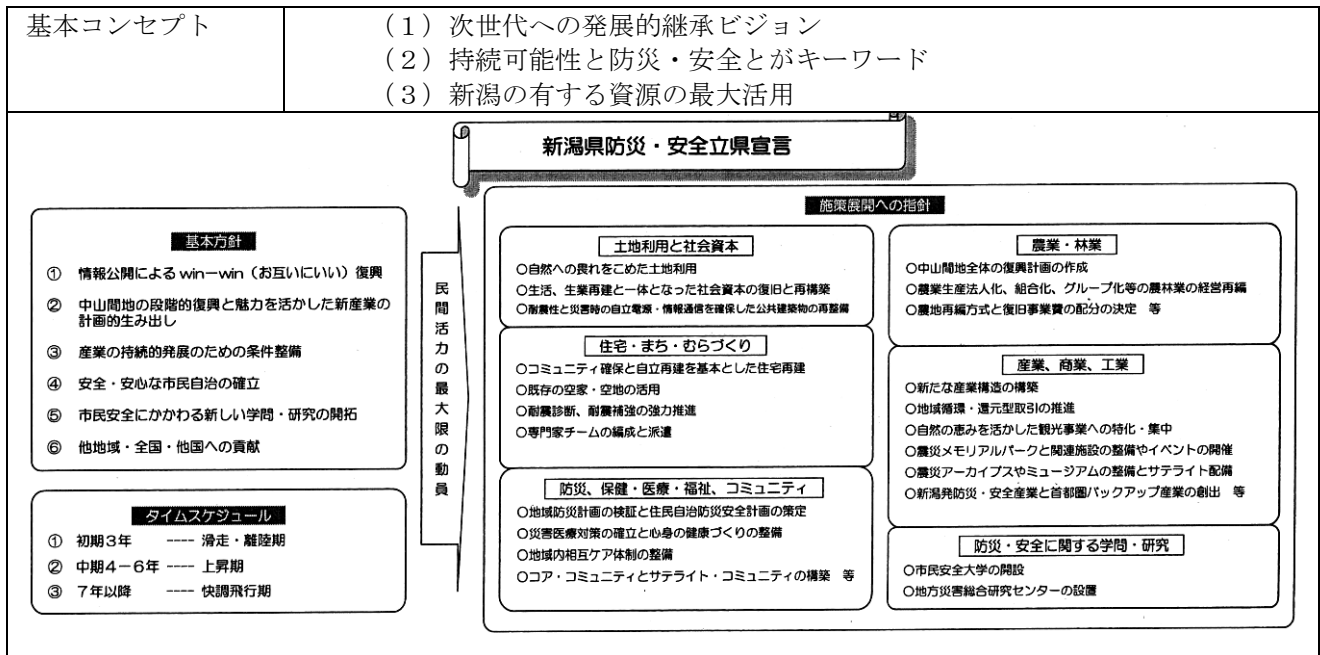


図 中越地震の復興ビジョンの概要

○復興計画

- ・ビジョン策定後は、長岡造形大学の平井教授が講師となって市町村への説明会、意見交換が実施された。その後、各市町村は市民ワークショップなどで被災者の意見をくみ上げながら復興計画を作成していった。県は市町村の取り組みをサポートする、というような役割を担った。復興計画作成は、先ず、市町村が策定に取り組み、最終的には8つの市町村が復興計画を作成した。次いで、県はそれらの計画（あるいは骨子）を踏まえて、県の復興計画を作成していった。平成17年8月時点では復興基金事業も生活再建・住宅再建を中心にメニュー化が進み、これらも踏まえて県の「新潟県中越大震災復興計画」（平成17年8月）がまとまった。

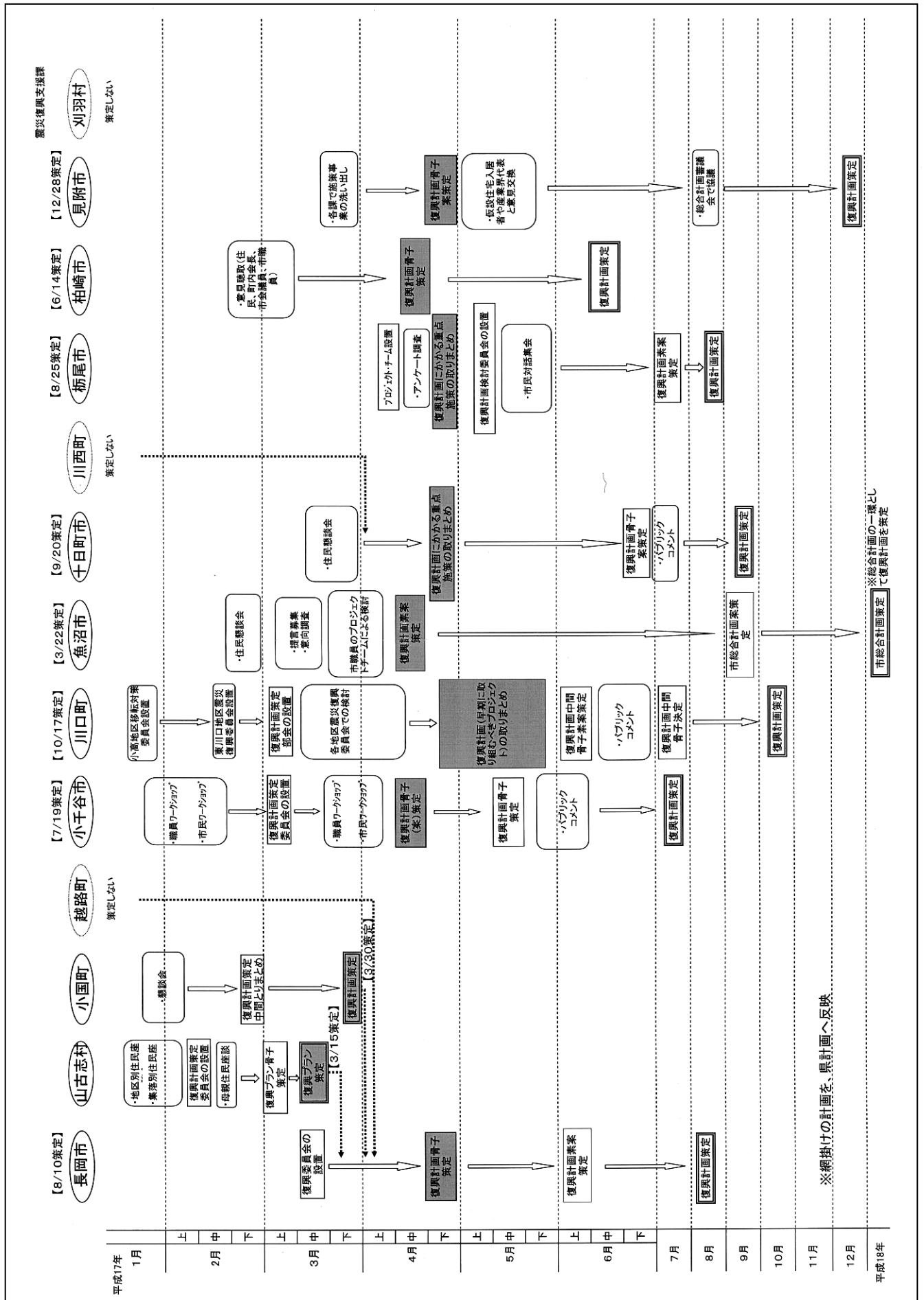


図 市町村の復興計画策定スケジュール

(出典) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。

○復興対策の課題と取り組み

- ・ヒアリングによれば、復興において生じた課題への対応について、新潟県では、次のような取り組みを行ったとのことである。
- ・まずは市町村が被災者の支援に取り組むが、市町村でできない広域的なこと、専門性のあることについて県が対応し、県でも対応できないことについては、国に要望していった。また、緊急性のあるものから順次、工夫しながら復興基金を有効に活用して事業をそろえていった。
- ・新潟県が行った特別立法の要望に対して、国からは補正予算等で阪神・淡路大震災に準じた財政措置のほとんどが構えられた。平成 17 年 6 月には市町村の復興計画を踏まえ、住宅や生業の再建や生活に密接に関係する道路・農地などの早期復旧などの 24 項目を要望した（下表）。これらの要望により、例えば小規模住宅地区等改良事業で一戸建ての公営住宅が運用改善で認められた。また、宅地災害、防災集団移転促進事業など、国の制度の改正のきっかけとなったと考えられる。宅地の総合的な防災対策は平成 18 年に国の新規事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）として創設され、その後に発生した中越沖地震における柏崎市の宅地被害からの再建事業にもつながった。
- ・さらに中越沖地震発災後の被災者生活再建支援法の改正では使途制限や年収要件の撤廃、定額支給等による支給手続きの簡略化など、新潟県が主張してきたものが盛り込まれており、被災者生活再建支援制度の見直しにつながった、という面もあっただろう。

表 新潟県の要望事項一覧（◎は「主要な要望事項」）

<p>生活再建（住宅・生業）（8件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災代替家屋・償却資産の取得等に対する 固定資産税等の減額特例措置の創設について ----- 【内閣府、総務省、国土交通省】 ○企業等に対する特例措置について ----- 【内閣府、財務省、経済産業省】 ◎養鰻施設復旧の特別措置について ----- 【農林水産省】 ○公営住宅附帯駐車場整備の支援について ----- 【国土交通省】 ◎防災集団移転促進事業の採択要件の緩和について ----- 【国土交通省】 ◎がけ地近接等危険住宅移転事業の拡充について ----- 【国土交通省】 ○小規模住宅地区等改良事業の補助金交付要件の緩和について ----- 【国土交通省】 ○災害廃棄物処理事業の継続について ----- 【環境省】
<p>社会資本の復旧等（5件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地域における携帯電話不感地域の早期解消について ----- 【総務省】 ◎災害復旧事業の期限の延長について ----- 【農林水産省、国土交通省】 ◎「中越大震災」被災箇所における融雪後の取扱いについて ----- 【農林水産省】 ○震災被害地域の災害採択要件（異常気象要件）の緩和について ----- 【国土交通省】 ○土地境界の復元や用地事務の円滑化を図る地籍調査の促進について ----- 【国土交通省】
<p>産業復興の支援（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎法人事業税における資本割の軽減措置について ----- 【内閣府、総務省、経済産業省】 ○固定資産税減免措置に対する減収補てん措置の充実強化について ----- 【総務省】
<p>安心安全なくらしづくり（8件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災対策としての情報通信基盤施設整備支援制度の創設について --- 【総務省、消防庁】 ○水道管入替事業における採択要件緩和について ----- 【厚生労働省】 ○水道施設における耐震化事業の補助率の嵩上げについて ----- 【厚生労働省】 ○水道施設の統合整備事業の補助率の嵩上げ及び 水道施設耐震化システム事業への支援について ----- 【厚生労働省】 ○視聴覚障害者への災害時緊急情報伝達機器の給付について ----- 【厚生労働省】 ○社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）基準の拡充について ----- 【厚生労働省】 ○介護保険施設緊急入所に伴う介護保険給付費増に対する財政援助について ----- 【厚生労働省】 ◎宅地の総合的な防災対策の確立について ----- 【国土交通省】
<p>震災教訓の発信（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎震災アーカイブス・ミュージアム及び防災研究機関整備事業について ----- 【内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省】

（出典）新潟県『新潟県中越大震災 復興計画 事業計画(平成 18 年度版)』平成 18 年 4 月。

- ・一方、被災地は中山間地域で、復旧段階でも、そのまま元に戻せないものがあり、旧を踏まえつつその上に新たなものを生み出す「創造的復旧」という概念を掲げたが、なかなか理解されな

った。

○復興計画の点検・見直しと第二次計画の策定

- ・復興計画は、被災地・被災者ニーズを把握しながらフォローアップするものとされ、平成19年度までは、被災地ニーズの把握を行いながら毎年度点検・見直しが図られた。復興事業については、毎年見直しながら取り組んできたが、インフラの復旧がほぼ完了し、応急仮設住宅入居者が自宅や公営住宅に移り新たな暮らしがスタートしていることから、本格的な復興に向けて、再生段階（震災から概ね6年）に向けた計画の見直しを実施し、平成20年4月には「新潟県中越大震災復興計画（第二次）」が策定された。第二次での大きな変更は「人づくり」という観点が入ったことである。

○新潟県中越大震災復興計画（第二次）の策定は次のように進められた。

- ・アドバイザーの意見を聞きながら県復興本部で作成。
- ・市町村の復興状況については、各市町村に復興計画の項目の検証を依頼。
- ・復興の全体状況についてはアドバイザーから意見、提言を聴取。
- ・その他、新潟大学復興支援センターとの意見交換、副市長との意見交換、などを実施。

I 生活再建支援策							
1 生活再建							
(1) 住宅再建							
これまでの主な取組							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活再建支援制度や復興基金事業を通じての被災者の住宅再建支援（長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、川口町） ○ 仮設住宅入居者との定期懇談会の実施（長岡市、見附市、川口町） ○ 宅地被災者へ分譲するための市有地の宅地造成の実施（魚沼市） ○ 中山間地型復興住宅の提案、供給体制の構築（長岡市） ○ 被害の甚大な地区の地盤調査の実施（柏崎市） ○ 罹災公営住宅、一般公営住宅等の建設（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、川口町） ○ 防災集団移転等の移転先団地の造成（長岡市、小千谷市、川口町） ○ 高齢者集合住宅の建設や建設に向けた調査等の実施（十日町市、魚沼市） ○ 被災家屋の災害廃棄物の運搬・処理支援（長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、川口町） ○ 中越大震災をベースとした震災廃棄物処理計画の策定（魚沼市） 							
[取組の進捗度]							
	長岡市	柏崎市	小千谷市	十日町市	見附市	魚沼市	川口町
目標以上 (100%以上)							
ほぼ目標どおり (100~80%)	○	○	○	○	○	○	○
目標を下回る (80%以下)							
今後の主な取組							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興基金事業による支援継続や事業の積極活用に向けた周知徹底（長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、川口町） ○ 中山間地型復興住宅の普及推進の継続（長岡市） ○ 高齢者集合住宅の建設に向けた具体的ニーズの把握や計画協議等（十日町市） 							
主な課題							
〔住宅再建支援〕							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の制度の抱える様々な矛盾や不備の改善と再建速度による不平等・不公平感の解消（小千谷市） ○ 集団移転対象地で移転しない被災者がいる（川口町） ○ 高齢者世帯等の小家族向けの住宅の確保（十日町市） ○ 高齢者集合住宅建設事業全体の進め方について再検討が必要（十日町市） 							
〔災害廃棄物の処理〕							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理事業の国庫補助の終了による市単費負担の増加（見附市） 							

図 市町村による検証結果の例

(14項目についてこうした検証が行われた)

(出典) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。

- ヒアリングによれば、復興進捗状況の評価については次のような難しさがあるとのことである。
- ・復興進捗状況の評価は今後、取り組んでみたい課題であるが、最初の復興計画においてはそうした評価指標の設定などは行っていない。復興の定義がはっきりしない中で、復興指標、達成目標として定量化できるものがなかなかない。例えば住宅再建では、応急仮設住宅の解消など、目に見えるものしか評価できない。
- ・なお、阪神・淡路大震災で兵庫県が実施したものと同様の復興感に関するアンケートは新潟大学復興支援センターと連携研究で実施している。
- ・所得、集落の人口なども指標となるかもしれないが、どのような指標が適切なのかがわからない。中越大震災から5年を迎え、これまでの復興を客観的に評価するため、国内の災害復興研究者による「復興評価・支援会議（仮称）」が設置されるので、県としては、これを外部評価機関と位置づけ、連携し、今後の復興への取組に反映させたい。

【参考文献】

- 1) 新潟県『新潟県中越大震災による被害状況について(第173報)』平成20年9月24日現在。
- 2) 新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集『中越大震災 前編 -雪が降る前に-』平成18年3月。
- 3) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。
- 4) 県民生活・環境部震災復興支援課「ヒアリング資料」平成21年2月19日。
- 5) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。
- 6) 新潟県『新潟県中越大震災 復興計画 事業計画(平成18年度版)』平成18年4月。
- 7) 新潟県『復興基金と県・市町村事業の関係について(平成17年1月市町村説明会資料)』。
- 8) 新潟県『復興基金の基本的考え方について(平成17年1月市町村説明会資料)』。
- 9) (財)新潟県中越大震災復興基金『復興基金の交付申請状況』平成21年4月1日現在。

【20040403】復興基金の設置（新潟県）

1) 財団法人新潟県中越大震災復興基金

○新潟県中越大震災からの早期復興のための各種取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を安定的かつ機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

- 基本財産 50億円(新潟県出資)
- その他 新潟県貸付金3,000億円
震災復興宝くじ補助金

2) 復興基金事業(メニュー)の考え方

○被災者の生活再建や被災地域の再生を直接の目的として、公的サービスが必要なもののうち、復旧・復興対策として本来行政が行うもの以外で、行政サービスの補完となるものとする。(既存の支援制度によっても、被災者負担が過重で自助努力に限界があり、一定の支援が必要なものを含む。)なお、原則として、被災者個人又は団体自らが実施する復旧・復興対策を、直接支援するものとする。(財団法人新潟県中越大震災復興基金の復興基金事業(メニュー)募集より)

○財団法人新潟県中越大震災復興基金の初期メニュー (次頁参照)

【20040404】復興基金（新潟県）

・新潟県中越地震の復興基金事業においては、阪神・淡路大震災、雲仙の基金事業にはなかった中山間地の復興メニューが生み出された。瓦や材木など県産材を利用した住宅復興に支援するなど、復興と地域振興をつなげた事業などを生み出している。中山間地の復興メニューを生み出し、基金を柔軟に活用した点が新潟県における取り組みのポイントと言える。

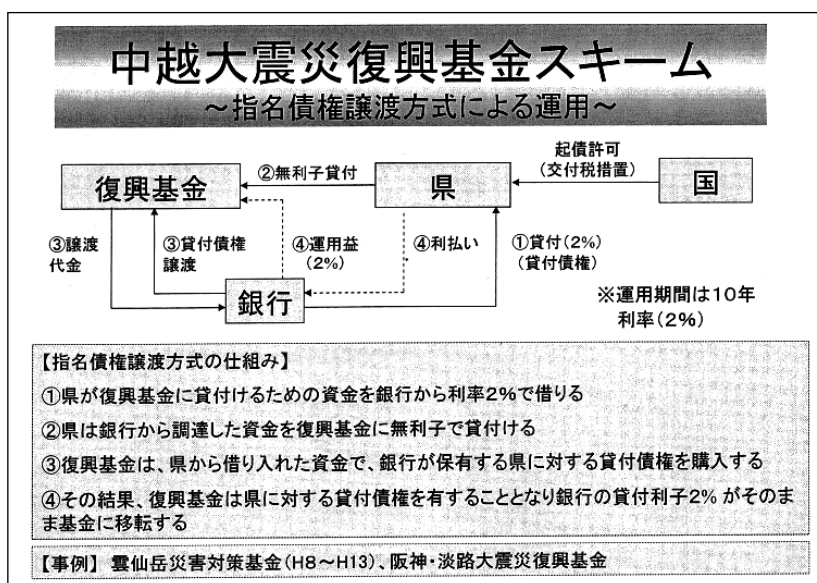
○復興基金の設置

・復興基金は平成17年3月に設置された。国の出資はなく、県の起債の許可・承認(3,000億円)がなされた。設立までには、各部局が阪神・淡路大震災、雲仙岳噴火災害などを参考に事業の想定とボリュームを出して取りまとめ、それをもとに総務省と協議をした。基金設置前の総務省の協議の段階では、想定した事業が基金事業として適切かどうか、事業量が適当かどうかなどの協議は行われたようである。

・復興基金のスキーム (次頁参照)

表 財団法人新潟県中越大震災復興基金の初期メニュー

事業名	メニュー
被災者生活支援対策事業	生活福祉資金貸付金利息補給 母子寡婦福祉資金貸付金利息補給 生活支援相談員設置 応急仮設住宅維持管理等復興支援ネットワーク
雇用対策事業	雇用維持奨励金 被災地域緊急雇用創出
被災者住宅支援対策事業	被災者住宅復興資金利息補給 高齢者・障害者向け住宅整備支援 雪国住まいづくり支援 被災宅地復旧工事 県産瓦使用屋根復旧支援 高齢者等を融資対象者とするための支援
産業対策事業	平成16年大規模災害対策資金特別利息補給 「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利息補給 平成16年大規模災害対策資金特別保証料負担金中堅企業等 復旧・復興事業利息補給事業所解体撤去支援補助 市町村支援商店街復興支援
農林水産業対策事業	中越地震災害対策資金利息補給 中越大震災農林水産業再建資金利息補給 農林漁業制度資金利息助成 家畜緊急避難輸送支援緊急避難家畜管理支援 畜産廃棄物処理経費補助 飼育魚避難輸送経費助成 錦鯉養殖業廃棄物処分費助成 一時避難飼育魚管理経費助成
観光対策事業	観光復興キャンペーン推進 市町村支援観光地域復興支援



図

復

復興基金のスキーム

(出典) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。

○基金事業の性格

- ・ヒアリングによれば、基金事業は次のような性格を持つとのことである。
- ・基金事業は、行政施策を補完するものとなっている。したがって、既に自治体で制度化しているもの、もともと行政がやらなくてはいけないものなどは基金事業に馴染まないという仕分けがあり、それらは県又は市町村単独事業となっている。
- ・市町村への説明会では、次のような資料により、復興基金と県市町村事業の関係や復興基金の基

本格的考え方が説明された。

□復興基金と県・市町村事業の関係について

- 1 県・市町村自らの施設の復旧や公共事業、行政事務、震災地域以外も共通の行政施策（課題）は、原則として復興基金の対象外
- 2 既存制度（国・県・市町村の制度）があるものは、まず制度で対応
→ 既存制度の振替、制度内（超過負担含む）の市町村負担の軽減は原則として復興基金の対象外
- 3 既存制度のないものは、公的サービスの補完として復興基金での対応を検討
→ (1) 原則として、市町村の負担を求めない。（市町村が任意に助成することは妨げない。）
→ (2) ただし、交付税措置の対象とならないもの等応分の負担を求める場合あり
- 4 既存制度でも受益者負担があるものについては、補助残部分に対する受益者負担の軽減を復興基金が対応（市町村負担の考え方は、3と同じ）
- 5 基金事業は、団体民間等が事業主体となることが基本であるが、地域に相当する団体等がない場合は、市町村が事業主体でもやむを得ない。

（参 考）

【阪神・淡路大震災の例】

- ・市町に対する補助はなし。
- ・県・市町の既存事業の振替は行っていない。（自治省（当時）指導）
- ・基金事業の目的は、受益者負担の軽減である。
- ・既存事業がある場合には、補助対象は既存事業の補助残（受益者負担部分）となり、既存事業がない場合も含め基金事業での市町村の負担はなし。
- ・既存事業の負担率（国、県、市町、受益者）は、基金の有無にかかわらず変動しない。（行政の負担軽減ではない）

【雲仙の例】

- ・一部に市町に対する補助あり。（住宅団地造成事業など）
- ・県・市町の既存事業の振替は行っていない。
- ・基金事業のなかで、市町の義援金基金が上乘せしている例はあり。（農業共同施設等再建助成事業、社会福祉施設等移転改築助成事業など）

（出典）新潟県『復興基金と県・市町村事業の関係について（平成17年1月市町村説明会資料）。

□復興基金の基本的考え方について

- 阪神・淡路、雲仙の際の例を見ると、復興基金は概ね以下の考え方の下に設立されている。
- 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、都道府県・市町村の基本的責務であり、復旧事業に併せて行う復興事業等の関係事業も原則的には都道府県・市町村が自ら行うべきもの。
 - 震災関係事業として公的サービスが求められるが、機動的・弾力的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして復興基金を活用。
 - 復興基金はあくまでも震災関係事業の円滑な執行のための手段であり、行政の直接執行よりもむしろ基金による執行の方が機動的・弾力的にきめ細かい対応が可能となる事業に限定して実施。
 - 議会によるチェックの観点からも、あくまでも県事業を補完する観点から制度を設計。また、財政規律の観点からも、財政運営上の理由から基金事業で県事業を肩代わりする等本来的には県が直接執行すべき事業の財源を確保する手法として基金を利用することについては慎重であるべき。
 - 地方交付税は地方団体の標準的な行政水準を確保するための地方の共有財源であることから、交付税措置の対象とする事業は、少なくとも、国の施策と整合性のとれたもの。

（出典）新潟県『復興基金の基本的考え方について（平成17年1月市町村説明会資料）』。

○復興基金事業の交付申請状況一覧

上記の考え方を基本として、事業が実施された。（次頁参照）

表 復興基金の交付申請状況

区分	事業・メニュー名	申請状況（累計）		支出状況	
		合計		合計	
		件数	金額	件数	金額
被災者生活支援対策事業	生活福祉資金貸付金利息補給	32	600	38	600
	母子寡婦福祉資金貸付金利息補給	3	300	13	300
	生活支援相談員設置	4	334,078	3	334,078
	応急仮設住宅維持管理等	20	418,276	20	418,276
	復興支援ネットワーク	140	233,141	87	188,190
	健康サポート事業	20	116,949	15	107,218
	こころのケア事業	5	258,229	3	258,230
	地域コミュニティ再建（ソフト）	1,833	786,513	1,585	664,269
	仮設デイサービスセンター設置	1	10,000	1	10,000
	地域水道施設等復旧	7	4,055	7	4,055
	障害者グループホーム復旧	6	4,089	6	4,089
	緊急障害福祉関係施設災害復旧	5	32,386	5	32,297
	仮設住宅等生活交通確保	4	8,985	4	8,985
	情報通信基盤施設復旧・整備支援	22	10,755	21	10,270
	復興ボランティア活動支援	33	7,814	32	7,776
	障害者生活再建支援	2	59,500	2	59,500
	地域コミュニティ施設等再建支援	3,576	9,487,867	3,324	8,574,990
	地域共用施設等復旧支援	545	1,077,289	523	990,962
	集落共用施設等維持管理支援	43	192,694	42	191,794
	水道設置等支援	25	32,055	25	32,055
	被災地域代替生活交通確保支援	6	45,875	6	45,875
	被災児童生徒の学区外通学支援	93	8,005	81	7,608
	地域生活利便性確保（小売・サービス業再開支援）	14	105,886	13	99,427
	中山間地域再生総合支援	152	1,718,670	97	1,072,502
	社会福祉施設等災害復旧支援	51	106,452	50	105,860
	医療施設等災害復旧支援	53	218,731	53	218,731
	コミュニティFM放送サテライト局設置支援	8	80,000	8	80,000
	地域復興支援員設置支援	8	516,182	2	215,124
	アスベスト飛散防止緊急対策	2	50,499	2	50,499
	災害援護資金利息助成	2	34	2	34
	コミュニティFM耐震化整備支援	4	7,048	4	7,048
	地域生活交通確保	5	36,683	4	33,013
	障害者支援施設整備支援	2	15,000	0	0
	ライフサポートセンター設置支援	1	1,489	0	0
小計(34)	6,727	15,986,129	6,078	13,833,655	
雇用対策事業	雇用維持奨励金	80	28,692	80	28,692
	被災地域緊急雇用創出	40	3,394,290	24	1,425,714
	ヤング・ジョブ・カフェがおかキャリア応援プラザ館設置	3	17,851	3	17,830
	被災者特別訓練受講手当支援	282	130,942	1,163	130,942
	被災地域若年者雇用対策	2	191,879	1	179,012
	被災地域就業場所確保	1	53,617	1	53,617
	小計(6)	408	3,817,271	1,272	1,835,807
被災者住宅支援対策事業	被災者住宅復興資金利息補給（後払い方式）※	8,616	1,823,541	18,684	1,823,541
	被災者住宅復興資金利息補給（低利融資方式）※	315	88,064	1,328	88,064
	高齢者・障害者向け住宅整備支援	501	97,903	480	94,440
	雪国住まいづくり支援	4,245	2,390,350	4,249	2,390,629
	被災宅地復旧工事	701	619,647	710	629,051
	県産瓦使用屋根復旧支援	1,427	776,738	1,420	772,063
	越後杉で家づくり復興支援	1,374	1,202,129	1,350	1,178,754
	被災宅地復旧調査	17	35,367	17	29,194
	住宅債務（二重ローン）償還特別支援	50	38,513	50	38,513
	住宅再建総合相談窓口設置	0	0	0	0
	高齢者ハウス整備・運営	7	174,188	4	52,300
公営住宅入居支援	22	27,328	21	27,178	

(次頁へ続く)

区分	事業・メニュー名	申請状況（累計）		支出状況	
		件数	金額	合計	
				件数	金額
	民間賃貸住宅入居支援	169	89,849	601	89,849
	親族等住宅同居支援	208	142,800	884	142,800
	中山間地型復興住宅支援	19	34,200	19	34,200
	高齢者等を融資対象者とするための支援	0	0	0	0
	緊急不動産活用型住宅再建資金融資	7	83,901	7	83,901
	緊急公営住宅入居支援	5	297	4	297
	小計(17)	17,683	7,624,815	29,828	7,474,774
農林水産業対策事業	中越地震災害対策資金利子補給	24	15,433	57	15,433
	中越大震災農林水産業再建資金利子補給	0	0	0	0
	農林漁業制度資金利子助成	8	5,341	8	5,341
	家畜緊急避難輸送支援	4	74,684	4	74,684
	緊急避難家畜管理支援	19	17,739	19	16,635
	畜産廃棄物処理経費補助	3	3,744	3	3,744
	経営再建家畜導入支援	33	84,936	24	55,883
	飼育魚避難輸送経費助成	2	1,834	2	1,834
	一時避難飼育魚管理経費助成	121	28,261	120	28,136
	錦鯉養殖業廃棄物処分費助成	15	17,979	15	17,979
	錦鯉生産確保緊急支援	134	25,744	127	24,294
	代替農地等営農継続支援	24	84,220	24	84,219
	手づくり田直し等支援	6,066	1,862,760	5,985	1,830,704
	農林水産業経営再建整備支援	29	64,067	28	62,598
	農業用木水源確保支援	430	1,268,387	276	695,535
	養鯉池水源確保支援	189	441,151	158	322,374
	畜産施設緊急防災対策支援	1	12,423	1	12,423
	緊急手づくり田直し等総合支援	75	440,378	69	378,268
	災害査定設計委託費等支援	199	186,584	199	186,584
	共同利用畜舎等施設整備支援	3	150,717	3	150,717
	地域営農活動緊急支援	70	774,427	59	574,937
	災害復旧事業費等負担金支援	337	272,779	337	272,779
	森林整備緊急支援	39	39,424	29	33,922
	錦鯉復興支援対策	1	19,320	1	11,637
	「越後杉」ふれあい拠点創造・技術伝承支援	10	12,012	5	5,901
	森林（もり）の守り手復興支援	4	59,420	0	51,712
	中山間地域農業創造的復興支援	1	7,979	1	7,440
小計(27)	7,841	5,971,741	7,554	4,925,713	
観光対策	観光復興キャンペーン推進	193	2,164,953	121	1,462,116
	2009新潟県大観光交流年推進	24	197,620	1	95,615
	市町村支援観光地域復興支援	0	0		
	小計(3)	217	2,362,573	122	1,557,731
教育・文化	被災児童生徒対象カウンセラー派遣	14	327	14	327
	牛の角突き復興支援	31	124,624	31	124,624
	私立学校施設設備災害復旧支援	19	107,507	19	107,507
	指定文化財等災害復旧支援	16	195,079	15	147,611
	歴史的建造物等再建支援	11	128,286	1	34,448
	民俗資料・歴史資料保存支援	9	58,154	4	37,718
	私立専修学校等広域生徒募集活動支援	12	23,160	12	23,160
	小計(7)	112	637,137	96	475,395
記録・広報	震災復興広報強化事業	2	6,371	2	7,854
	「震災の記憶」収集・保全支援	2	100,230	2	304,906
	「復興と感謝のモニュメント」等設置支援	12	15,672	11	15,334
	小計(3)	16	122,273	15	328,094
地域復興支援	地域復興デザイン策定支援	76	287,999	28	121,182
	災害復興調査・研究活動支援	2	58,301	1	39,647
	地域復興デザイン先導事業支援	20	107,934	8	80,479
	地域特産化・交流支援	22	72,099	10	26,429
	「震災フェニックス2009」開催支援	27	85,690	4	74,390
	地域復興人材育成支援	1	54,399	0	53,884
	地域貢献型中越復興研究支援	0	0	0	0
	交流プラットフォーム支援	0	0	0	0
小計(8)	148	666,422	51	396,011	

(次頁へ続く)

区分	事業・メニュー名	申請状況（累計）		支出状況	
		件数	金額	合計	
一 二 重 被 災 者 緊 急 対 策	2重被災者住宅債務償還特別支援	1	0	0	0
	2重被災者宅地復旧工事特別支援	3	1,542	2	1,542
	2重被災者産業関係債務償還特別支援	3	548	2	548
	2重被災者産業関係債務償還特別支援	0	0	0	0
	2重被災者産業関係債務償還特別支援	1	198	1	198
	2重被災者農林水産関係債務償還特別支援	0	0	0	0
	2重被災者農林水産関係債務償還特別支援	0	0	0	0
小計(7)	8	2,289	5	2,288	
合計(129)		37,795	40,015,346	49,259	33,331,720

(出典) (財)新潟県中越大震災復興基金『復興基金の交付申請状況』平成21年4月1日現在。

【20040405】災害救助法の応急修理の特例（新潟県）

- 対象世帯要件の緩和
 - ・被災者生活再建支援法と同様の収入・年齢要件を適用。
- 手続きの簡素化
 - ・通常は、市町村と業者が見積もり、契約、実施を行うが、今回は住民と業者が見積もりなどのやりとりを実施し、本格修理分の金額を業者から市町村・県に請求する形で実施された。
 - ・被災者生活再建支援法及び県独自支援金との関連から、手続きの簡素化が図られた。なお、この手続きは、厚生労働省も加わって作成された。
 - ・降雪が近いこと、被災者が二度手間とならないように、本格修理と併せて応急修理が実施できるよう措置された。特にこの災害では、余震などで手がつけられなかったということもあって、こうした対応が図られた。

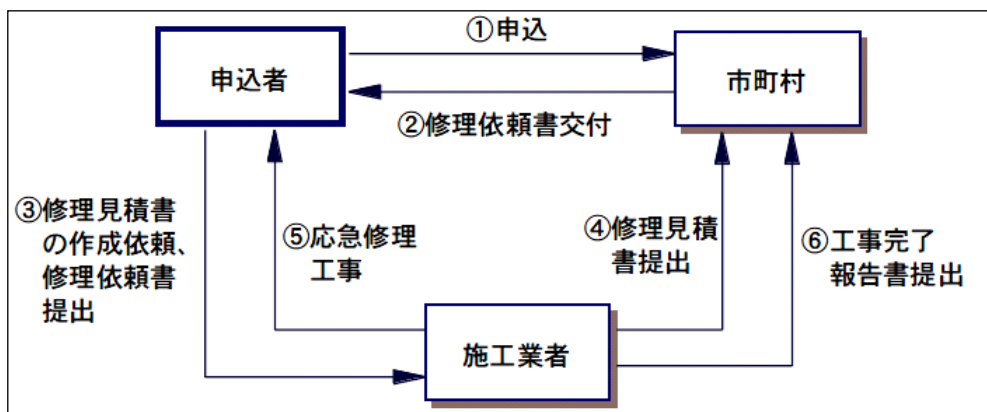


図 応急修理の流れ

【20040406】住宅相談キャラバン隊（新潟県）

- ・新潟県中越地震では2万棟以上の住宅被害が発生し、各市町村で住宅相談が実施された。
- ・新潟県では、(社)新潟県建築士会に委託して、11月6日から同17日までの間、住宅相談キャラバン隊を派遣した。他県も含む建築士、延べ1,877名・日が派遣され、各市町村での窓口相談業務を3,730件、被災者の希望により現地で相談対応する業務を3,681棟に対して実施している。

【20040407】地元産材木による住宅再建支援（新潟県）

- 新潟県では、住宅再建支援の一環として、住宅再建に必要な越後杉(新潟県産スギ)を購入する経費を補助することとした。
- 事業名:越後杉で家づくり復興支援事業
- 支援額:越後杉購入経費の1/2以内で、上限100万円
- 支援を受けるための条件
 - ・中越大震災における災害救助法の適用地域で、一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊のいずれかの「り災証明書」を有する被災者の居住に供する再建であること。
 - ・再建される住宅の床及び壁の構造材には、越後杉のうち、「にいがたスギブランド材」が8割以上使用されること。

- ・なお、申請には「いがたスギブランド材証明書」と越後杉を購入したことがわかる「納材証明書」が必要。

【20040408】「特定非常災害」の指定による被害者の権利権益の保護等（国）

- 平成16年新潟県中越地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であったことに加え、避難者数が最大で103,178人(10月26日)に及び、その後も、余震が続いたことなどから、「特定非常災害」に指定された。
- まず、11月17日に「平成16年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が交付され、次の措置が実施されることとなった。
 - 1) 行政上の権利利益の満了日の延長(運転免許証の有効期限の延長等)
 - 2) 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責(薬局休廃止等の届出等)
 - 3) 法人の破産宣告の留保
- さらに翌年4月には、被災地において、借地借家関係その他民事上の法律関係に著しい混乱が生じ、今後、法的紛争がより顕著化することが見込まれるとして、民事調停の手数料免除が適用されることとなった。

【20040409】義援金の配分（新潟県）

1) 第一回配分計画

表 義援金の第一回配分

区分	金額（万円）	
人的被害 (万円/人)	死者	20
	重傷者	10
住家被害 (万円/世帯)	全壊	200
	大規模半壊	100
	半壊	25
	一部損壊	5

2) 第二回配分計画

- 被災の実態や支援ニーズ、それに対する他の支援策や復興施策等の具体的内容を的確に把握・反映し得るのは市町村であるとして、「配分対象メニュー例」を示しつつ、次のような市町村への配分が実施された。
 - ・全県一律の配分基準を策定せず、被災市町村に対し当配分委員会が一定の基準の下に枠配分する。
 - ・第1回配分計画に基づく各市町村の住家被害への配分実績総額によって按分計算した金額を配分する。配分を受けた市町村は、その配分金の範囲内で、地域の実情に即した配分計画(対象被害、配分単価、配分総額、配分時期、配分方法)を個別に定め、被災者に迅速に配分する。
- 「新潟県中越大震災義援金」の配分計画策定における留意事項
 - ・義援金の取扱いに当たっては、義援金の性格を踏まえ、また、寄託者のみならず国や義援金受付団体等の関係機関が多大な関心を寄せている点を認識し、下記に十分留意の上、取り扱うものとする。
 1. 義援金の性格
 - 義援金は、被災された方々に対する「お見舞い」として受け入れていること
 - ア 配分対象者は、中越大震災により住家等の生活基盤や心身の健康に被害を受け、支援が必要な方々であること
 - イ 見舞金であるため、被災者に対し、義援金の使途を問うものではないこと
 - (*)配分対象者を住家被害のあった世帯とか一人暮らしの高齢者に限定することは構わないが、使途を確認する必要はないこと。
 - ウ 義援金は、被災者に届けられるものであり、行政の行う復興事業等に用いられることは原則としてないこと
 - (*)行政の行う復興事業等とは、ライフラインの復旧や仮設住宅の設置等を示す。
 - (*)原則とは、行政の行う事業に当たるかどうか明確には線引きが難しいものも想定されるため原則という表現を使用しているが、安易に拡大解釈すべきではないこと。
 2. 義援金の適正な取扱い
 - 義援金は、「公平性」、「迅速性」、「透明性」といった義援金の三原則を確保した取扱いをする必要があること
 - (1)公平性:被災者に被害の程度に応じて等しく配られること
 - (*)明確な理由なく配分対象者毎に配分単価が異なるようなことはないこと等。

- (2)迅速性:できるだけ早く配ること
- (*)一対象者の把握や配分に膨大な手間を要しないことを含む。
- (3)透明性:寄託者の意思を生かし、かつ適正に届けられること
- (*)義援金受付状況、配分基準、配分状況についての情報を公開することを含む。

【20040310】被災地を支援する市民活動への助成（長岡市等）

- 被災地を支援する市民活動への助成
- 対象活動:台風23号または新潟県中越地震の被害を受けた地域(災害救助法適用地域)で市民団体が自ら企画・提案、実施する活動で、以下のもの。
 - A:被災地におけるボランティア活動をコーディネートする活動。
 - B:被災地における市民活動のニーズを把握し、発信・提案する活動。
 - C:阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動(義援金、生活物資の募集、送付活動を除く)。
- 助成金額
 - ・助成対象経費の合計額の範囲内で50万円を限度
- 助成実績:26件

【20040411】防災集団移転に関する特例の実施（国）

- 新潟県中越地震では、被害が集落の規模の小さい中山間地域でも多く発生したことから、防災のための集団移転促進事業について、地方公共団体が整備する移転先の住宅団地の規模要件が緩和された。
- 根拠
 - ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 特例処置

表 防災集団移転に関する特例

項目	現行	新潟県中越地震に係る特例措置
地方公共団体が整備する住宅団地の規模	10戸を下らない範囲内	当分の間、5戸を下らない範囲内
補助金交付限度額	一般地域	一般地域よりも高い特殊土じょう地帯とする

【20040412】一般国道の直轄権限代行による災害復旧事業（国）

- 国土交通省は、新潟県知事からの要請をうけ、大規模に被災した国道291号の災害復旧について、道路法第13条第3項の規定に基づき、国が直轄事業として災害復旧事業を実施することとした。
- 道路法第13条第3項では、「国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。」とされており、これを適用したものである。過去にも、羽越水害(昭和42年8月28日)などで実施された例がある。

事例コード

200405

平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震・長岡市

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①市勢

- ・長岡市は新潟県のほぼ中央に位置し、信濃川が市内中央を流れる。
- ・中越大震災後、復興計画が策定される直前の平成17年4月に中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町と合併。さらに、平成18年1月に和島村、寺泊町、栃尾市、与板町と合併している。その結果、地震の時点で20万人弱だった人口は、合併により約29万人となった。

表1 合併に伴う人口・世帯数・面積の変化

市町村	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
長岡市 (平成17年4月1日 合併時)	237,718	78,246	525.89
旧長岡市	193,414	66,680	262.5
旧中之島町	12,804	3,075	42.6
旧越路町	14,271	3,773	58.4
旧三島町	7,618	1,944	36.5
旧山古志村	2,222	700	39.8
旧小国町	7,389	2,074	86.1
長岡市 (平成18年1月1日 合併時)	287,139	92,029	840.88
旧和島村	4,954	1,287	31.86
旧栃尾市	24,704	7,191	204.92
旧与板町	7,493	2,079	20.05
旧寺泊町	12,270	3,226	58.16



図1 復興計画策定時の対象範囲

②被害状況

表2 中越大震災による主な被害状況(平成20年2月29日現在)

地区別	人的被害(人)		建物被害(棟)				合計
	死者	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
旧長岡市	12	2,108	1,486	1,025	5,884	52,378	60,773
旧中之島町	0	18	5	2	29	3,554	3,590
旧越路町	3	93	334	183	971	4,848	6,336
旧三島町	0	8	13	0	32	1,789	1,834
旧山古志村	5	25	622	95	344	514	1,575
旧小国町	1	24	313	160	728	2,337	3,538
旧和島村	0	3	0	1	14	456	471
旧栃尾市	1	92	123	75	391	6,518	7,107
旧与板町	0	4	0	1	16	1027	1044
旧寺泊町	0	1	24	9	23	723	779
合計	22	2,376	2,920	1,551	8,432	74,144	87,047

(出典) 長岡市災害対策本部『新潟県中越大震災の被害及び復旧対策の概要』平成20年4月1日。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（長岡市の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	7月13日	新潟・福島豪雨（7・13水害）による災害発生
	10月23日	中越大震災が発生（午後5時56分）
平成17年	1月31日	第1回庁内策定会議（以降、計画策定まで5回開催）
	2月	19年ぶりの大雪に見舞われる
	3月1日	（県が中越大震災復興基金を設立）
	3月16日	第1回長岡市復興委員会（以降、計画策定まで5回開催）
	4月1日	（第一次市町村合併：中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町）
	6月3日	第1回市議会災害復興対策特別委員会（以降、計画策定まで3回開催）
	8月	（県の中越大震災復興計画まとまる） 『長岡市復興計画』策定
	10月23日	中越大震災から1年。合同追悼式を開催
平成18年	1月1日	（第二次市町村合併：和島村、寺泊町、栃尾市、与板町）
平成19年	7月16日	新潟県中越沖地震が発生（午前10時13分）
平成20年	3月	『長岡市復興計画』改訂

（出典）長岡市『長岡市復興計画について』。

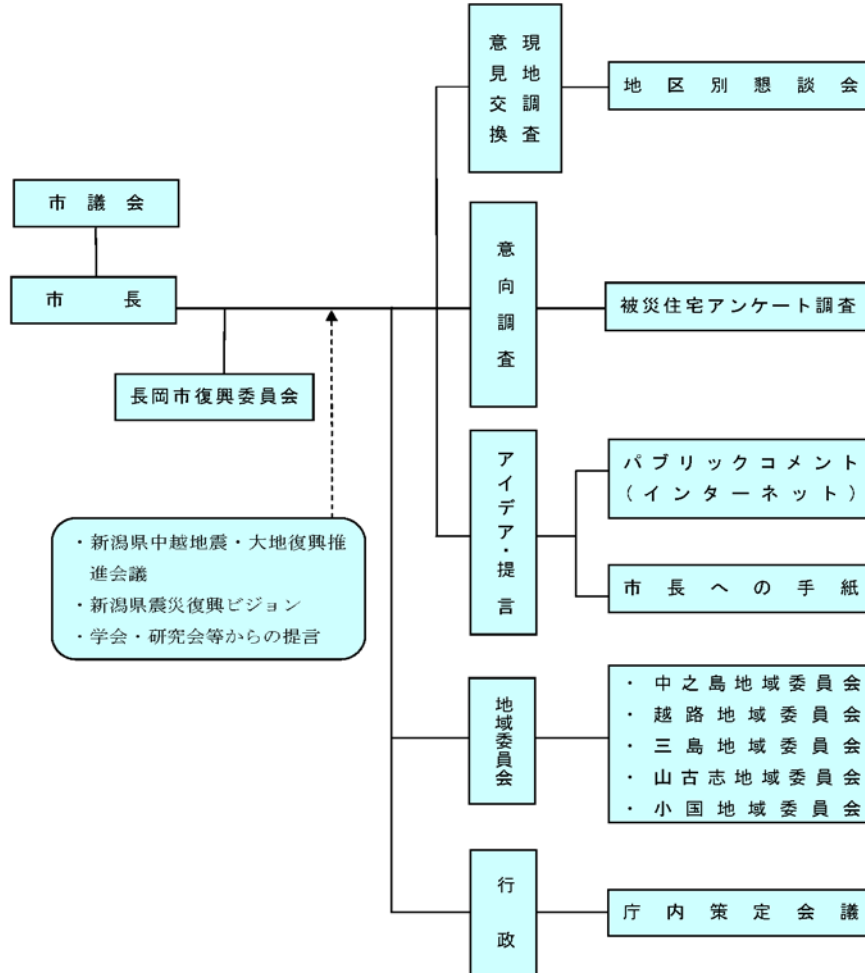
2. 災害復興施策事例の索引表

200405	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【20040501, p301】	
施策2：復興計画の作成		●→	【20040502, p302】	
施策3：広報・相談対応の実施		●→	【20040503, p304】	
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保			●→	【20040504, p304】
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		●→	【20040505, p304】	●→
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備			【20040506, p306】 ●→	●→
施策3：都市基盤施設の復興	●→		【20040507, p308】	●→
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建			【20040508, p308】 ●→	●→

3. 災害復興施策事例

【20040501】 復旧・復興体制の構築（長岡市）

復興計画策定の体制は図のとおりである。復興計画は、「新潟県震災復興ビジョン」の方向性を踏まえつつ、大学教授などで組織した新潟県中越地震・大地復興推進会議や学会・研究会等の提言、市民、地域委員会の意見等を尊重しながら策定された。



長岡市復興委員会のメンバー構成	
委員長	長岡造形大学 学長
副委員長	長岡商工会議所 会頭
委員	J A越後ながおか 組合長 (平成17年4月26日まで)
	J A越後ながおか 会長 (平成17年4月26日から)
//	長岡技術科学大学 学長
//	長岡医師会 会長
//	長岡大学 学長
//	長岡造形大学 教授
//	長岡技術科学大学 教授
オブザーバー	新潟県長岡地域振興局 企画振興部長

図 計画の策定体制

(出典) 長岡市『長岡市復興計画』平成17年8月。

【20040502】復旧・復興計画の策定（長岡市）

○復興計画策定の経過

- ・ヒアリングによれば、計画策定の際には、次のような点が課題となった。
 - ・復旧業務と並行して復興計画の策定を行うことが必要である。
 - ・市町村合併直後の復興計画策定業務のため、各地域との連絡調整に注意を要した。
 - ・復興基金メニューのうち調整中のものもあり、基金と行政の事業を区分するのが困難だった。
 - ・計画策定時には神戸市や芦屋市などの復興計画を入手したが、阪神・淡路大震災の大都市での直下型地震に対し、中越大震災は中山間地での直下型地震であったため、被害状況や復旧・復興の課題が異なった。

○『長岡市復興計画』改訂

- ・長岡市では、当初の復興計画策定後、次のような状況及び事業の変化に対応することを目的として、平成20年3月に復興計画を改訂した。検証は庁内メンバーで実施した。復興の考え方が変わったわけではないことから、事実関係として終了した事業とこれから想定される事業とを整理している。
 - ◇状況の変化：第二次市町村合併、新潟県中越沖地震の発生。
 - ◇事業の変化：復旧事業がほぼ完了、創造的復興事業への取組、新潟県中越沖地震への対応。
 - ◇改訂版の考え方
 - ・計画策定から2年半が経過していたが、「基本的な考え方」や計画の重点及び項目については、状況が大きく変化しておらず、修正をしない。
 - ・「計画掲載事業の進捗・検証」及び「策定からの状況変化を踏まえた事業の集約」に主眼をおいて改訂を行った。

表 長岡市復興計画策定経過

年月日	会議等の名称	主な議題
平成16年 12月16日	第1回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・震災被害の実態把握と分析について
平成17年 1月31日	第1回庁内策定会議	・復興計画策定にあたり検討・整理する項目について
2月16日	第2回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・山古志村復興について
2月21日	第2回庁内策定会議	・復興に向けての課題について ・復興計画の構成内容について
3月7日	第3回庁内策定会議	・復興計画掲載事業について
3月16日	第1回長岡市復興委員会	・策定の趣旨、スケジュール等の確認
3月17日	第3回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・長岡市復興計画骨子（素案）について
3月28日	第4回庁内策定会議	・復興課題に対応する施策方向と事業について
3月31日	第2回長岡市復興委員会	・復興課題に対応する施策方向と事業について
4月3日	太田地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月15日	第1回地域委員会（中之島地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月16日	第1回地域委員会（越路地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月16日	西谷地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月17日	法末・山野田地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月18日	第1回地域委員会（小国地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月19日	第1回地域委員会（山古志地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月20日	第1回地域委員会（三島地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月22日	山通地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月25日	第5回庁内策定会議	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月26日	六日市地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月28日	第3回長岡市復興委員会	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月28日	山本地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月28日	栖吉地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
6月3日	第1回市議会災害復興対策特別委員会	・長岡市復興計画（案）について ・復旧、復興状況について
6月6日 ～8日	第4回長岡市復興委員会（持ち回り説明）	・長岡市復興計画（素案）について

（次頁に続く）

年月日	会議等の名称	主な議題
6月8日	第2回地域委員会（三島地域）	・長岡市復興計画（素案）について ・復旧、復興状況について
6月9日	第2回地域委員会（小国地域）	
6月9日	第2回地域委員会（越路地域）	
6月10日	第2回地域委員会（中之島地域）	
6月10日	第2回地域委員会（山古志地域）	
6月17日	第4回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・長岡市復興計画（素案）について
7月1日	第2回市議会災害復興対策特別委員会	・長岡市復興計画（案）について
7月6日	山本地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
7月9日	六日市地区懇談会	
7月10日	山通地区懇談会	
7月10日	栖吉地区懇談会	
7月14日	第3回市議会災害復興対策特別委員会	・長岡市復興計画（案）について
7月21日	第5回長岡市復興委員会	・長岡市復興計画（案）について

（出典）長岡市『長岡市復興計画』平成17年8月。

○「長岡市復興計画」の役割

・長岡市では、「7・13水害」、「中越大震災」からの復興にあたり、次の3つの役割を果たすため、長岡市復興計画を策定した。

- ①市民との復興像の共有化：復興に対する意思統一、事業への理解と協力。
- ②国、県との連携：より効果的な連携と支援を得る。
- ③復興事業の効果的推進：効率的・効果的な事業実施の推進、きめ細かな復興推進。

○基本的視点

・「地域社会に求められる復興の姿」として、以下の視点が重要と考えている。

- ①安全な暮らしを確保する：災害に強く、市民が安心して暮らせる地域社会を形成する。
- ②災害をバネに地域社会の活力を高める：新たな創造的取り組みを積極的に進め、地域社会の活力を高める。
- ③中山間地域の持続性を確保する：中山間地域が都市との連携により、持続性を持って発展する。

○目標年次

・計画の目標年次は概ね10年後（平成26年）の姿を見据え、段階的かつ着実に取り組みを進める。

- ①復旧期⇒平成19年10月まで（水害・大震災から概ね3年間）※復旧事業はほぼ完了。
- ②再生期⇒平成22年10月まで（水害・大震災から概ね6年間）
- ③発展期⇒平成22年11月以降（水害・大震災から概ね7年以降）

○事業の概要

・長岡市の復興計画は次のような事業の枠組みで構成されている。

安全・安心なまちづくり - 「日本一災害に強い都市」の実現を目指して-

○災害に強い社会基盤の整備

- ①山地・河川の安全確保
- ②災害に強い道路交通網の整備
- ③インフラの安全性向上
- ④宅地等の安全性向上

○防災体制の強化

- ①新たな市民防災拠点の形成
- ②情報伝達手段の整備
- ③避難所の環境整備
- ④災害関連情報収集体制の充実

重点プロジェクト -長岡市が特に力を入れていく施策及び事業-

- プロジェクト1：生活再建のための住宅支援（融資制度、住宅の耐震診断など）
 プロジェクト2：新たな観光・交流産業の創出（観光・交流事業、施設整備など）
 プロジェクト3：災害メモリアル拠点の整備（基本構想策定、施設整備の推進）
 プロジェクト4：中越市民防災安全大学の開設（地域防災リーダーの養成など）
 プロジェクト5：中山間地域の農林業の再生（農林業再生の仕組みづくりなど）

目標別復興計画

復興にあたっては、インフラ・公共施設の復旧と併せて、暮らしや産業等の一体的復興が必要であり、そのため「生活の再建」「まちの活性化」「教育・文化・コミュニティの再建」「中山間地

域の再生」を計画の4本柱としている。

○生活の再建

- ①住宅の確保
- ②福祉・保健・医療の充実
- ③雇用機会の創出・失業者への対応
- ④生業基盤の復旧
- ⑤生活基盤の整備

○まちの活性化

- ①事業所等への復興支援
- ②新たな産業の創出
- ③中心市街地の活性化
- ④観光の推進・情報発信
- ⑤災害記録の有効活用

○教育・文化・コミュニティの再建

- ①教育活動の充実
- ②伝統文化等の保存・再生
- ③地域コミュニティづくり

○中山間地域の再生

- ①活力ある中山間地産業の創造
- ②山の恵みを活かした交流・連携の促進

特定地区の復興

特定地区とは、「長期避難を余儀なくされている」又は「防災集団移転が想定される」地区であり、次のような取り組みを実施する。

- ①山古志地域・太田地区（長岡地域）…安全な集落機能再生・宅地の基盤整備、中山間地域の生活産業の創出、美しさと伝統ある地域としての持続的発展
- ②中之島市街地（中之島地域）…破堤した刈谷田川の災害復旧助成事業による改修
- ③浦瀬地区（長岡地域）…防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転等を実施
- ④法末地区（小国地域）…交流施設の再建、罹災者公営住宅による住居確保等を実施
- ⑤山野田地区（小国地域）…交流施設の再建、住宅移転事業等を実施
- ⑥西谷地区（越路地域）…防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転等を実施

○他の計画との関連等

- ・ヒアリングによれば、総合計画等との関連については、次のように考えられたとのことである。
- ・住民意見を集約するため、地区別懇談会、被災住宅アンケート調査、インターネットによるパブリックコメント、市長への手紙、地域委員会での意見聴取を行ったが、復旧（道路・河川復旧、住宅復旧等）に関する要望や災害時応急対策に関する要望が多かった。復旧期に当事者がビジョンを考えるのは難しい面があった。総合計画や合併に伴う新市建設計画などで目指すべき姿がきちんと詰められていることが有効だった。

【20040503】災害対策本部のマスコミ公開による広報（長岡市）

- 自治体広報には限界があり、基本のスタンスとして、マスコミの協力を得て、広報する作戦とした。
- マスコミへの対応
 - ・本部にはマスコミの出入りが自由にできるようにした。本部にホワイトボードを設置し、そこに情報を掲示した。本部会議の記録も全部マスコミに提供した。
 - ・なお、本部の中に住民からの電話を受け付ける場所があり、ここだけは個人情報保護の観点からマスコミに立ち入らないように要請し、マスコミも節度を守ってくれた。
 - ・本部会議後には、市の幹部がマスコミからの質問に答える場も設け、市の災害対応への方針を正しく理解してもらえよう取り組んだ。

【20040504】仮設住宅の環境整備（長岡市）

- 今回設置した仮設住宅では、特別基準として談話室を設置したところもある。50戸以上だと集会所が設置できるが、50戸以下への対応として実施した。雪で閉鎖されるという特殊性を考慮したもので、一棟の中の一室を当てた。
- 長岡・操車場跡の大規模仮設では、県・長岡市がデイサービスの設備も準備することとなった。救助法で設置できる集会所3つを併せて300㎡の建物を造り、その中に県・長岡市が、デイサービスの設備（入浴など）を設置する形とした。

【20040505】高町団地の造成地復旧（長岡市）

- ここでは、①高町団地の造成地復旧、②山古志地域での小規模住宅地区等改良事業の活用状況を示す。
- 被害状況

- ・長岡市高町団地は、丘陵地の頂部を切り、周辺の谷部へ盛土した標高70mほどの大規模な新興住宅地である。図は切土部と盛土部の位置を示している。この盛土部において道路・宅地に大きな被害が生じた。

○道路災害復旧事業

- ・外周部のほとんどは道路であり、道路災害復旧事業によって、道路に掛かる宅地も含めて復旧された。

【参考文献】

- 1) 地学団体研究会新潟支部新潟県中越地震調査団編著『地団研専報54号 2004年新潟県中越地震 -中越地震の被害と地盤- 』平成17年8月。

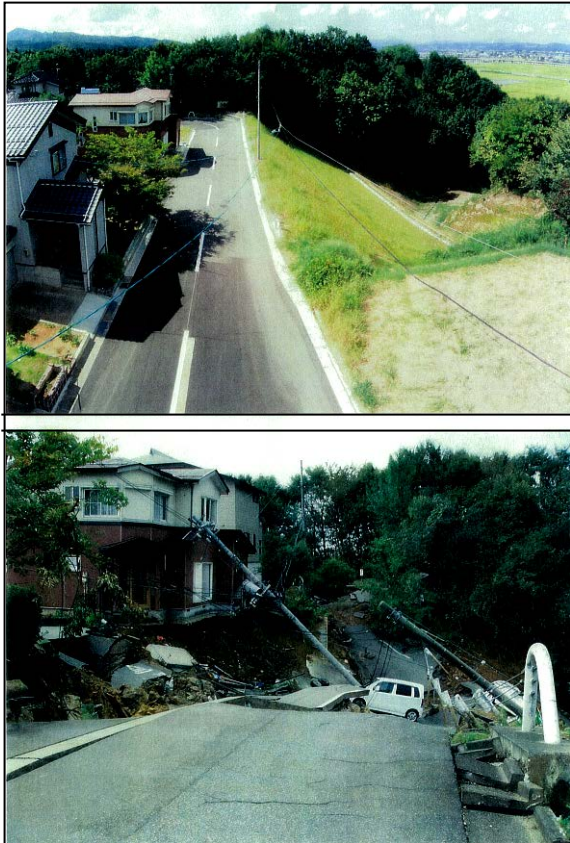


写真 被害の状況

(出典) 長岡市河川課『高町団地資料』。

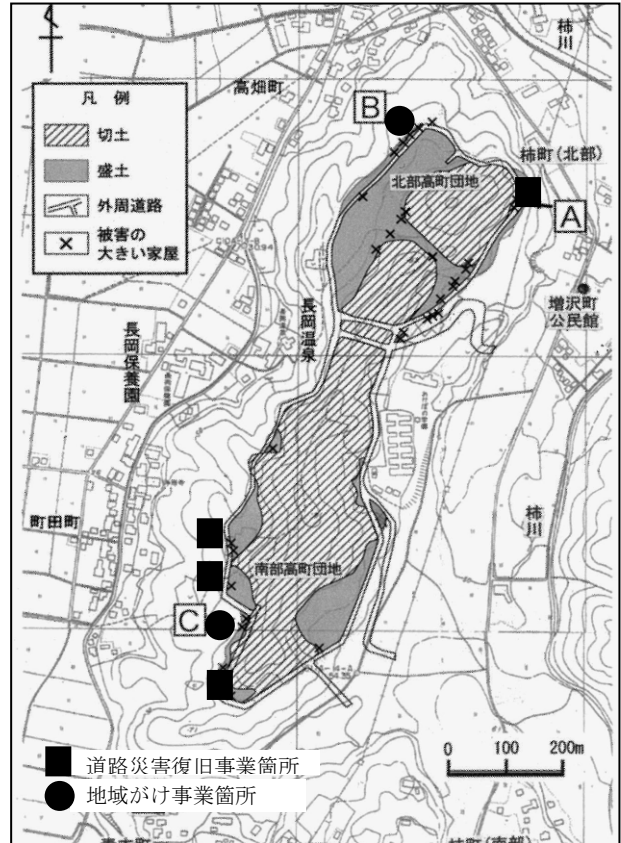


図 切土部と盛土部の位置と被害状況

(出典) 地学団体研究会新潟支部新潟県中越地震調査団 編著『地団研専報 54号 2004年新潟県中越地震 -中越地震の被害と地盤- 』平成17年8月、に事業箇所を加筆。

○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

住宅宅地の盛土斜面や擁壁などの人工斜面については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（略称「地域がけ」）の特例措置により、崩壊対策工事を実施した。工事は県の補助を受けて市が実施したもので、写真はジオテキスタイル工法を用いた補強盛土工事を行った所である。



写真 事業実施場所



写真 事業実施後の状況

【20040506】山古志地域での小規模住宅地区等改良事業（長岡市）

- ・ 甚大な被害が生じ、全村避難が行われた旧山古志村（地震の翌年に長岡市と合併）では、全ての避難指示が解除されたのは地震から2年半を経た平成19年4月となった。この間、「帰ろう山古志へ」をスローガンに、中山間地域復興のモデルとなるべく、復興に向けた取り組みが進められた。
- ・ 山古志地域では、被害の激しい集落の安全性確保のため、防災集団移転ではなく、小規模住宅地区等改良事業を活用した「集落機能の再生」への取り組みがなされた点が特徴の一つである。この事業は、震災で痛んだ住宅を不良住宅と認定した上で、集落の再生を住宅再建も含めて実施するものであり、この事業が災害で使われた初めての例である。
- ・ ここでは、この山古志地域における小規模住宅地区等改良事業への取り組みを示す。
- ・ 山古志地域における集落別の小規模住宅地区等改良事業への取り組みの概要は次表のとおりである。（次頁参照）

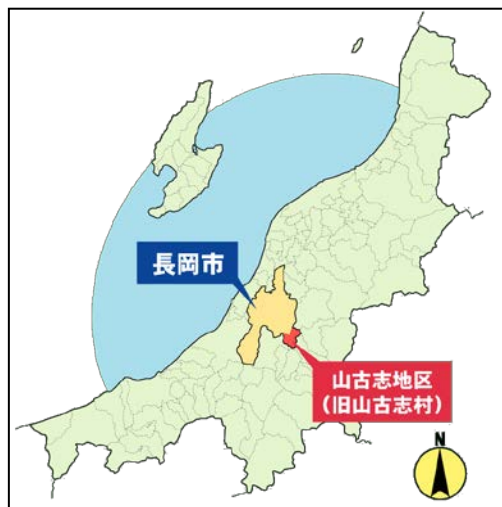


図 長岡市・山古志地区の位置

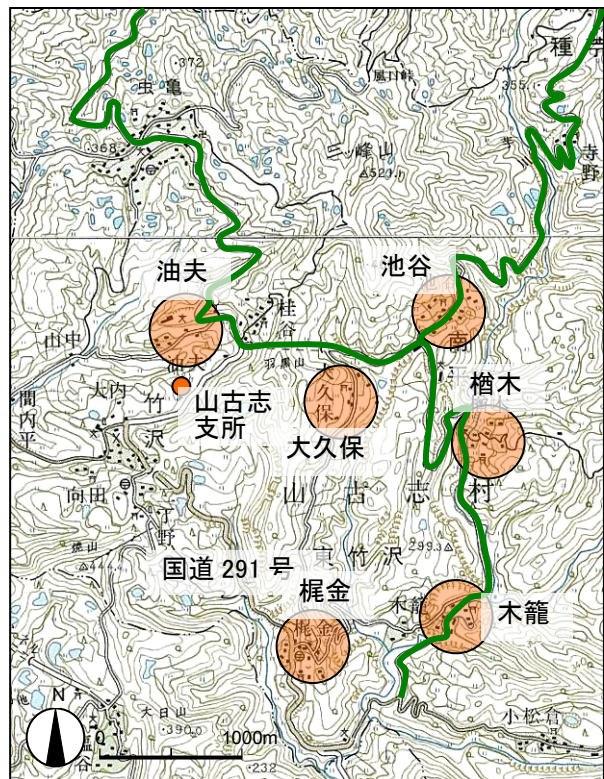


図 対象集落の位置

（出典）長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

表 集落別小規模住宅地区等改良事業の概要

地区	不良住宅	建設計画	事業費
油夫集落	○不良住宅：全 23 戸中、17 戸 ○除却 ・ 良住宅 6 戸のうち 2 戸は所有者の転出意向により除却 ・ 小規模改良住宅用地の住宅 1 戸は改良事業、他は支援金等を利用して除却	○帰村世帯 9 世帯 ・ 7 世帯は自力再建 ・ 良住宅 6 戸のうち 4 戸改修 ・ 不良住宅のうち 1 戸改修 ・ 小規模改良住宅 2 戸建設	○約 3 千 6 百万円 (小規模改良住宅に関する建設費、土地整備費等)
梶金集落	○不良住宅：全住宅 34 戸 ○除却：改良事業で 1 戸、支援金等で 30 戸除却	○帰村世帯 18 世帯 ・ 4 戸が既存住宅を改修 ・ 9 戸が従前敷地に再建、3 戸が新規に宅地取得して再建 ・ 小規模改良住宅 2 戸建設	○約 1 億 1 千 8 百万円 (道路及び小規模改良住宅に関する建設費、土地整備費等)
木籠集落	○不良住宅：水没のため判定できない住宅を除く全ての住宅 ○除却：国の砂防事業の対象となった住宅以外は全て除却 ・ 改良事業で 1 戸、他は支援金等で除却	○帰村世帯 16 世帯 ・ 10 世帯は自力再建 ・ 小規模改良住宅 6 戸建設	○約 1 億 7 千 3 百万円 (移転造成地の宅地等造成及び小規模改良住宅に関する建設費及び土地整備費等)
大久保集落	○不良住宅：全 22 戸中、21 戸 ○除却：19 戸除却	○帰村世帯 12 世帯のうち、9 世帯は自力再建 ・ 良住宅 1 戸と不良住宅 2 戸の計 3 戸改修 ・ 小規模改良住宅 3 戸建設	○約 8 千万円 (小規模改良住宅の建設費、土地整備費(約 600 m ²)等)
池谷集落	○不良住宅：全 35 戸 ○除却：34 戸除却	○帰村世帯 13 世帯 ・ 改修 1 戸 ・ 9 世帯は池谷集落で自力再建 ・ 4 世帯は檜木造成地に移転	※改良事業該当事業なし
檜木集落	○不良住宅：全 31 戸 ○除却：改良事業で 1 戸、支援金等で 30 戸除却	○新集落を造成 ○16 世帯(檜木集落 12 世帯、池谷集落 4 世帯)が移転 ・ 自力住宅建設：13 世帯 ・ 小規模改良住宅：3 戸建設	○約 2 億 1 千万円 (造成地の宅地等造成及び小規模改良住宅に関する建設費、土地整備費等)

(出典) 長岡市『山古志 6 集落の再生の記録』平成 20 年 3 月、をもとに作成。

○木籠集落における集落再生の例

- ・ 木籠集落は、芋川の河道閉塞によって集落の大部分が水没し、建物、敷地に大きな被害を受け、住宅は全戸全壊した。集落の主要道路である県道柏崎高浜堀之内線の南側は河道閉塞により水没し、通行ができなくなった。また、北側でも地滑りが発生して地区が孤立した。
- ・ 『新しい木籠の暮らしを楽しみ、新しい木籠の姿を見せる、創る』を目標として、集落の再生への取り組みが進められた。

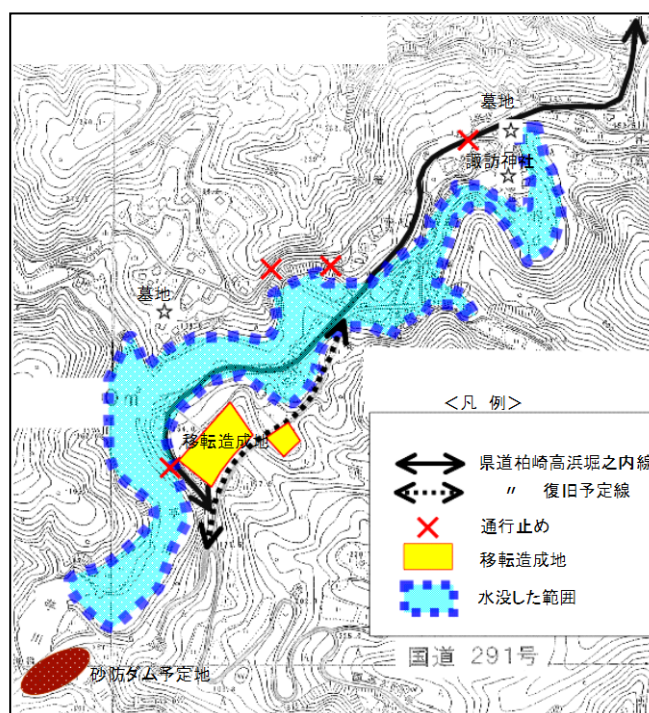


図 木籠集落の状況 (H17. 10)

(出典) 長岡市『山古志 6 集落の再生の記録』平成 20 年 3 月。

- ・移転先宅地の造成については、次のように関連する事業を活用、組み合わせながら実施された。
- ①直轄砂防工事による芋川側の法面工事及び県道の法線替えに伴う切土工事で荒造成が行われた。
- ②その上で、市が小規模住宅地区等改良事業により宅地造成を実施した。
- ・造成後、市は土地を売却した。駐車場、小規模改良住宅（2戸1棟が2棟）、菜園は市の保有となっている。
- ・なお、農地については最初から住民の強い要望があったが、小規模住宅地区等改良事業では農作業をする畑を作ることはできないため、菜園が整備された。

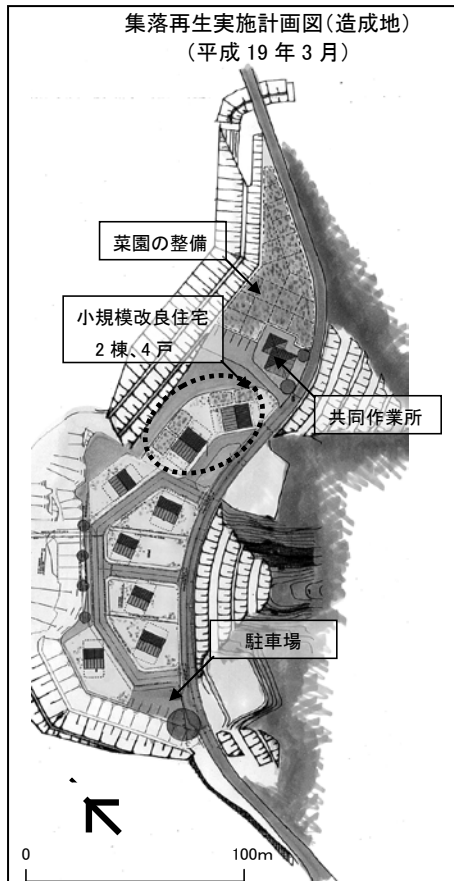


図 集落再生計画図(H18年3月)

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

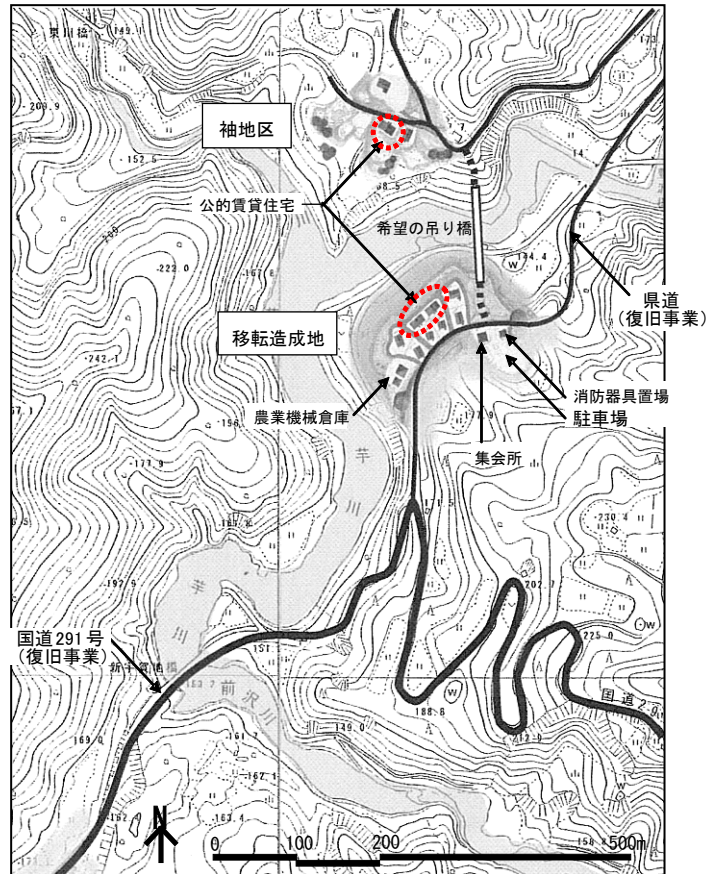


図 現況図(H17年10月)

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

【20040507】下水道の復旧（長岡市）

○下水道地震対策技術検討委員会の提言

- ・被災地では、液状化により多数のマンホールが浮き上がる現象が起きた。地震後国土交通省は「下水道地震対策技術検討委員会」を設置し、下水道埋設について、(1)土の密度を高める締め固めの徹底、(2)液状化しにくい砕石の利用、(3)セメント混合による土の硬化の3つが推奨された。
- ・これを受けて、長岡市はそれぞれ以下のような対応を実施した。

○長岡市

- ・下水道建設課では改良土の適正配合を見極めるため、2月中旬からセメントや石灰の配分を変えて経過観察、施工を試行した。その結果、掘り返しできる程度の硬さとして、1立方メートルの土に20キロのセメントを入れることに決めた。

【20040508】農林施設等の災害復旧支援（長岡市）

○長岡市では、被災した農林施設等の災害復旧について、次のような支援を実施した。

1) 農地、農林業施設の災害復旧事業費補助事業

○国の災害復旧事業に該当しないものに、市が補助

○農地、農業施設の復旧について、土地改良区、農業協同組合が実施する事業費

- 1 カ所の工事費が3万円以上:50%以内
- 1 カ所の工事費が5万円以上:65%以内
- 林業用施設の復旧について、森林組合、農家組合、町内会が実施する事業費
 - 1 カ所の工事費が5万円以上:50%以内
 - 国の災害復旧事業に該当するものは、国の補助残に対して、農地60%以内、農業用施設・林業用施設50%以内で市が補助
- 2) 災害復旧事業実施に伴う測量設計経費補助事業
 - 国の災害復旧事業に伴う測量設計経費に市が補助
 - ・土地改良区が実施する事業:80%以内(激甚災害に指定された場合は90%以内)
 - ・農業協同組合が実施する事業:100%以内
- 3) 農林業施設災害応急復旧工事原材料支給及び建設機械貸付事業
 - 被害を最小限に食い止めるための応急復旧工事に、原材料の支給や建設機械の貸し付けを実施。
 - 対象団体:農家組合、町内会、土地改良区、水利組合、農業協同組合、森林組合、造林組合
 - 対象工事
 - ・被災した農林業用施設の増破防止用工事
 - ・被災したかんがい配水や交通等の機能を一時的に回復または補うための仮工事
 - 支給原材料:コンクリート、骨材類、木材類、配管材料、袋類等
 - 貸付建設機械:ブルドーザー、グレーダー、バックホウ等

【参考文献】

- 1) 長岡市災害対策本部『新潟県中越大震災の被害及び復旧対策の概要』平成20年4月1日。
- 2) 長岡市『長岡市復興計画について』。
- 3) 長岡市『長岡市復興計画』平成17年8月。
- 4) 長岡市『長岡市復興計画〔改訂版〕』平成20年3月。
- 5) 地学団体研究会新潟支部新潟県中越地震調査団 編著『地団研専報54号 2004年新潟県中越地震 -中越地震の被害と地盤- 』平成17年8月。
- 6) 長岡市河川課『高町団地資料』。
- 7) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

事例コード | 200406

2004 年（平成 16 年） 新潟県中越地震・小千谷市

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○市勢

表 1 小千谷市の概要

人口等	人口 41,314 人、12,375 世帯 (平成 16 年 9 月末・住民基本台帳)
地理	新潟県の中央部に位置し、信濃川が中央部を貫流。河岸段丘と中山間地に展開する田園都市。
特産等	小千谷縮、錦鯉の原産地。

○被害状況

表 2 中越地震の主な被害状況 (小千谷市)

項目	被災状況等						備考
①死亡者	19 人						市民 17 人
②負傷者	重傷者 120 人		軽傷者 665 人		計 785 人		
③家屋被害 (棟・%)	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害	合計	・住家のみ ・共同住宅 1 棟として算出 ・平成 19 年 1 月 16 日現在
	622 棟	370	2,386	7,514	7	10,899	
	5.71%	3.40	21.89	68.94	0.06	100.0	
④孤立地区	21 地区		431 世帯		1,472 人		10 月 29 日に解消
⑤避難所	避難所数 136 箇所			避難者数 29,243 人			10/27 時点 (12/20 解消)
⑥救援食糧	ピーク時配食数 42,680 食						10/28 時点 (日 2 食)
⑦避難勧告	29 箇所 (地区)			532 世帯			平成 18 年 4 月 14 日解除
⑧火災・その他	・火災 住宅 1 件 (2 棟) ・床上浸水 20 棟 ・床上浸水 31 棟						

(出典) 小千谷市『10・23 新潟県中越大震災からの教訓』。

表 3 被害額 (推計値)

施設等の区分	想定被害額 (億円)	施設等の区分	想定被害額 (億円)
1 公共土木施設関係 (市)	51	7 ごみ・廃材等収集、運搬、処理	72
○道路関係	45	○ごみ収集、運搬、処分	50
○河川関係	5	○仮置場	2
○除雪関係	1	○廃材収集、運搬、処分	19
2 公共土木施設関係 (県) 320 箇所	165	○その他	1
○道路関係【240 箇所】	124	8 ごみ・し尿・埋立処理施設関係	52
○河川関係【80 箇所】	41	○清流園 (し尿)	5
3 農地・農業用施設関係	380	○サンククリーン時水 (焼却)	5
○農地・農業用施設	226	○クリーンスポット大原 (埋立)	42
○治山・林道施設	116	9 医療施設・設備関係	80
○農産・園芸・畜産施設	28	○建物関係	60
○農産物	10	○医療・事務機器	15
4 下水道・農業集落排水関係	104	○その他	5
○公共下水道	78	10 商工業関係	2,003
○農業集落排水	26	11 錦鯉・養殖施設関係	50
5 ガス・水道・工業用水道関係	40	12 一般住宅関係	325
○ガス	8	13 税・利用料・使用料等の減免額	3
○水道	30	○市民税	0.27
○工業用水道	2	○固定資産税	0.60
6 公共施設関係	50	○都市計画税	0.08
○本庁舎 (耐震)	10	○国民健康保険税	1.15
○学校教育関係	6	○介護保険料	0.13
○社会教育関係	6	○保育料	0.30
○社会体育関係	14	○介護保険利用料	0.28
○福祉施設関係	13	○下水道料	0.06
○その他公共施設	1	○水道料	0.13
		14 防災整備関係	70
		合計	3,400

(出典) 小千谷市『10・23 新潟県中越大震災からの教訓』。

(2) 災害後の主な経過

表4 災害後の主な経過（小千谷市、地震後3年間の取組状況）

年	月	住居・生活関係	インフラ、産業等	復興の進め方
H16	10月	10.23 地震発生新潟県中越大震災小千谷市災害対策本部設置 被災地建物危険度判定開始 義援金受け入れ開始 住宅相談窓口開設 り災調査開始 仮設住宅入居希望調査	地元協議会災害対策本部設置 ボランティアセンター設置 中小企業相談窓口開設 市街地に通水	
	11月	仮設住宅建設開始 健康状況調査、相談 仮設第1次募集 生活再建支援相談窓口開設 り災証明書発行	ガス供給開始 商工業者の被害調査 雇用相談会 清掃工場再開 応急給水活動終了	
	12月	仮設第2次募集 1次募集仮設入居開始 2次募集仮設入居開始 義援金配分開始	ボランティアセンター閉鎖	
H17	1月	自衛隊による仮設住宅除排雪		復興支援プロジェクト 市民ワークショップ
	3月	(財)新潟県中越大震災復興基金設立		
	4月		震災復興市民大芸能祭開催 復興記念ウォーク開催	市民ワークショップ 復興計画策定委員会
	5月			知事とのタウンミーティング
	6月		白山運動公園牛の角突き開催	
	7月	東山地区5町内避難勧告解除 (荷頃, 岩間木, 首沢, 中山, 小栗山)		小千谷市復興計画策定
	8月		錦鯉の里再開 震災復興祈願おぢやまつり開催 市民プール再開	
H18	1月			第四次小千谷市総合計画策定 第1回復興推進委員会
	4月		東山小 自校で授業再開	
		災害公営住宅(木津) 入居開始 市内全ての避難勧告解除		
	6月	三仏生地区住宅移転用地竣工	牛の角突き小千谷闘牛場復活	第2回復興推進委員会
	7月	千谷地区住宅移転用地竣工	ちぢみの里ふれあい公園復旧	
	8月			第3回復興推進委員会
	9月			震災復興記念シンポジウム
	10月		総合防災訓練実施 市民震災復興イベント開催	中越大震災復興記念式典
	11月			小千谷市行革大綱見直し 集中改革プラン策定
	12月	災害公営住宅(千谷, 千谷川) 入居開始		
H19	1月			第4回復興推進委員会
	3月		一般県道小千谷長岡線開通	
	5月			第5回復興推進委員会
	7月			第6回復興推進委員会
	10月	応急仮設住宅全員退去	復興記念メモリアルコンサート	
	11月			中越大震災復興記念式典
H20	12月		一般県道川口岩沢線開通	第7回復興推進委員会
	1月			市民ワークショップ
	3月			第8回復興推進委員会
	5月			第9回復興推進委員会

(出典) 小千谷市『小千谷市復興検証』平成20年5月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200406	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1: 被災状況等の把握		●————→	【20040601, p315】	
施策2: がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1: 復興体制の整備		●————→	【20040602, p315】	
施策2: 復興計画の作成		●————→	【20040603, p318】	
施策3: 広報・相談対応の実施				
施策4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1: 緊急の住宅確保			●————→	●————→
			【20040604, p321】	【20040605, p321】
施策2: 恒久住宅の供給・再建				
施策3: 雇用の維持・確保				
施策4: 被災者への経済的支援		●————→	●————→	
		【20040607, p322】	【20040606, p322】	
施策5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1: 公共施設等の災害復旧				
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備			●————→	
			【20040608, p322】	
施策3: 都市基盤施設の復興	●————→		●————→	●————→
			【20040609, p324】	
施策4: 文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1: 情報収集・提供・相談				
施策2: 中小企業の再建				
施策3: 農林漁業の再建			●————→	●————→
			【20040610, p325】	

3. 災害復興施策事例

【20040601】被害認定訓練にもとづく被害調査（小千谷市）

- 建物の2次調査に際して小千谷市では、富士常葉大学、防災科学技術研究所・地震防災フロンティア研究センターが中心となって開発された、写真と図を用いて被害認定のプロセスの訓練を行うDATS(Damage Assessment Training System) という手法で被害調査を実施している。
- これは、内閣府の認定基準を簡便化した調査票を用いて、非専門家も対象に建物被害認定の簡易なトレーニングを実施した上で調査を行うというものである。今回の調査に際しては、職員に対してスライドによる調査書の書き方の指導など、事前に半日の講習を行っている。講習では、多数の写真から、どこが判定のポイントとなるか示しながら、被害認定のトレーニングが行われた。

住家被害調査票(木造・プレハブ用)

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先など			
特記事項 (気付いたことなど)			

判定結果(丸印を記入)

無被害

無 → 被害がある?

層破壊

発生 → 層破壊発生?

全壊

1/20以上
(1mの下振りで5cm以上)

半壊

有 → 傾斜の有無?

全壊

1/60~1/20未満
(1mの下振りで1.5~5cm未満)

全壊

有(建物がゆがんでいる) → 基礎が破壊している?

全壊

50点~

大規模半壊

40~49点

半壊

20~39点

一部損壊

1~19点

壁・屋根それぞれの
 損傷度をチェック
 シートで点数化し
 最終判断する

もしくは何らかの被害があった場合

整理番号

被災度判定チャート(判定基準)

被害の程度	被害の程度			
	0%	0%~20%	20%~50%	50%以上
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度

判定チェックシート(チャートで判断できない場合に使用)

被害の程度	被害の程度		損傷点数
	被害の程度	被害の程度	
被害の程度	被害の程度	被害の程度	0
被害の程度	被害の程度	被害の程度	1
被害の程度	被害の程度	被害の程度	2
被害の程度	被害の程度	被害の程度	4
被害の程度	被害の程度	被害の程度	7
被害の程度	被害の程度	被害の程度	12

被害の程度	被害の程度		損傷点数
	被害の程度	被害の程度	
被害の程度	被害の程度	被害の程度	0
被害の程度	被害の程度	被害の程度	4
被害の程度	被害の程度	被害の程度	13
被害の程度	被害の程度	被害の程度	21
被害の程度	被害の程度	被害の程度	38
被害の程度	被害の程度	被害の程度	68

総合点

図 住家被害調査票

【20040602】復旧・復興体制の構築（小千谷市）

- ・小千谷市では当初、復旧・復興への取り組みについての特別な体制づくりは行われず、災害対策本部として対応していた。その後、仮設住宅の解消と併せて平成19年10月31日に災害対策本部が解消し、復興推進本部が設置されている。
- ・復興計画の策定については、地震で壊滅的被害を受け、市民からも行政と市民と一緒に復興計画に取り組む必要があるとの声があがった。そこで、次図のような全体の枠組みが構築された。(次頁参照)
- ・復興計画策定手順の概要は次図のとおりである。復興計画策定までの主な経緯を、次表に示す。企画財政課が事務局となり、大学、市職員によるワーキングが組織され、ワークショップなど、市民も参加して計画づくりが進められた。(次頁及び次頁以降を参照)

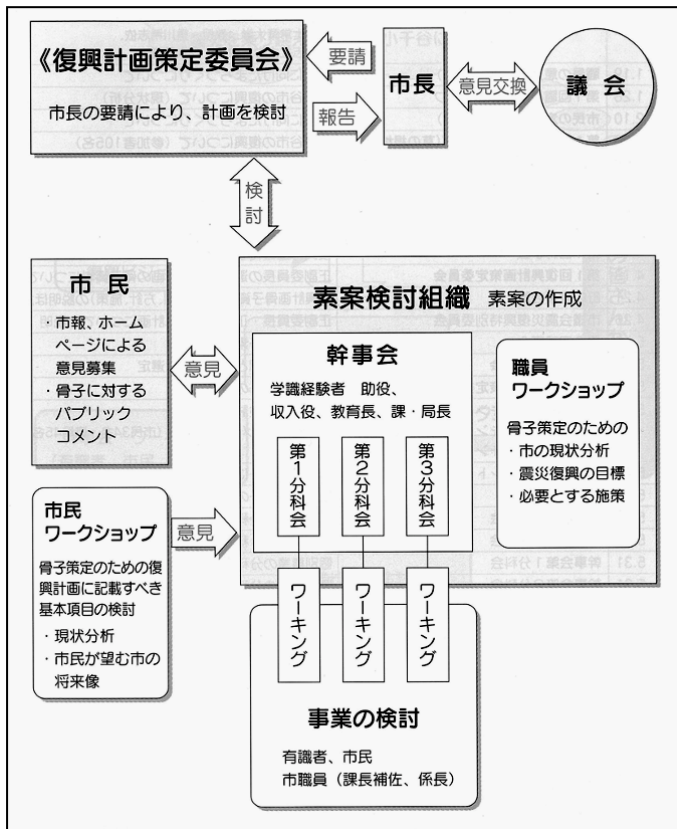


図 復興計画の策定体制

(出典) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成 17 年 7 月。

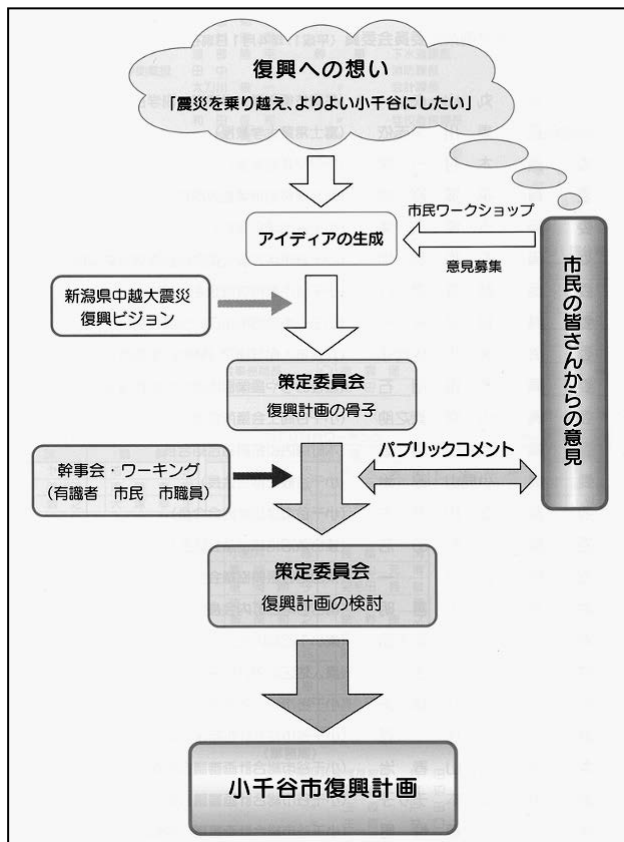


図 復興計画の策定手順

(出典) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成 17 年 7 月。

表 小千谷市復興計画策定委員会の構成メンバー等（敬称略）

委員長	丸山久一（長岡技術科学大学理事・副学長）		
副委員長	重川希志依（富士常葉大学教授）		
委員	新潟県議会議員	委員 小千谷観光協会会長	
	新潟県長岡地域振興局長	小千谷市建設業協会会長	
	小千谷市議会議長	連合魚沼地域協議会議長	
	小千谷市議会震災復興特別委員会委員長	東山地区振興協議会会長	
	小千谷市教育委員会委員長	前吉谷地区町内会長協議会会長	
	小千谷市魚沼市川口町医師会副会長	東小千谷町内会長・区長協議会会長	
	介護老人保健施設 春風堂 事務長	真人地区町内会長協議会会長	
	越後おぢや農業協同組合組合長理事	小千谷市総合計画審議会委員長	
	小千谷商工会議所会頭	小千谷市総合計画審議会副委員長	
	本町商店街振興組合組合長	小千谷市総合計画審議会委員 3名	
	(幹事会)		
	幹事長	助役	
	副幹事長	収入役	
幹事	教育長	幹事 下水道課長	
〃	富士常葉大学助教授	〃 消防課長	
〃	総務課長	〃 会計課長	
〃	企画財政課長	〃 議会事務局長	
〃	税務課長	〃 学校教育課長	
〃	市民生活課長	〃 社会教育課長	
〃	健康福祉課長	〃 社会体育課長	
〃	高齢福祉課長	〃 監査委員事務局長	
〃	農林課長	〃 ガス水道局長	
〃	商工観光課長	〃 広域事務組合事務局長	
〃	建設課長		
(分科会) ◎：分科会長、○：副分科会長			
第1分科会	第2分科会	第3分科会	
◎ 総務課長 広域事務組合事務局長 消防課長	◎ 建設課長 ガス水道局長 下水道課長 農林課長 商工観光課長	◎ 学校教育課長 ○ 社会教育課長 社会体育課長 企画財政課長 税務課長 監査委員事務局長	
○ 健康福祉課長 高齢福祉課長 市民生活課長	○ 議会事務局長 会計課長		
(ワーキング)			
第1分科会ワーキング	第2分科会ワーキング	第3分科会ワーキング	
市民9人 職員16人	市民16人 職員16人	市民9人 職員13人	
(事務局)			
企画財政課課長補佐、同課副参事、同課主査3人、主任2人			

(出典) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成17年7月。

表 復興計画策定への取り組み経緯

月日	会議名等	審議内容等
H17. 1. 5	中越地震復興支援プロジェクト	講演会とパネルディスカッション 京都大学教授 林春男、神戸市収入役 金芳外城雄、富士常葉大学教授 重川希志依、同志社大学教授 立木茂雄
1. 19	職員の意見募集（～1.31）	復興に向けたまちづくりについて
1. 28	第1回職員ワークショップ	小千谷市の復興について（現状分析）
2. 10	市民の意見募集（～2.28）	復興に向けたまちづくりについて
2. 20	第1回市民ワークショップ	小千谷市の復興について（参加者105名）
2. 28	地区別町内会長会議（～3.3）	復興計画についての説明ほか
3. 2	第2回職員ワークショップ	復興課題と方針について
3. 24	第3回職員ワークショップ	復興課題と方針について
4. 10	第2回市民ワークショップ	復興目標、復興方針、施策の検討（参加者54名）
4. 12	第1回幹事会	復興計画の骨子資料について
4. 18	第1回復興計画策定委員会	正副委員長の選出と復興計画の骨子資料について
4. 21	町内会長会議	復興計画骨子資料（復興目標、方針、施策）の説明ほか
4. 26	市議会震災復興特別委員会	正副委員長・正副部会長へ計画についての説明
5. 9	第2回幹事会	復興計画骨子素案の検討
5. 10	ワーキング全体会	作業内容確認と所属分科会選定
5. 16	第2回復興計画策定委員会	復興計画骨子の検討
5. 17 ～26	第1分科会ワーキング（2回開催） 第2分科会ワーキング（2回開催） 第3分科会ワーキング（4回開催）	個別事業の検討 ワーキングメンバー79名（市民34名、職員45名）
5. 25	パブリックコメント（～6.7）	復興計画骨子についての意見募集
5. 30	議員協議会	復興計画骨子の説明
5. 30	幹事会第2分科会	個別事業の分科会案の検討
5. 30	幹事会第3分科会	個別事業の分科会案の検討
5. 31	幹事会第1分科会	個別事業の分科会案の検討
5. 31	幹事会第2分科会	個別事業の分科会案の検討
6. 3	第3回幹事会	事業計画案の検討
6. 6	第4回幹事会	事業計画案の検討
6. 7	第5回幹事会	事業計画案の検討
6. 13	第3回復興計画策定委員会	個別事業計画案の検討
6. 24	市議会震災復興特別委員会からの提言	
6. 24	第6回幹事会	復興計画素案の検討
6. 27	第7回幹事会	復興計画素案の検討
7. 3	第4回復興計画策定委員会	復興計画素案の検討
7. 4	議員協議会	復興計画素案の検討
7. 12	第8回幹事会	復興計画案の検討
7. 16	第5回復興計画策定委員会	復興計画案の最終確認と市長への報告
7. 19	小千谷市復興計画決定	小千谷市復興計画決定

（出典）小千谷市『小千谷市復興計画』平成17年7月。

【20040603】復旧・復興計画の策定（小千谷市）

・ヒアリングでは、小千谷市復興計画の特色として、次のような点が上げられた。

①市民参加の計画策定

何をしたいか、どんな復興とするかについては、市民の意見に基づいて決めた。

②自助、共助、公助のまちづくり

復興は、行政だけの力ではできない。

市民、企業、行政の協働による復興。

復興の進み具合も、市民の手で確認をする。

③1,500 件を超える意見を整理して計画を策定

復興計画の策定にあたっては、自助・共助・公助のなかで、「あれも、これも」ではなく、「あれか、これか」の選択が必要であった。そのため、これまで以上に市民からのアイデア・意見を集め、その中で行政は何をすべきかという検討が進められ、復興計画がとりまとめられていった。収集された意見は1,500 件を超える。それらは以下の図に示す施策体系として整理された。

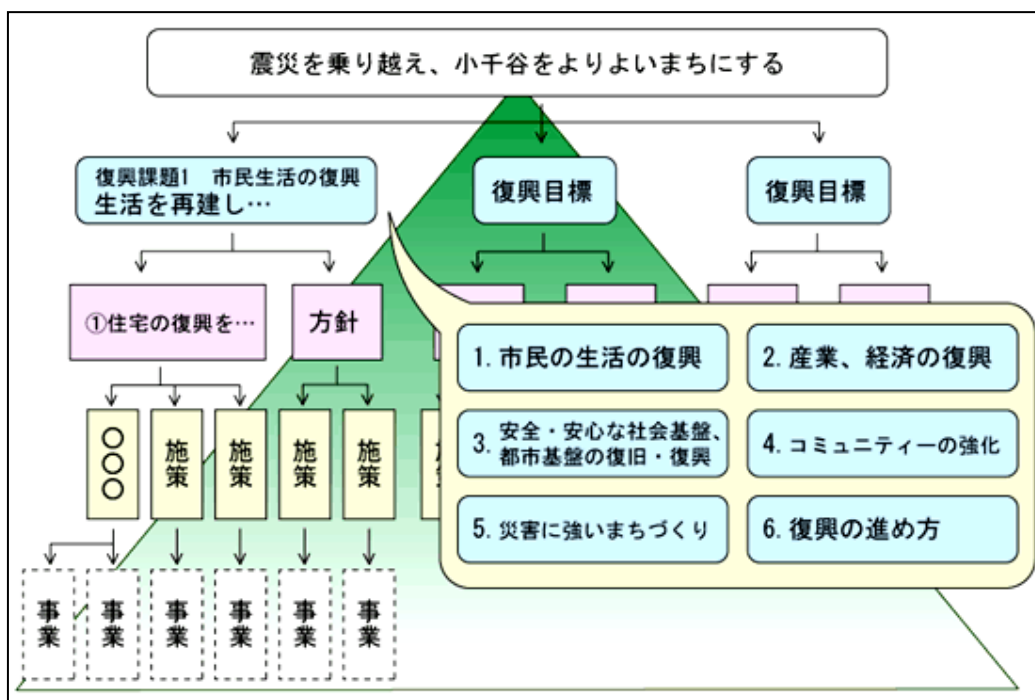


図 復興計画施策体系

(出典)「小千谷市ホームページ」。

- なお、復興計画では、復興計画と市の総合計画との関係は次のように説明されている。
 - ・「小千谷市にとって最上位の計画は、平成17年度を最終年度とする第三次小千谷市総合開発計画です。また、17年度中に次期総合計画として第四次小千谷市総合計画を策定することとしています。本来、復興計画は中越大震災からの復興のための個別計画ですが、その被害はあまりにも大きくまた全市的です。小千谷市にとって緊急かつ最大の課題は震災からの復興にほかならず、当面はあらゆる施策に優先して考える必要があります。したがって、計画の策定順序は、復興計画を先に策定し、その内容を第四次小千谷市総合計画に反映させることとします。」
 - ・平成18年1月に第四次小千谷市総合計画が策定されており、その前期基本計画の中に、復興計画に示された事項が優先的に取り込まれた。
- 復興計画の検証
 - ・小千谷市では、復興計画の中で市民に進捗や結果を説明する必要があるとして、「復興の検証及び新たな社会・経済情勢の変化等に対応して、途中必要な見直しを行う」こととしており、平成20年5月に検証結果の報告が行われている。
 - ・検証作業にあたっては、行政による事業の進み具合の把握、市民へのアンケート、市民ワークショップなどが行われ、復興計画における復興課題ごとの取り組み状況の検証、今後の取り組み方針などの検討が進められている。
- 震災で顕在化した課題
 - ・ヒアリングによれば、震災によって次のような課題が顕在化したとのことである。
 - ・地震前から商店街の衰退や山間部での過疎化が進んでいたが、これらが地震により顕在化し対処が必要となった。
 - ・商店街では、復興基金等を利用しながら振興策に取り組んでいるが震災前のレベルに利用客が戻らない状況が継続しており、産業育成、商店街振興は、大きな課題の一つとなっている。
 - ・山間部の東山地区については、地震の前310世帯から約170世帯程度になるなど過疎化も急速に進んだ。この地域では、もともと勤め先が平地にあり、被害を契機に地域を出た世帯も多かったようである。表は、東山地区の世帯数の変化を防災集団移転促進事業の対象の有無別にみたものである。防災集団移転促進事業の対象外の集落でも、地震後、世帯数が4分の3に急減

している。

表 東山地区の世帯数変化（住民基本台帳）

東山地区の集落		平成16年9月末 現在の世帯数①	平成19年12月 現在の世帯数②	率 ②/① (%)
防災集団移転 促進事業が実施 された集落	塩谷	51	21	41%
	十二平	11	0	0%
	荷頃	42	14	33%
	蘭木	34	15	44%
	首沢	18	6	33%
	朝日	41	28	68%
	小計	197	84	43%
防災集団移転 促進事業の対象 外集落	岩間木	36	25	69%
	寺沢	25	20	80%
	中山	15	16	107%
	小栗山	36	23	64%
	小計	112	84	75%
合計		309	168	54%

○住宅再建

- ・住宅復興は最優先課題として、各種事業が実施されている。特に大きな被害を受けた一部の集落では防災集団移転促進事業により住宅の移転・再建を支援している。また、自力で住宅再建が困難な被災者には市内4箇所に災害公営住宅が建設された。
- ・応急仮設住宅入居者は、ピーク時の平成17年5月には684世帯2,328人にのぼったが、平成19年10月末までに全世帯の退去が完了している。応急仮設住宅入居者の住居の確保状況は以下の表のとおりである。また、防災集団移転・個別移転についても平成19年12月までに移転を完了している。

表 災害公営住宅の概要

名称	敷地面積 m ²	構造・階数	間取りタイプ
木津のぞみ団地住宅	2,861.0	鉄筋コンクリート 造 4階建	1LDK (50.8 m ²) 10戸、2DK (50.8 m ²) 6戸、2LDK (59.8 m ²) 8戸、3DK (67.7 m ²) 4戸、4DK (84.8 m ²) 4戸
千谷のぞみ団地住宅	5,600.0	鉄筋コンクリート 造 4階建	1LDK (52.19 m ²) 8戸、2DK (52.9 m ²) 16戸、 3DK (68.39 m ²) 12戸、4DK (77.48 m ²) 4戸
千谷川のぞみ団地住宅	2,260.5	鉄筋コンクリート 造 4階建	1LDK (52.91 m ²) 8戸、2DK (52.91 m ²) 8戸、 2LDK (67.46 m ²) 4戸、3DK (68.39 m ²) 4戸
ペット同伴公営住宅		木造2階建	木津団地内3戸、日吉地内6戸

（出典）小千谷市『復興計画によるまちづくり』。

表 応急仮設住宅退去世帯の再建方法（平成19年10月31日現在）

再建方法	世帯数	比率
新築・修繕・中古購入	598	77.1%
公営住宅	113	14.6%
民間賃貸住宅	49	6.3%
親族等と同居	9	1.2%
施設入所	3	0.4%
死亡退去	4	0.5%
計	776	100.0%

（出典）小千谷市『応急仮設住宅入居者 再建状況内訳』平成19年10月31日作成。

○商店街

- ・地震により小千谷市の中心部にある商店街は大きな被害を受けた。市では、復興イベント、チャレンジショップ、仮店舗設置、復興まちの駅^{*}設置への支援などを実施して、被災した商店街の早期復旧を目指した。しかし、本町、東大通、中央通、寺町商店街の会員数は、平成16年4月には237名だったものが3年後の平成19年4月には218名に減少している。また、東小千谷地区の商店街では、スーパーマーケットの撤退も影響し、売り上げは震災前の6割程度までしか回復していない。

※小千谷市本町商店街の中心部に平成18年7月7日にオープンしたスペースであり、震災復興・観光・行政・商店街の情報提供、無人野菜販売など行っている。

○販路拡大と観光振興

- ・地震による知名度アップを生かし、特産品の販売、地域情報の発信及び観光の推進などを行うため、会員制の「おぢやファンクラブ」が立ち上げられた。これは、復興計画で提案されたもので、財団法人小千谷市産業開発センターを窓口としてスタートした。
- ・平成20年2月末には会員が1,570人となった。会員には首都圏生活者が多いなどの特徴があり、今後は、このファンクラブを物産・観光の総合窓口として発展させ、特産品の販路拡大と交流人口の増加につなげることが期待されている。

○農村振興

- ・ヒアリングによれば、小千谷市では、震災前から配置していた地域支援員が、次に示すような重要な役割を果たしたとのことである。
 - ・地域支援員を3地域（東山、真人、岩沢）に配置していた。これは、地域を育てたり、地域の良さを見つけることを目的としており、それぞれの地区に連絡所があり、支援員が配置されていた。地震後、地域の実情をよく把握していた支援員は、きめ細かな地域の情報を市に提供した。
- ・また、震災直後しばらくして落ち着いてくると、要求だけではなく自分たちも汗を流さないといけない、という自覚が市民に芽生えた。そうした中で、支援員が地域に本当に必要なものは何かを見定めて、地域の方々と話をしながら優先順位を考えるなどの取り組みを進めていった。山間地では田畑が崩落、養鯉池が被災したなどの場合、復興基金のメニューが役立ったが、その際に地域の人と市の担当部署を繋いだのが地域支援員だった。「道路が被災したが、それが復興基金の対象になるか」というような相談が多かったそうである。住民は、例えば自分の田が被害を受けたとき、農林課の復旧補助事業や復興基金の補助と自己負担の関係がわからない。そこで支援員が復興基金の勉強をして、具体的な住民の相談にきめ細かく対応している。当時は、係長相当職のある程度、決定権のある人が配置されていたことも有効だったようである。
- ・農村部では、こうした支援員のサポートなども受けながら農産物の販路開拓、まちづくり・村おこしへの取り組み（例えば、岩沢地区の「狼煙の会」、若柘地区の「わかとち未来会議」、吉谷地域の「小千谷市の棚田を守る会」など）、各種交流を促進するような取り組みなどが行われている。
- ・市では市民農園を整備するとともに、農産物の加工品づくりや農家民宿などの起業化のための支援を実施しており、その結果、震災前は20件だったアグリビジネス（農業関連産業）の取り組み件数が平成19年度には33件に増加している。また、都市住民に対する情報提供や受入れ、交流可能な集落づくりの取り組みも進められている。

【20040604】仮設住宅の建設・提供（小千谷市）

- 仮設住宅への入居は、普通は住宅が全壊した人だけが対象だが、今回は、余震や雪による倒壊が怖いという人すべてを受け付けた。
- 建設にあたっては、用地の確保にたいへん苦労した。用地は、公共用地が中心で、民地では工場跡地を1箇所使用している。また、3つの小中学校のグラウンドも使用している。
- 小千谷市は都市ガスだが、仮設住宅用地には都市ガスが確保できず、プロパンガスで対応しなければならなかった。しかし、市内の業者ではプロパンガスが必要量確保できず、遠方から調達することになり費用が嵩んだ。水道がなく、100~200トンの受水槽を設置した所もある。

【20040605】仮設住宅の建設・提供（小千谷市）

- 入居は2回に分けて行った。1次入居は、近隣コミュニティごとにまとまる形で、できるだけ希望に添うようにした。しかし、2次入居では住宅の規模と世帯規模とのつりあいもあり、バラバラになってしまったが、基本的には、各自の希望を受け付ける形で場所を決定した。なお、コミュニティごとの入居が大事といわれるが、実際には、知っている人とはいやだという例も多い。

○独居高齢者や歩行に障害のある人には、市街地の近に入居できるよう配慮した。

【20040606】災害弔慰金の支給（小千谷市）

○小千谷市の死者数は12名、うち住民以外の者が2名だった。これらについては、すべて警察が確認したもので、県から連絡があった。死因は、家屋の下敷き・地震によるショック 併せて9名、エコノミー症候群1名。

○災害弔慰金の支給

- ・死亡診断証明に「地震」の言葉が入っていなければ災害弔慰金の対象にはしなかった。11月28日までに上記10名の確認がとれた。
- ・遺族から死者が地震によるものではないかとの相談があった。そのような場合は、死亡診断書を書いた医師に改めて意見書を書いてもらい、その意見書で判断することとしている。
- ・「関連死」認定による災害弔慰金の支給が課題となっている。被災地全体で広域的な判定委員会を設置すべきと思ったが、県も国も、市町村の考えでやればよいとの回答だった。市町村の判定結果を国が認めてくれるのかどうかの問題である。関連死の認定は、義援金等も関係してくるため、非常に取り扱いが難しい。

【20040607】税の減免と被害認定との調整（小千谷市）

- ・税の減免措置に関して、損害程度の割合と被害認定結果との対応をどう図るかが難しかった。
- ・従来から自治省の通知に基づく減免の要綱はあったが、その被害割合が全壊・大規模半壊・半壊などの被害認定と異なっている。そこで今回は、8/10以上を全壊、6/10以上8/10未満を大規模半壊、4/10以上6/10未満を半壊、4/10未満を一部損壊とした。
- ・なお、本来は条例が必要だが、県から要綱でもかまわないという通知があった。また、県から、税の前納者への減免も可能との見解が示された。

【20040608】防災集団移転事業による取り組み（小千谷市）

今回の地震で小千谷市では、6集落から2つの住宅団地への防災集団移転が行われた。小千谷市へのヒアリングから得られた防災集団移転促進事業に関する取り組み状況と課題等を以下に示す。

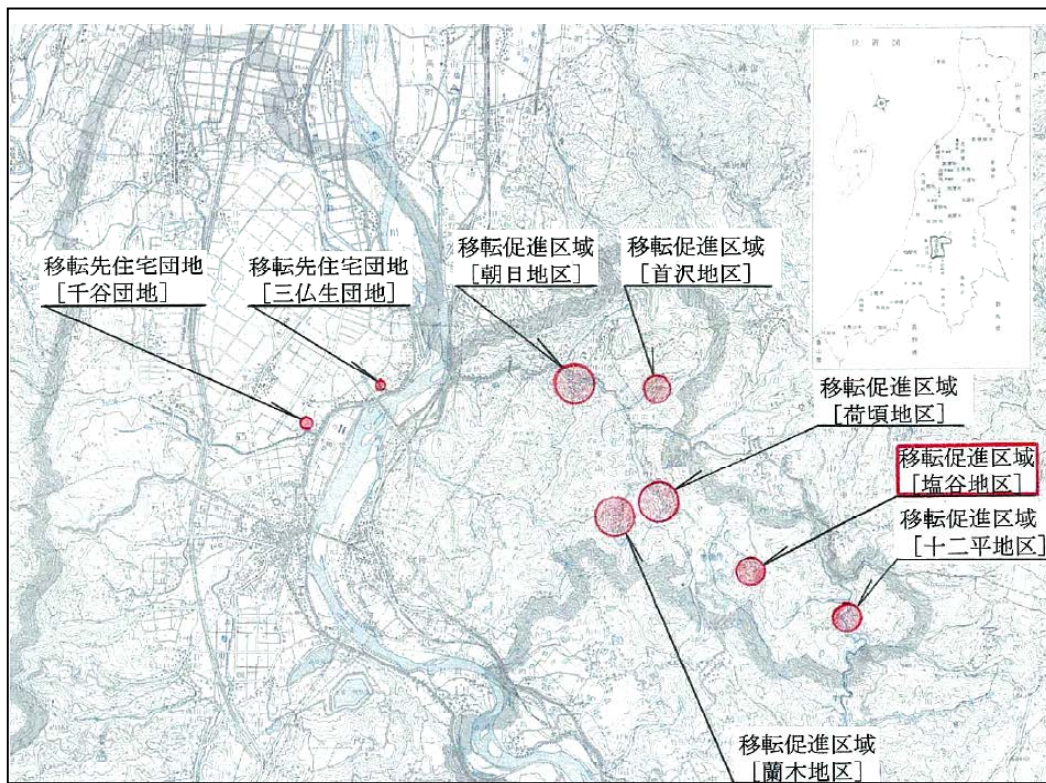


図 移転集落と移転先住宅団地

(出典) 国土交通省『小千谷市の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。

○主な経過

防災集団移転促進事業に関する主な取り組みの経過は表のとおりである。

表 防災集団移転の取り組み経過

平成17年 1月	県が防災集団移転促進事業と小規模住宅等改良事業に関する説明会を開催。
2月9日	住宅移転について、市全域を対象に説明会（第1回）を開催。
3月3日から26日	各集落別に仮設住宅で説明会を開催。
3月7日	十二平集落の住民より防災集団移転促進事業の話を聞きたいという要望があり、説明会を開催。
4月11日	蘭木集落より要望があり説明会を開催。
4月19日	第2回説明会（2月9日全体の説明会参加者＋東山地域の住民）参加者対象にアンケートを実施。 →移転先として千谷の希望者が多かった。
5月28日	移転候補地の木津、城内、小栗田、千谷を視察。 参加者対象にアンケートを実施。 →移転先として千谷の希望者が多かった。
7月	地権者に数回の説明会。概ね同意を得る。
9月21日	移転先の三仏生団地造成工事契約。
12月26日	用地交渉同意。移転先の千谷団地造成工事契約。
12月27日	十二平地区の災害危険区域指定を公示。
平成18年 4月7日	十二平以外の地区の災害危険区域指定を公示。
7月	三仏生団地、千谷団地造成工事完了。

（出典）小千谷市『防災集団移転促進事業スケジュール表（千谷団地、三仏生）等』。

○各集落の移転希望

- 各集落からは、市に対して次表に示すような要望書が出された。最も早く集団移転の要望が出された十二平地区では、隣接する堀之内町で過去に実施された雪崩に関する防災集団移転促進事業の事例を知っている住民がおり、集落でそうした情報交換をしていくうちに、全員が移転することになり、要望書が出された。
- また、表中で要望書が「住民1世帯ずつ提出」とあるのは、町内でとりまとめた要望として提出することができないというようなケースである。蘭木地区では、町内会で意向を把握して、移転したいという方の意向を踏まえて災害危険区域の設定がなされた。首沢地区は町内としてではなく、戸別に要望が提出される形となり、それぞれの住宅が掛かるように危険区域の設定がなされた。塩谷地区については、移転や残留の要望、あるいは、当時建設が決まっていた千谷団地以外の公営住宅（木津団地）を希望する住民などもいた。なお、朝日地区、荷頃地区は説明会などにより市で移転希望の把握をしていたことから、特に要望書という形のものはない。

表 要望書の提出状況

十二平	平成17年3月10日	集団移転の要望
	平成17年4月28日	移転先地の要望
蘭木	平成17年5月2日	移転団地内の借地、公営住宅に関する要望
首沢	平成17年4月26日 ～5月9日	住民1世帯ずつ提出、計8世帯分
塩谷	平成17年6月3日	千谷団地、団地内公営住宅、地区内移転の要望

（出典）小千谷市『防災集団移転促進事業スケジュール表（千谷団地、三仏生）等』。

○地権者との同意

- 移転先の住宅団地の場所については、5ヵ所の移転候補地を設定し、住民の視察が実施された。市内全域に被害があり他の地域にも移転希望者がいたため、防災集団移転に関して把握していた以上に住宅団地の敷地が必要となった。
- 移転先住宅団地については、住民自らが場所を設定して地権者と話を進めるようなケースも見られた。例えば、十二平では住民が直接交渉して、三仏生の地権者との話が進められ、平成17年4月には地権者からある程度の合意を得ていた。その後、三仏生については、首沢の住民が自ら3区画を交渉して確保した場所も含まれることとなった。

○危険区域の設定

防災集団移転促進事業を担当した職員へのヒアリングでは、次のような点が、危険区域設定の難しさとして指摘された。

- ・危険区域の設定に掛かる不在地主について、誰と交渉すればよいかわからず、同意の取り付けに時間を要した。
- ・塩谷では、比較的集落が平らな地形なため災害危険区域の設定が難しいことがあり、県との協議に時間を要した。
- ・危険区域の設定では、その土地が「将来危険になるかもしれない」というアプローチとなるので、危険区域に掛かる地主への説明が難しい場面が生じた。また、地域に残る方に関連した復旧事業等の障害とならないような配慮も必要とされた。

○その後の状況

- ・千谷の造成団地の用地については、借地は2件にとどまり、残りはすべて移転希望者に売却された。平成19年12月にはすべて売却等処分が終了し、集団移転者は全員移転している。移転先造成地の同意が進まず着工が遅れていたため、住民は待ちに待っていた状況であった。そのため、造成で宅地の形ができた状態ですぐに家を建てたい、という要望を受けて、処分終了前の事前着工を認めるなどの特別な措置も図られた。(次頁参照)
- ・なお、防災集団移転促進事業での農地買取は行っておらず、移転した多くの人が通いで、従来の場所において養鯉や農業を続けている。

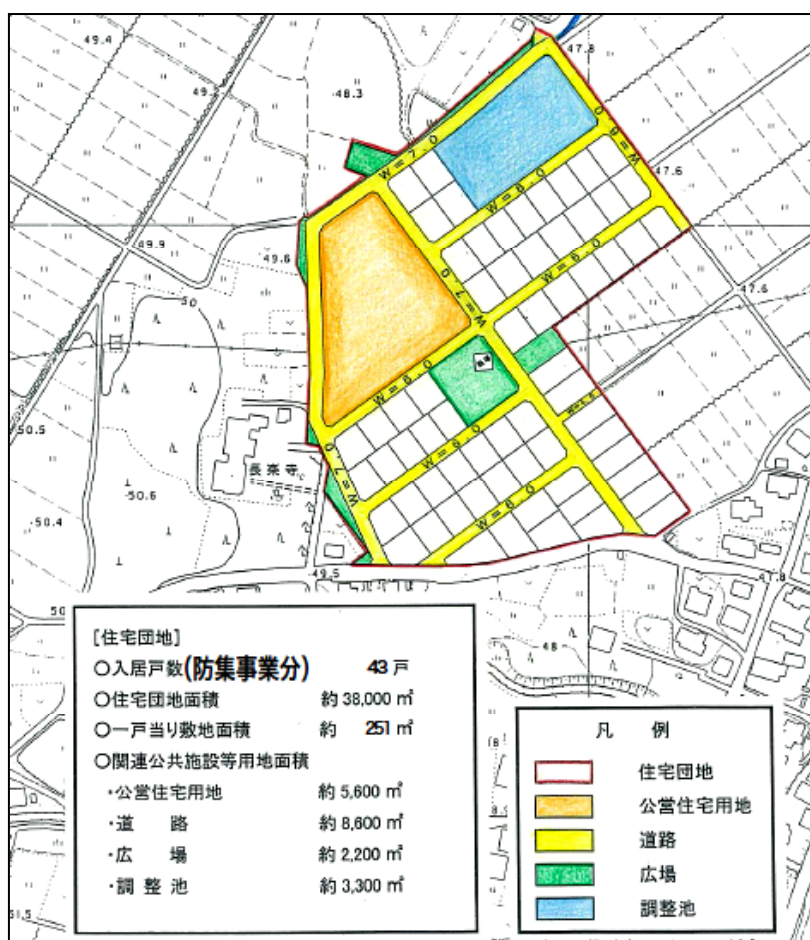


図 移転先住宅団地（千谷）の土地利用

(出典) 国土交通省『小千谷市の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。

【20040609】下水道の復旧（小千谷市）

○下水道地震対策技術検討委員会の提言

- ・被災地では、液状化により多数のマンホールが浮き上がる現象が起きた。地震後国土交通省は「下水道地震対策技術検討委員会」を設置し、下水道埋設について、(1)土の密度を高める締め固めの徹底、(2)液状化しにくい砕石の利用、(3)セメント混合による土の硬化の3つが推奨された。

・これを受けて、小千谷市は以下のような対応を実施した。

○小千谷市

- ・小千谷市はアスファルト再生砕石で埋設する手法を選択した。
- ・埋設の際に、下水管周辺はセメント改良土を使うが、それ以外は復旧工事で生じたアスファルトの殻を再利用することとした。

【20040610】孤立地区等における災害査定（小千谷市）

- 現地での調査ができない孤立地区等について、全国初のモデル適用地区という方法で査定が実施されている。これは、モデルの地区を査定して、査定出来なかった地区については、モデルを基準に大きさを調整するもので、これによって予算の枠(平成16年度繰り越し)が確保された。
- 一度全地区で説明会を行っているが、個人負担についての確認作業はまだであり、今後意志の確認と受益者の確定、事業実施の優先順位等の調整を行っていく。
- 被災者は、作付けしたいという人が多い。ただ、山には入っていないため、田畑がどうなっているかわからない状態である。被害の程度は地域によって差があるので、被災していない田畑で作業ができるよう、道路、水路の復旧を優先する。

【参考文献】

- 1) 小千谷市『10・23新潟県中越大震災からの教訓』。
- 2) 小千谷市『小千谷市復興検証』平成20年5月。
- 3) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成17年7月。
- 4) 「小千谷市ホームページ」。
- 5) 小千谷市『復興計画によるまちづくり』。
- 6) 小千谷市『応急仮設住宅入居者 再建状況内訳』平成19年10月31日作成。
- 7) 国土交通省『小千谷市の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。
- 8) 小千谷市『防災集団移転促進事業スケジュール表（千谷団地、三仏生）等』。

事例コード | 200407

2004年（平成16年） 新潟県中越地震・川口町

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○町勢

表1 川口町の概要

人口等	人口 5,234人 世帯数 1,522世帯 (平成20年4月1日現在)
地理	新潟県のほぼ中央、長岡市の南20kmに位置する。 町総面積 50.03km ² 大河信濃川と清流魚野川の合流地点にあり、その河川で作られた河岸段丘と山間地域で町を形成している。
特産等	魚沼産コシヒカリやエノキタケなどを主体に、農業が基幹産業となっている。

○人的被害

表2 人的被害

死亡	負傷	
6人	重傷	38人
	軽傷	24人

(出典) 新潟県川口町『平成16年(2004年)新潟県中越地震』平成20年3月31日。

表3 住家被害 (平成18年1月1日現在)

地区別	被害内容 (棟)					合計
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害なし	
和南津	77	8	14	14	0	113
中山	42	7	30	28	0	107
東川口	163	38	102	55	0	358
西川口	50	34	93	134	3	314
牛ヶ島	17	25	48	25	1	116
武道窪	22	6	14	3	1	46
相川	28	11	25	31	1	96
荒谷	8	6	6	1	0	21
木沢・峠	45	6	4	3	0	58
田麦山・小高	154	6	8	2	0	170
合計	606	147	344	296	6	1,399
(比率%)	(43.3%)	(10.5%)	(24.6%)	(21.2%)	(0.4%)	(100%)

○住家被害 (平成18年1月1日現在)

- 町全体で、78%もの住家が半壊以上の被害を受けた。特に田麦山、和南津、木沢・峠の3地区は壊滅的被害であり、田麦山では99%が半壊以上の被害を受けた。

(出典) 新潟県川口町『平成16年(2004年)新潟県中越地震』平成20年3月31日。

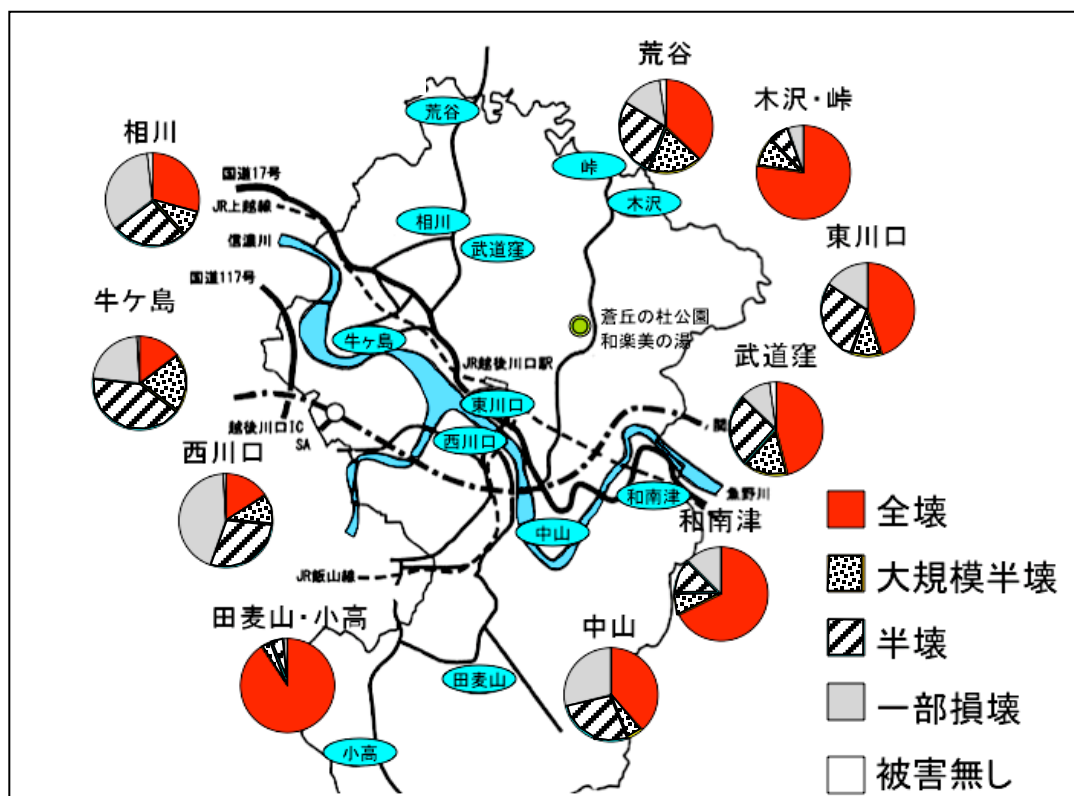


図1 各地区家屋の被害状況図

(出典) 新潟県川口町『災害復旧・復興への取り組み』。

(2) 災害後の主な経過

表4 災害後の主な経過（川口町の取組状況）

年月日	項目
平成 16 年	
10月23日	17:56 新潟県中越地震発生（震度階級7、マグニチュード6.8）
10月23日	災害対策本部設置、全戸に避難勧告
11月1日	窓口業務の再開 衆・参議院災害対策特別委員会現地視察 かわぐち地震災害対策広報（第1号）の発行
11月2日	応急仮設住宅の入居、家屋の取崩しなどの相談受付開始 建物の危険度判定調査開始
11月4日	応急仮設住宅入居申込開始（～15日） 家屋被害調査開始（～中旬）
11月7日	被災住宅相談窓口開設（～15日）
11月8日	応急仮設住宅の建設に着手（川口中学校）
11月9日	宅地の危険度判定相談開始
11月12日	町民震災相談窓口開設
11月16日	峠、小高、向山、荒谷の各地区を除き避難勧告解除
11月18日	応急仮設住宅建設場所決定（10箇所412戸建設）
11月20日	り災証明発行開始（～23日）
11月21日	田麦山地区説明会
11月23日	小高地区集団移転を町に申し入れ
11月25日	応急仮設住宅入居決定通知の交付と入居説明会開始 住宅応急修理、生活再建支援等相談窓口開設 家屋被害再調査受付（～30日）
11月26日	激甚災害の指定を受ける
12月1日	家屋被害調査再調査開始（～5日）
12月2日	応急仮設住宅の入居開始
12月10日	新潟県中越地震災害義援金の配分（第1回）
12月24日	川口町中越地震災害義援金の配分（第1回）
平成 17 年	
1月7日	国土交通省に要望（町長上京）
1月28日	町総代会開催（震災復興対策本部について） 小高地区が移転地を西川口地内に要望する
2月1日	川口町震災復興対策本部の設置 川口町豪雪対策本部の設置
2月4日	町震災復興対策本部会議（第1回）
2月9日	町議会震災復興特別委員会
2月14日	町震災復興対策本部会議（第2回）
2月26日	川口町復興計画講演会（商工会館）
3月3日	政府調査団豪雪現地調査
3月4日	町震災復興対策本部会議（第3回）
3月15日	町復興計画策定部会
3月29日	国土交通省防災集団移転促進事業現地視察
4月1日	中越大震災に伴う災害復旧派遣職員に辞令交付（計13名）
4月7日	町震災復興対策本部会議（第4回）
4月15日	川口町中越地震災害義援金の配分委員会（第2回）
4月18日	町復興計画策定部会（第2回）
5月10日	町復興計画策定部会（第3回）震災復興計画中間骨子案について
6月1日	中間骨子案（概要版）全戸配布
7月5日	町復興計画検討委員会（第1回）
10月17日	町震災復興対策本部会議：震災復興計画の策定について

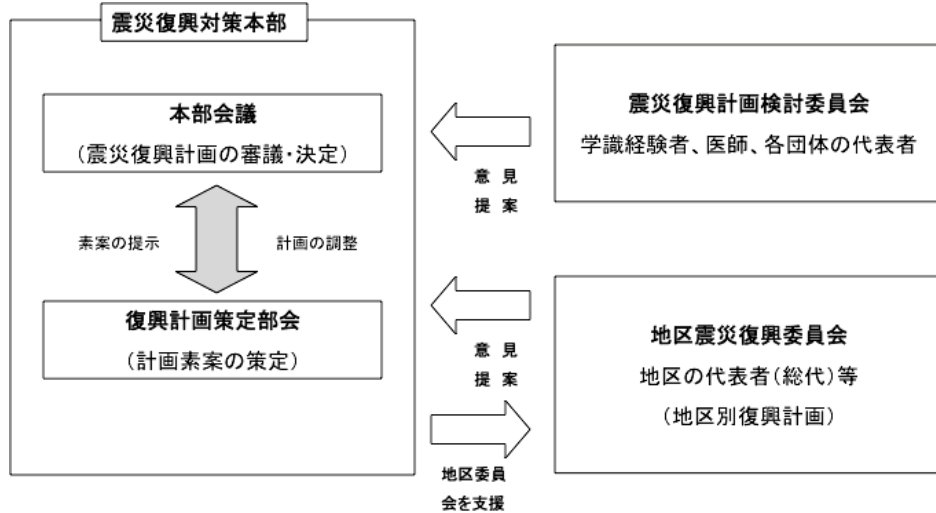
2. 災害復興施策事例の索引表

200407	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【20040701, p331】	
施策2：復興計画の作成		●→	【20040702, p332】	
施策3：広報・相談対応の実施		●→	【20040703, p336】	
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		●→	【20040704, p337】	●→
施策3：都市基盤施設の復興				●→
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建			【20040706, p340】	●→

3. 災害復興施策事例

【20040701】復旧・復興体制の構築（川口町）

- 川口町では地震の翌年2月1日に川口町震災復興対策本部を設置し、震災復興計画策定に本格的に着手している。震災復興対策本部は本部会議と復興計画策定部会とで構成されている。復興計画策定部会は、主に庁内の直接の担当部署より1～2名が選抜され、専門的部分からの計画の素案を作成に取り組んだ。
- 復興計画策定には、学識経験者や町内の各種関係団体の長などからなる震災復興計画検討委員会と、地区毎の地区震災復興委員会が設置され、復興計画への意見、提案を行った。



川口町震災復興対策本部・本部会議 メンバー構成
本部長：町長
副本部長：助役
総務班（震災復興対策本部事務局・ 災害対策本部事務局を兼務）
復興計画班（震災復興計画策定事務局）
住民生活安定班
生活支援班
住宅応急修理班
災害廃棄物対策班
農業・水産・公園復興班
土木・農地農業施設復興班
公営企業復旧班
教育施設復旧班

震災復興計画検討委員会のメンバー構成	
（職名）	（所属等）
会長	長岡技術科学大学教授
副会長	川口町総代会長
委員	川口町議会議長
委員	川口町農業委員会
委員	川口町民生・児童委員協議会長
委員	川口町公民館長
委員	川口町消防団長
委員	川口町商工会長
委員	川口町商工会青年部長
委員	川口町農業協同組合長
委員	川口町社会福祉協議会副会長
委員	川口町老人クラブ会長
委員	川口町法人会長
委員	川口町連絡長協議会長
委員	川口診療所医師
委員	庄司内科医院医師
委員	川口町立川口中学校長
委員	川口町立川口小学校長

図 計画の策定体制

（出典）新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

【20040702】復旧・復興計画の策定（川口町）

○復興計画の策定経緯

表 復興計画の策定経緯

平成 17 年		会議等	概要
1 月	28 日	大字総代会議	・震災復興対策本部について ・地区震災復興委員会の設置について
2 月	1 日	震災復興対策本部設置	
	4 日	震災復興対策本部・本部会議	・組織体制について
	26 日	川口町の復興に向けての講演会	
3 月	4 日	震災復興対策本部・本部会議	・震災復興計画策定プロセスについて
	12 日	震災復興とまちづくり講演会	
	15 日	第 1 回復興計画策定部会	・震災復興計画策定プロセスについて
	18 日	大字総代会議	・震災復興計画策定プロセスについて
	23 日	第 1 回地区震災復興委員会(東川口地区)	・各区の課題検討
4 月	11 日	東川口地区まちづくり懇談会	・東川口地区のまちづくりについて ・東川口駅前商店街振興会の取組について ・東川口地区震災復興委員会の取組について
	18 日	第 2 回復興計画策定部会	・震災復興計画の位置づけ、概要等について
	19 日 ～28 日	第 1 回地区震災復興委員会 (西川口地区、田麦山地区、牛ヶ島地区、 貝之沢地区、荒谷地区、武道窪地区、中 山地区、和南津地区、相川地区、木沢地 区)	・川口町復興計画の概要説明 ・地区震災復興委員会の役割、目的、進め方 について ・各地区の現状や復興まちづくりについての 意見交換
	5 月	第 2 回地区震災復興委員会(東川口地区)	
5 月	6 日	第 2 回地区震災復興委員会(東川口地区)	
	10 日	第 3 回復興計画策定部会	・震災復興計画中間骨子案について
	13 日	第 4 回復興計画策定部会	
	18 日	第 5 回復興計画策定部会	
	19 日	震災復興対策本部・本部会議	
6 月	1 日	中間骨子案（概要版）全戸配布	・復興計画中間骨子案の周知及び町民意見 (パブリックコメント) 収集
	3 日	町議会全員協議会	・震災復興計画中間骨子案について
	10 日	第 3 回地区震災復興委員会(東川口地区)	・地区の震災復興に向けての課題について ・震災復興まちづくりについて
	13 日	第 6 回復興計画策定部会	・基本計画について
	15 日 ～23 日	第 2 回地区震災復興委員会 (和南津地区、木沢地区、牛ヶ島地区、 貝之沢地区、西川口地区、武道窪地区、 田麦山地区、中山地区、荒谷地区、相川 地区)	・地区の震災復興に向けての課題について ・震災復興まちづくりについて
	26 日	第 4 回地区震災復興委員会(東川口地区)	・震災復興まちづくりについて
7 月	5 日	第 1 回復興計画検討委員会	・震災復興計画の策定について ・震災復興計画骨子案について
8 月	5 日	第 2 回復興計画検討委員会	・震災復興計画骨子案について
	23 日	第 3 回地区震災復興委員会(和南津地区)	・震災復興まちづくりについて
	30 日	第 3 回復興計画検討委員会	・基本計画について
9 月	21 日	大字総代会議	・震災復興計画骨子案、地区別計画について
	22 日	町議会全員協議会	
	30 日	第 5 回地区震災復興委員会(東川口地区)	・震災復興まちづくりについて
10 月	4 日	第 3 回地区震災復興委員会(牛ヶ島・貝ノ 沢地区)	・震災復興計画骨子案、地区別計画について
	7 日	第 4 回復興計画検討委員会	・震災復興計画（案）について説明
		第 3 回地区震災復興委員会(西川口地区)	・震災復興計画骨子案、地区別計画について
	10 日	第 4 回地区震災復興委員会(和南津地区)	
	13 日	第 3 回地区震災復興委員会(木沢地区)	
	17 日	震災復興対策本部・本部会議	・震災復興計画の策定について

(出典) 新潟県川口町『新潟県中越地震の発生経過（発生から平成 17 年 4 月 25 日）』。

○復興計画策定にあたっての住民の意向の反映

- ・川口町では、復興計画策定にあたって、住民の意向を十分に反映させるため、次のような体制で計画づくりに取り組んだ。

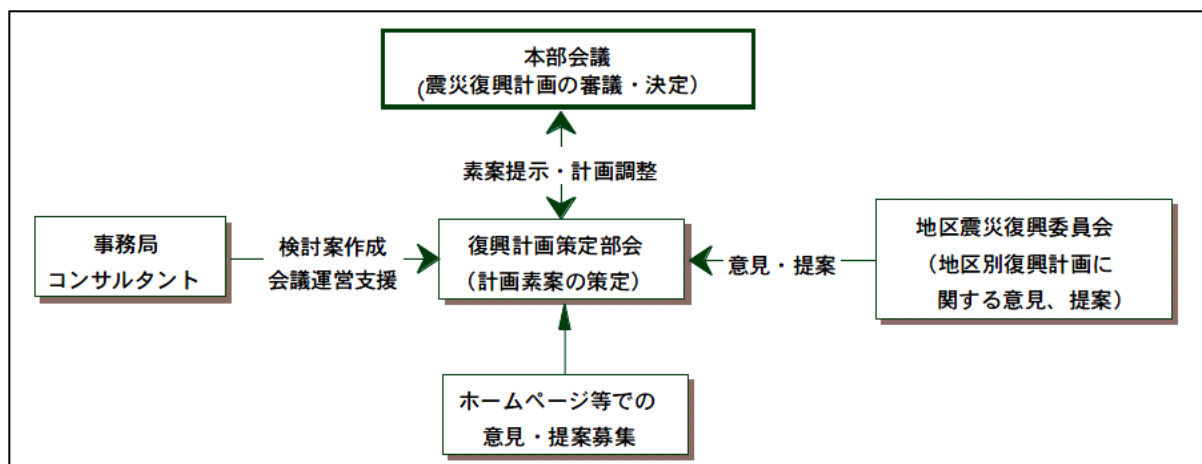


図 復興計画策定フロー

○「川口町震災復興計画」の内容

- ・計画の基本的事項は、復旧と復旧後を見据えた町民と行政の協働による復興への取り組みを目指した。

○対象・・・地震、風水害（土砂災害含む）、雪害

○期間・・・初期 平成17年度から平成19年度

中期 平成20年度から平成22年度

後期 平成23年度から平成26年度

○復旧と復興の基本的考え方

復旧：災害によって失われた施設や機能を災害の前の状態に戻すこと

復興：単なる復旧を越えて、その地域を再建し、よりよいまち（地域）にしていくこと

- ・計画では、復興の理念として4つの視点と5つの方針を設定し、それを実現するための重点プロジェクトとして、次の3つを掲げている。

1) 活気あるタウンコアゾーンの形成

2) 新たな「交流」の創出

3) 活気あふれる「農業」の再生

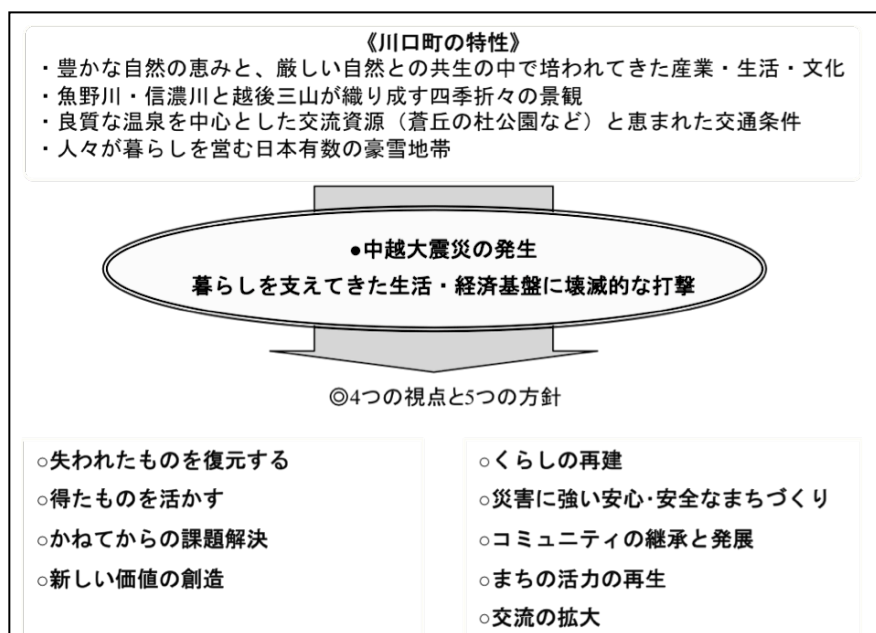


図 復興の理念

（出典）新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

○復興計画の位置づけ

- ・新潟県復興ビジョン、第4次川口町総合計画、過疎地域自立促進計画と整合性を図りながら平成26年度までを計画期間として策定された。
- ・なお、第4次川口町総合計画は地震前に策定されたもので、全く状況が変わってしまったため、第4次川口町総合計画の後期計画（平成18年度から22年度）策定は中止し、新たに第5次川口町総合計画を策定することとなった。復興計画を受け、平成19年3月に、平成18年度から27年度までを対象とする第5次川口町総合計画を策定された。現在、合併の計画があり、第5次川口町総合計画は合併後も見据えた町の復興計画、将来像という位置づけとなっている。

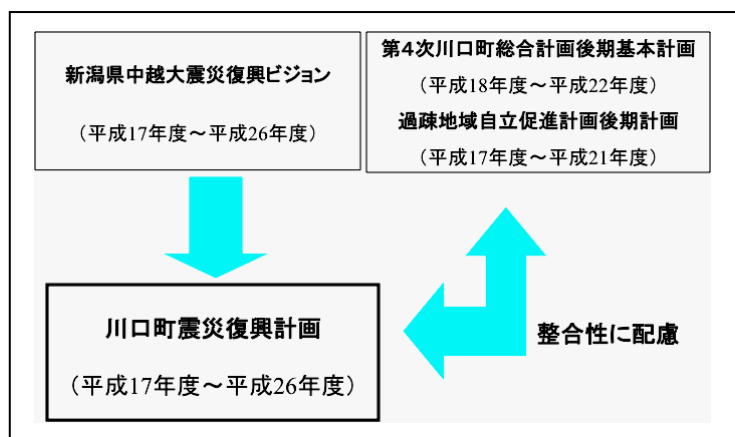


図 計画の位置づけ

(出典) 新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

○農業再生への取り組み

- ・川口町は農業が基幹産業であり、活力ある農業の再生が課題となった。震災前から、町の中心部の東川口を除くと、ほとんどが兼業農家であり、高齢化してくると兼業も難しくなり耕作放棄地が出てくるといった状況があった。同町には大規模な平地が少なく、山間部では地震により圃場や農道の被害、水の流れの変化などによって、農業の基盤自体が失われる可能性があった。そのため、県の復興基金事業である「手づくり田なおし事業」を活用して復旧し、耕作放棄地を増やさないような取り組みが進められた。
- ・しかし、地震後4年を経ても農業生産額は地震前のレベルには戻っておらず、農業所得を上げていかないと町の活性化も農業の振興も図れないという課題がある。そこで、従来の個人経営から団体経営による効率化を目指す方針をたてて取り組んでおり、震災後5団体が組織されるなどの状況となっている。災害前から農業収入は減少傾向にあったが、団体経営について説明したり意見を聞くと、自分の田で作った米というのにこだわりが強く、農地の共同利用には嫌がる声が多かった。こうしたことから地震前はなかなか進まなかったが、地震後に動き始めた。地震前からライスセンターを計画していた地域や、これまで廃棄していたモミガラを利用した「たい肥センター」を作ろうという計画があった地域などで、地震でもう農業ができないという農家が出て動きが一気に加速した。
- ・現在、会社をリタイアした団塊の世代などが、地元で自分たちで農業団体を立ち上げて、農地を集積していくという動きが起きている。
- ・農業再生への取り組みとしては上記の他に、通年型農業の促進、環境にやさしい農業、地産地消・換金、農産加工・特産化など、表のような取り組みが行われている。

表 農業再生への取り組み事例

通年型農業の促進	木沢の藁細工、秋に収穫した大根で沢庵づくり、大豆で味噌造りなどのように夏・秋の収穫を冬場利用することが検討されている。
環境にやさしい農業	完全な無農薬ではなく、必要以上に農薬を使わない農業に取り組んでいる。エコファーマーという認定の取得などにも取り組んでいる。
地域循環型、地産地消、換金	道の駅に併設している「あぐりの里」では、地震前から農家の方が作物を販売することで生産者や農業に従事する高齢者が直接現金収入を得られるようになった。それが喜び、やりがいにつながって、徐々に規模が大きくなっている。
その他各種取り組み	農産加工・特産化（地域の特産品や料理の開発）、武道窪における、ふるさと姉妹都市の狛江市と体験農業の交流などの取り組みがある。

○住宅再建

- ・住宅再建に関して、川口町では、被災住宅の解体撤去を町の負担で実施している（いわゆる公費解体）。この経緯については、次のような理由により実施されたとされる。
- ・「川口町では、多数の被災家屋が道路側に倒壊、傾くなどしており、余震での倒壊の他、積雪による2次災害の恐れがあった。被災した各個人に処理を任せると、いつ片付くかという見当がつかず、また道路が使用できないと復旧・復興活動そのものへの影響も発生するため、費用面を考える余地なく町周辺に展開していた自衛隊に委託し、公費解体に踏み切った。なお、自衛隊が行った公費解体に対しては別途費用が支払われた。なお自衛隊の意思決定プロセスについては不明である（川口町役場へのヒアリングによる）。」
- ・この後、町では、住宅の自力再建が困難な世帯に対し、罹災公営住宅を建設している。その際には、「住み慣れた地域で暮らしたい」など、地区や入居予定者の意見、要望もあり、地域コミュニティに配慮し各地区に分散して建設した。

表 年度別公営住宅建設戸数

地区名	建設戸数	建設年度	入居年月	備考	
罹災者公営住宅	和南津地区	4	17	18年9月	高床・連棟式
	貝ノ沢地区	9	17	18年9月	〃
	相川地区	4	17	18年9月	〃
	田麦山地区	4	17	18年9月	〃
	東川口地区	39	18	19年10月	RC造5階建
	西川口地区	25	18	18年12月	高床・連棟式
	計	85			
その他	よしとみ住宅	16	17	18年11月	再建整備
	小高集団移転先	4	18	18年12月	小規模改良住宅
	計	20			

(出典) 新潟県川口町『平成16年(2004年)新潟県中越地震』平成20年3月31日。

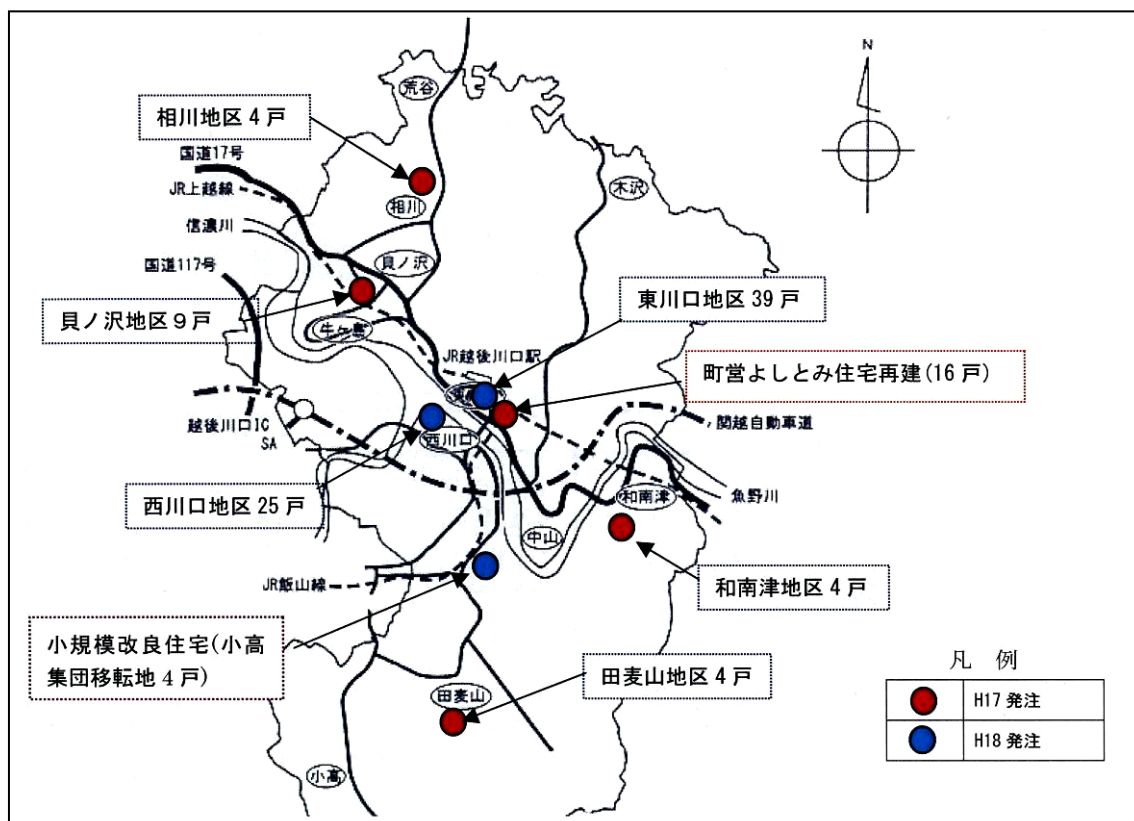


図 公営住宅の建設状況

(出典) 新潟県川口町『平成16年(2004年)新潟県中越地震』平成20年3月31日。

○町民主体の取り組み

- ・ヒアリングによれば、被災直後、地域のちょっとした道路被害などについては町民が自分たちで治すなどの経験をしたことなど、「あの地震を乗り越えたのだから」ということが自信になっているとのことである。その結果、従来は町が主導していた祭りやイベントなども地域で検討委員会、実行委員会をたちあげ、町がサポートにまわるようになってきているなどの、地震後、町民主体での各種の取り組みが行われるようになるなどの変化がみられるようである。
- ・また、地域の各種活動については、復興支援センターを通して各種NPOなどとの関係付けが進んでいる。なお、復興支援センターは、平成19年度までは同様の機能を町の企画商工課が担当していたが、19年度途中から県の復興基金で支援センター職員の人件費・事務費諸費を手当するメニューができ、19年度1名、20年度から4名の体制で、各地区の団体を応援している。各地区での取り組み事例は表の通りである。

表 地域コミュニティによる取り組み事例

地区	取り組み事例
東川口地区	東川口震災復興委員会では、本町通り活性化委員会が組織され、毎月第3日曜日に歩行者天国のようなかたちで「よってげてえふれあい市」という取り組みを実施している。
田麦山地区	地域資源として「ぶな林」を活用した植樹に地震前から取り組んでおり、手入れをしたり、コンサートを開くなど「いきいき田麦山」の取り組みが進められている。HPの作成などにも取り組んでいる。
木沢地区	木沢は非常に高齢化率が高く、なおかつ町の中で最も積雪量が多い地区である。「フレンドシップ木沢」は地震前から木沢焼という焼き物、閉校になった建物を利用して菓細工に取り組んでいる。また、交流として東京から体験宿泊に來たり、兵庫県西宮市の住民グループと交流している。
荒谷地区	荒谷は町の一番奥の方に位置する25世帯ほどの集落であったが、地震後移転した世帯も多く現在は15世帯程度である。「ハートフル荒谷塾」では、山菜とりツアーなどのイベントを企画して各種交流を深めている。

○復旧・復興の制度的な課題等

ヒアリングでは、今回の復旧・復興への取り組みから、既往制度について次のような課題の指摘があった。

- ・復旧・復興の最大の問題は財政難である。今回、地震で一般会計から町の1年分の予算に相当する金額が支出されているが、交付税では埋められない分である。
- ・雪国では仮復旧の道路では除雪車が走れないという問題がある。除雪のためには本復旧なみの舗装が必要であり、「本復旧なみの仮復旧」を実施する必要がある。また、時間的な猶予も必要であった。積雪の期間が半年に及ぶため、復旧作業を実施できる期間が半分になってしまい、スケジュール的に厳しかった。

【20040703】広報紙作成の支援（川口町・練馬区）

○東京都練馬区は、川口町にて広報紙作成の支援を行った。

○支援職員の派遣状況

- ・11月1日(月)から13日(土)まで、交替で2名1班を派遣した。支援職員2名のうち、広報紙担当が実際の広報紙編集業務にあたり、もう1名が連絡調整や印刷などの手配に当たった。このような役割分担でスムーズに対応できた。
- ・支援職員は、やはり広報の文章を書く技術を持った職員であることが必要。特に初期の頃には、それが不可欠だった。

○広報紙作成のためのリソースの確保状況

- ・派遣前日(10月31日)まで、川口町庁舎は立ち入り禁止だったため、基本的に「屋外で発行する」ことを前提に器材等を準備した。準備した器材は、印刷機、印刷用紙、ノートPC2台、発電機。

○広報紙の作成・配布手順および川口町職員との役割分担

- ・第1班の初日、2日目は、情報の収集もままならない状態。災対本部のボードに貼られている情報から掲載内容をピックアップして案を作成し、川口町の広報担当者と相談しながら紙面を作成した。
- ・配布手段については、川口町広報担当から世帯数が2,000世帯と聞き、2,000部印刷して避難所を経由して配布してもらうこととした。
- ・3日目からは「この情報を載せて欲しい」と各部署から上がってくるようになった。その結果、「どの情報を載せるか」は災対本部で決定する事項と位置づけられるようになった。

【20040704】 中心市街地の復興（川口町）

- ・今回の地震で川口町では、中心市街地に甚大な被害が生じた。復興計画では、「活気あるタウンコアゾーンの形成」を重点プロジェクトとして掲げ、安全・安心の基盤整備と商業の活性化を図ろうとしている。町の中心部における「目に見える復興の姿」が地域再生の起爆剤となることが期待されている。
- ・震災後、10地区毎に復興委員会が立ち上げられた。平成21年3月現在では、東川口だけが引き続き検討を進めている。東川口地区復興委員会では、経済活性化、まちを花で飾る、など各種の部会が増えつつある。東川口地区全体としては、地震で被災し転出した家や復興住宅入居者の空き地の活用として、テントをたてて木製のベンチを置くだけでも学生が立ち寄り、近所の方が集まるきっかけになるのではないかと、人が集まることで何か生まれるのではないかと、との期待がある。

○世代を超えて集い賑わう空間づくり

①人々の交流の場となる駅前空間の形成

- ・越後川口駅前において、温泉などを活用した交流施設の整備検討など、川口町の玄関口としてふさわしいシンボリックな空間づくり。

②復興のシンボルとなる中心軸の形成

- ・安心・快適な駅前通りとするため、越後川口駅から国道17号に至る県道向山越後川口線の拡幅・歩道整備の促進。
- ・県道整備に合わせて沿道商店街の修景、緑化など地域環境の向上に配慮した復興のシンボルロードとしての整備。

③シンボルロード沿道の活性化

- ・震災による地域住民の減少、商店の廃業等により賑わいが減少した商店街の再生、連携、活性化のために、シンボルロードと一体的に、通りの連続性やまちなかの賑わいを創出する休憩施設、広場等の整備、新たな店舗誘致の環境整備など。

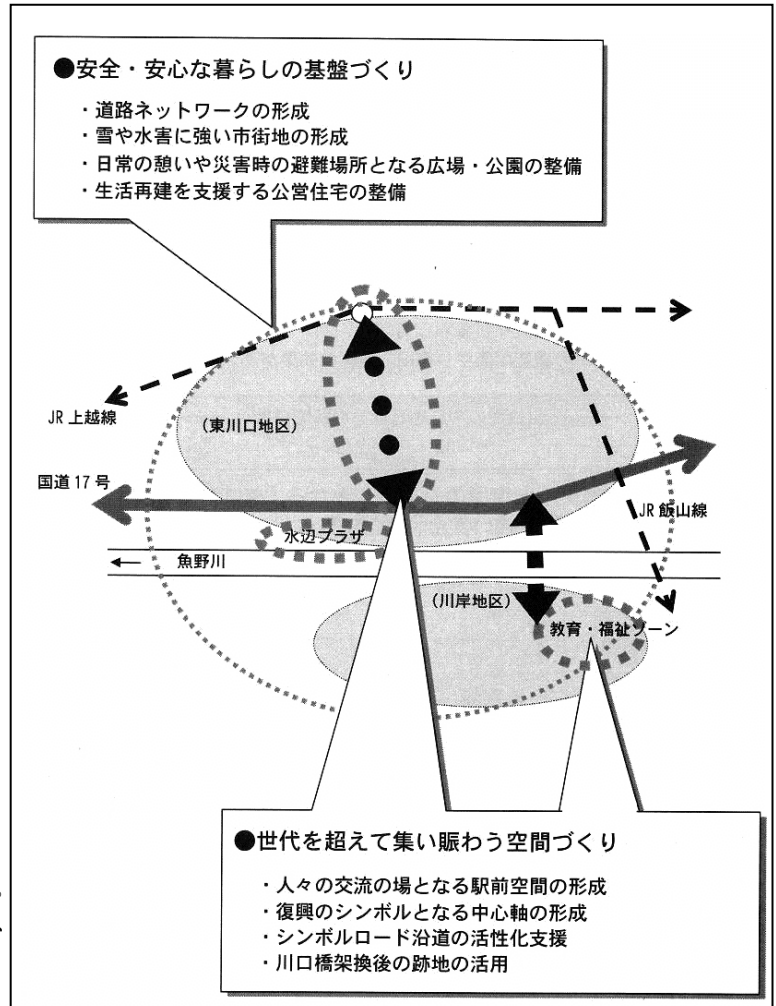


図 中心市街地の復興計画

(出典) 新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

【20040705】 防災集団移転への取り組み（川口町）

○地区の概要と被害

- ・防災集団移転促進事業の対象となった小高地区は、周囲を標高100～300mの山々に囲まれ、一級河川相川が集落の中央部を北に向かって貫流する、町の最南部の集落である。
- ・小高地区は、地震前25世帯103人の集落だったが、全壊24戸大規模半壊1戸という被害でほぼ集落全滅の状態となった。この地区は、もともと地すべり防止区域でもあり、地盤的に危険な場所であった。小高集落は沢の周辺にあり上流に自然ダムができてしまったこともあって、地震の一ヶ月後の11月23日に集団移転の要望を町に提出した。なお、小高地区には1戸だけが残ることとなった。

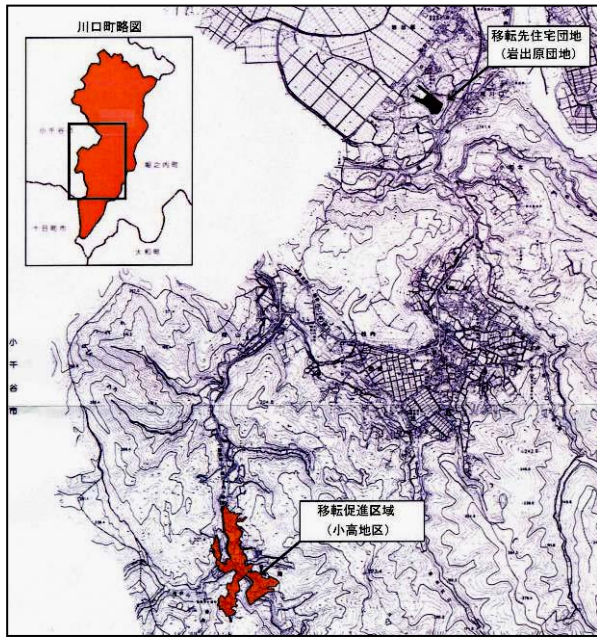


図 移転集落と移転先住宅団地

(出典) 国土交通省『川口町の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成 18 年 7 月 10 日。

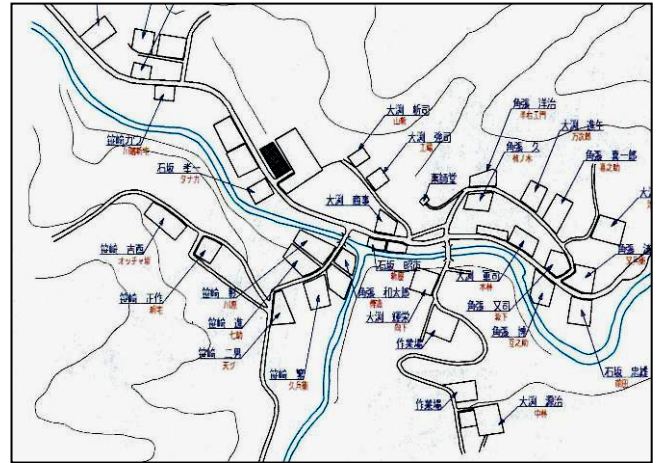


図 旧小高集落の状況

(出典) 新潟県川口町『平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震』平成 20 年 3 月 31 日。

○事業の経緯

- ・主な事業の経過は次のとおりである。

表 事業の経緯

年月日	経過
H16. 10. 23	中越大震災が発生
H16. 11. 23	小高地区が町に集団移転の要望を伝える。
H16. 12. 5	防災集団移転促進事業の概要説明会
H17. 1. 2	小高集落が移転希望地を決定
H17. 7. 12	国土交通省が小高地区防災集団移転促進事業計画に同意
H17. 9. 6	小高地区を災害危険区域に指定、県報告示
H17. 11	団地造成工事に着手
H18. 8	団地造成工事完了
H18. 8	公営住宅建築工事に着手
H18. 12. 23	公営住宅入居、全戸が 12 月末までに移転
H19. 3. 16	集会施設完成
H19. 6. 14	集落再生・元気づくりに向けた話し合いを開始
H19. 9. 23	2 年ぶりの運動会を開催

(出典) 新潟県川口町『平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震』平成 20 年 3 月 31 日。

- ・防災集団移転促進事業により住宅団地の造成が行われ、最終的には18世帯77名（うち14世帯が自力再建、4世帯が小規模改良住宅）が造成した団地に移り、残りは戸別移転している。地域の要望として集落として残したいという意向があり、一般の公営住宅では入居者を特定できないことから、小規模住宅地区等改良事業を利用した小規模改良住宅が建設されている。この住宅では家賃低廉化も実施されており、平成18年からは地域住宅交付金で措置されている。
- ・ヒアリングによれば、復興への取り組みにあたってコミュニティを壊さず、つながりの継続性を重視した、とのことである。さらに、この事業の特徴として、何年かすると個人に払い下げることができるという点もあり、それらも考えてこうした事業が選択された。



入居戸数・・・18戸 自力再建14戸 公営住宅4戸
 総事業費・・・約276,000千円
 団地面積・・・14,289㎡
 宅地面積・・・5,840㎡
 (個人住宅)・・・1戸当たり95坪(貸付)
 (公営住宅)・・・75坪×1戸 95坪×2戸
 広場整備・・・550㎡
 団地内道路・・・W=7.0m L=494m(歩行者用通路除く)
 集会施設・・・木造2階建1棟(延床面積約100㎡)
 公営住宅(小規模改良住宅・高床、木造、連棟式) 3LDK×2戸、2DK×2戸
 その他・・・都市ガス、水道、公共下水道布設

図 移転先住宅団地の土地利用

(出典) 吉田裕輔, 佐藤大介, 市古太郎, 澤田雅浩, 中林一樹『新潟県中越地震発生後半年間の災害対応と市街地空間利用について-新潟県川口町を事例として-』地域安全学会論文集 No.7, 平成17年11月。

【20040706】重機借上料の補助（川口町）

- 地震による被災箇所の復旧にあたっては、災害復旧事業の採択を待つ必要があり、早急な復旧が見込めないこと、被害規模が事業採択に該当しない箇所については関係者による対応が原則となることから、農業者の負担軽減のため、復旧作業に係る重機借上料を町で補助した。
- 対象施設
 - ・農道・農業用施設(用排水路等)で、受益者が複数であること。
 - ・その他公共用施設と認められるもの。
 - ・農地の復旧等は対象外。
- 経費負担の範囲
 - ・緊急に排土等が必要な箇所の作業等に係る重機借上料(運転手含む)
 - ・補助員・仕上げ及び人力作業に係る作業員・人夫等は対象外。

【参考文献】

- 1) 新潟県川口町『平成16年（2004年）新潟県中越地震』平成20年3月31日。
- 2) 新潟県川口町『災害復旧・復興への取り組み』。
- 3) 新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。
- 4) 新潟県川口町『新潟県中越地震の発生経過（発生から平成17年4月25日）』。
- 5) 吉田裕輔，佐藤大介，市古太郎，澤田雅浩，中林一樹『新潟県中越地震発生後半年間の災害対応と市街地空間利用について-新潟県川口町を事例として-』地域安全学会論文集No. 7，平成17年11月。
- 6) 国土交通省『川口町の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。